

令和6年度 大学機関別認証評価
自己点検評価書
[日本高等教育評価機構]

令和6(2024)年6月
エリザベト音楽大学

1

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	4
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	7
基準 1. 使命・目的等	7
基準 2. 学生	14
基準 3. 教育課程	33
基準 4. 教員・職員	53
基準 5. 経営・管理と財務	64
基準 6. 内部質保証	74
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	81
基準 A. 社会・地域貢献	81
V. 法令等の遵守状況一覧	85
VI. エビデンス集一覧	97
エビデンス集（データ編）一覧	97
エビデンス集（資料編）一覧	97

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 建学の歴史及び建学の精神

エリザベト音楽大学は、原爆投下により廃墟と化し、人々の心が混迷の状況にある敗戦直後の広島において、ベルギー王国出身のイエズス会士エルネスト・ゴーセンス神父(1908-1973)により設立された。音楽の力で人々の心を癒したいと願うゴーセンス神父は、昭和23(1948)年4月にカトリック幟町教会及び幼稚園園舎を使い、県知事認可の広島音楽学校を開設し、これが本学の起源となった。

同じころ、原爆犠牲者の冥福と世界平和を祈念するために、世界平和記念聖堂の建設が決まった。同神父は「中世において、ゴシック様式の大聖堂の近隣に、教会典礼に奉仕する小さな音楽学校が設置されたように、自分もそのような学校を作りたい」と願い、グレゴリオ聖歌やパイプオルガンなどの宗教音楽を重視する音楽教育を実践し、音楽芸術を愛し、平和を希求する学生の育成に一生を捧げることを決心した。

昭和26(1951)年には、故国ベルギー王国エリザベト王妃(1876-1965)が後援者となり、校名にエリザベトを冠することが許された。昭和27(1952)年4月には、文部省からエリザベト音楽短期大学の開設が認められた。短期大学開設前年10月1日に文部省に提出された設置認可申請書に収められている「エリザベト音楽短期大学開設趣旨」には、本学の設立目的が記されている。

[エリザベト音楽短期大学開設趣旨] (表記は原文のまま)

本学の目的並びに使命に就いては學則第一條に述べられている通りであります。敢て茲に本学の特色とする点をあげて一言御説明申し上げたいと存じます。

即ち第一に「本学はカトリシズムの精神に基いた」所の人格教育を行う点であります。このことは決して単なる「カトリック教」に基いた宗教教育を施すことを意味するものではありません。私(ゴーセンス校長)の意圖する所は文字通り「カトリシズム」(普遍性)の精神を基盤とし且つ眞に藝術を愛し「美」の追求に眞摯なる學生を教育することです。そして教える者と教えられる者が同一目標の下に相互間の信頼によつて生かされた所の精神的共同体を築き上げるべく一切を捧げて奉仕せんとする次第なのであります。その爲に敢えて一學年三〇名という恐らく短期大学としては最小の規模のものを設立する所以であります。

第二に擧ぐべき点は地域的な普遍性と申しますか本学のもつ、「國際性」に就いてであります。そもそも本校の前身たる「広島音楽学校」を創設しました動機というものが(若干私事に立ち入るので恐れいりますが)忘れもしない、昭和二十二年冬、未だ原爆の痕悲惨な広島驛頭に降り立つた時の私の受けた印象に起因しているのであります。當時世相は混沌とし、広島は「不毛の地」とさえ呼ばれていましたが私はたとえ街そのものは不毛と化そうとも、人々の心には必ずや「美」を愛する心が再び芽生えてくるものと固く信じていました。そして一外人神父として眼のあたり日本人の大いなる苦痛と犠牲を見たとき私は私の一生を捧げて之等の人々の心に再び昔のような藝術を愛し平和を愛する氣持を生ぜしめたいと決心したのであります。「美」を愛する

心は同時に亦「眞」を究め「善」を行う心にも通ずるからであります。爾來四年間幸にも私は数々の熱心な協力者達の努力によつて今日に至りましたが去る八月には母國のエリザベト女王陛下の御耳にはいり、その直接の御後援を頂くという光榮に浴しました。尚その他別項の如き後援會も組織せられ、海を遠く隔てた各國からの協力と期待を受けて國際的な友好精神のうちに本學があり且つ亦近き將來交換教授、留學生の派遣等が實現出来ることは誇りとしている所であります。

第三の特色は本學が「廣島」に設けられる點であります。前述の如く「原爆都市ヒロシマ」は世界に名を知られはしましたが寧ろ眞實の評価はその將來にあると愚考致します。即ち原爆の洗禮を受けた當地が如何に平和都市としてよみがえり得るかという點にあると思ひます。幸い廣島大學を始めすぐれた短大が二、三ありますが情操教育方面に最も大切な藝術關係の教育機關が當地のみならず、中、四國、九州地域にわたつて一校もなく従つて中、高校藝術關係の教員の不足も甚だしいのが地方に於ける實狀であります。固より音樂短大の如き地方都市に於て開設することは物的にも人的にも種々制約があることは事實であります但各々からの強い御支援と御協力により必ずや地方文教に多大の寄與をなし得るものと確信するものでございます。

最後に本學の將來の構想に就いて一言述べますならば、本學は單なる音樂短期大學としてでなく従來、日本では余り顧みられなかつた「宗教音樂」の研究部門に特に意を注ぎこの國に於ける唯一の存在たらしめたいと考えています。その外「比較音樂學」「民俗音樂」等、ベルギーのブリュッセル國立音樂院との交換教授を通じて音樂の國際的共同研究をも計るべく努力中であり、たとえ小規模であろうとも異色あるユニークな短期大學として發展せしめたいと考えている次第であります。

(以上)

この開設趣旨を基に教育方針（後に「教學の指針」）が定められ、短期大學及び四年制大學初期の時代の學生便覽に掲載された。その後、教育方針の内容を充實させて建學の精神が定められた。建學の精神は、昭和46(1971)年度の學生便覽から今日に至るまで、変わることなく繼承している。

〔建學の精神〕

大學の究極目的は、人間社會全体の形成であり、従つて、個人の完成である。芸術は、人格の開発と表現のためにも、神との一致の道を切り開く人間相互の一致のための手段としても重要であることから、本大學は、人格完成を芸術、特に音樂の観点から強調するのである。

それゆえ、深く音樂芸術に関する理論及び技能を教授研究するとともに、広く知識を授け、良識ある音樂家を育成することを旨とする。

1. 本大學は、カトリシズムの精神に基づいて創立され、かつそれを指導原理としている。
2. 本大學は、カトリック・イエズス會の教育方針に従い、一般教育科目及び外國語科目にも力を注いでいる。
3. 本大學は、すべての人々は兄弟・姉妹であるという精神から、家族的雰囲気をもととす

る学生1人1人とのきずなを教育の礎としている。

4. 本大学は、一般音楽の他に、グレゴリアン・チャント、ポリフォニー及び現代宗教音楽等の教授・研究において他にみない特色を有している。
5. 本大学は、国際的な友好関係のもとに維持されており、日本古来の文化と西欧文明との融合をその究極の使命としている。
6. 本大学は、音楽芸術をとおして、神秘的観想の精神に達することを究極の教育理想としている。

2. 教育理念・行動標語

建学の精神及び学則を踏まえて、平成20(2008)年に策定したものがエリザベト音楽大学教育理念である。その初めにモットーとしての「教養・実力・慈愛のある音楽家の育成」を掲げ、後段に本学が目指す人材養成について表している。

[エリザベト音楽大学教育理念]

《教養・実力・慈愛のある音楽家の育成》

カトリシズム（普遍性）の精神に基づき、
幅広い教養・専門教育をとおして、
自分を高め、「他者のために生きる」人材を養成する。

音楽芸術および音楽教育に関する
理論、技能および実践の教授研究により、
真に芸術を愛し「美」の追求に真摯な人材を養成する。

平和を愛し、
地域社会および国際社会、とりわけアジア地域に
貢献する人材を養成する。

平成25(2013)年には、教育理念に直結した行動標語を定め、「教養・実力・慈愛のある音楽家の育成」とともに学生・教職員に対してこの標語の周知を図っている。

[行動標語]

音楽をとおして 私が変わり 世界を良くする人になる

3. 大学の個性・特色

イエズス会が設立母体となっている高等教育機関は、現在、世界に200以上あり、その中の約80校が大学で、エリザベト音楽大学はその内の一つであるが、音楽芸術の単科大学

は本学のみである。日本においては上智大学が姉妹大学である。

イエズス会大学に共通する精神として「Men for Others」がある。「他者のために生きる人を育てる」ことであり、本学では「学校法人エリザベト音楽大学寄附行為」第3条にも明記している。近年この言葉は現代の状況に合わせ、「Men and Women for Others, with Others (他者のために、他者ととともに)」のように表記されることが多い。本学は、音楽をとおして他者に奉仕する、仕える人を育成することを目標としている。

さらに本学は創立以来、建学の精神及び教育理念にあるように、イエズス会教育の伝統であるキリスト教ヒューマニズムを基盤とする教養科目を重視している。学生が音楽芸術の技術の高さのみを追求するのではなく、幅広く教養を身に付け、人々に寄り添い、民族、文化、宗教などの多様性を認め合い、言語及び音楽により対話し、連携・協力して、個人そして社会全体が様々な意味で平和になるために貢献することを願っている。

本学は平成5(1993)年に、私立の音楽大学では初めて大学院音楽研究科博士後期課程の設置が認可された。カトリシズム(普遍性)の精神に基づき設立され、全ての人々は兄弟・姉妹であるという精神から、家庭的雰囲気大切に、学生一人ひとりとのきずなを教育の礎とし、質の高い音楽芸術の教育を行ってきた結果である。

短期大学開設時に、ベルギー王国のエリザベト王妃をはじめとする諸外国からの協力を得て以来、国際性を視野に入れた音楽芸術教育を積極的に実践し、数多くの外国人教授、客員教授が学生の指導及び研究を担ってきた。とりわけ大学院開設後は、アジアをはじめとする世界各国の留学生が修士号あるいは博士号を取得し、修了後母国の音楽教育及び演奏活動の発展に貢献している。今日では彼らの教え子が留学生として本学において研究活動を行っている。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

昭和 22	(1947)年	広島音楽教室開設(現エリザベト音楽大学附属音楽園)
昭和 23	(1948)年	県公認広島音楽学校開校
昭和 26	(1951)年	ベルギー王国エリザベト王妃が本学の後援者となる
昭和 27	(1952)年	エリザベト音楽短期大学(2年制)開設
昭和 34	(1959)年	エリザベト短期大学と改称し、3年制音楽単科短期大学となる
昭和 38	(1963)年	学校法人エリザベト音楽大学開設。短期大学廃止
昭和 51	(1976)年	声楽学科、器楽学科を増設し4学科体制となる
昭和 55	(1980)年	音楽専攻科(1年制)設置
平成 2	(1990)年	大学院音楽研究科修士課程設置、音楽専攻科廃止
平成 5	(1993)年	大学院音楽研究科博士後期課程設置
平成 10	(1998)年	創立50周年
平成 11	(1999)年	エクステンションセンター開設
平成 13	(2001)年	学部を改組し、音楽文化学科と演奏学科の2学科体制となる
平成 15	(2003)年	音楽文化学科に幼児音楽教育専修を開設

エリザベト音楽大学

- 平成 19 (2007)年 玉川大学通信教育部と提携し、小学校教諭二種免許状取得可能となる
- 平成 20 (2008)年 東広島市と東広島市内 4 大学との連携に関する協定締結
- 平成 22 (2010)年 上智大学と学生交流協定締結
- 平成 23 (2011)年 日本高等教育評価機構平成 22 年度大学機関別認証評価認定
- 平成 25 (2013)年 創立 65 周年、4 年制開設 50 周年
- 平成 27 (2015)年 広島県及び広島市と連携・協力に関する協定締結
- 平成 29 (2017)年 エリザベト音楽大学交響楽団・合唱団ドイツ公演
- 平成 30 (2018)年 創立 70 周年
日本高等教育評価機構平成 29 年度大学機関別認証評価認定
第 26 回東南・東アジアカトリック大学連盟総会・学生会議 (ASEACCU) 開催
- 令和元 (2019)年 セシリアホール開館 40 周年及び記念コンサートシリーズ開催
- 令和 3 (2021)年 新型コロナウイルス感染症における学修機会確保の好事例として「令和 2 年度文部科学白書」にレッスン用パーテーションが紹介される
- 令和 4 (2022)年 東広島市と包括連携協定締結
- 令和 5 (2023)年 創立 75 周年
- 令和 6 (2024)年 広島市民賞受賞

2. 本学の現況

- ・ **大学名** エリザベト音楽大学
- ・ **所在地** 広島県広島市中区幟町 4 番 15 号 (幟町キャンパス)
広島県東広島市西条町田口 239 番地 (西条キャンパス)
- ・ **学部構成**
音楽学部
音楽文化学科 音楽文化専修、幼児音楽教育専修
演奏学科 声楽専攻、鍵盤楽器専攻、管弦打楽器専攻
- ・ **大学院構成**
音楽研究科修士課程 音楽学専攻、宗教音楽学専攻、声楽専攻、器楽専攻
音楽研究科博士後期課程 音楽専攻

・ 学生数、教員数、職員数

音楽学部

2024 年 5 月 1 日現在 (人)

	入学定員 2024 年度変更	収容定員				在学生数
		2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	
音楽文化学科	15*	75	70	65	60	53
演奏学科	35	185	170	155	140	153
合計	50	260	240	220	200	206

※15 人中 10 人は幼児音楽教育専修

エリザベト音楽大学

大学院音楽研究科

2024年5月1日現在(人)

【修士課程】	入学定員	収容定員	在学生数
音楽学専攻	3	6	11
宗教音楽学専攻	2	4	0
声楽専攻	3	6	4
器楽専攻	12	24	14
合計	20	40	29
【博士後期課程】	入学定員	収容定員	在学生数
音楽専攻	3	9	5
合計	3	9	5

教員数：教授 14 人、准教授 14 人、専任講師 6 人、助教 0 人、非常勤教員 119 人

職員数：40 人(内訳：専任職員 20 人、嘱託職員 6 人、派遣 4 人)

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

エリザベト音楽大学の使命・目的及び教育目的は、「学校法人エリザベト音楽大学寄附行為」（以下、寄附行為）に基づき、「エリザベト音楽大学学則」第 1 章第 1 条に明確に定めている。学部の学科及び専修・専攻の人材の養成に関する目的は規程に定め、大学ホームページに公開している。

第 1 条 本大学は、カトリシズムの精神に基づいて教育を施し、広く知識を授けるとともに、深く音楽芸術に関する理論及び技能を教授研究し、良識ある音楽家を育成することを目的とする。

エリザベト音楽大学大学院の使命・目的及び教育目的は、「エリザベト音楽大学大学院学則」第 1 章第 1 条に明確に定めている。大学院修士課程及び博士後期課程の専攻・領域ごとの人材の養成に関する目的は規程に定め、大学ホームページに公開している。

第 1 条 エリザベト音楽大学大学院は、音楽の理論及び実践を教授研究し、専攻分野における研究能力及び豊かな学識を養い、文化の進展に寄与することを目的とする。

2. 本大学院の人材養成に関する目的は次に掲げるとおりとする。

(1) 修士課程は、広い視野に立って専攻分野における専門的な知識・技能を高めるとともに、高度の専門性を要する職業等に必要の優れた能力を備えた国際性豊かな人材の養成を目的とする。

(2) 博士後期課程は、音楽の専攻分野について研究者として自立して創作、表現、研究活動を行い、又はその他の高度な専門的業務に従事するのに必要な高度の研究能力とその基礎となる豊かな学識を備えた学際的な人材の養成を目的とする。

1-1-② 簡潔な文章化

本学は、使命・目的及び教育目的のより簡潔な表現を目指し、「I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等」において示したように、エリザベト音楽大

学教育理念「教養・実力・慈愛のある音楽家の育成」と、教育理念に直結した行動標語「音楽をとおして 私が変わり 世界を良くする人になる」を定めている。本学はこの教育理念と行動標語を策定後、それらが本学の使命・目的及び教育目的を表すものとして全学的に共有しており、学生便覧、「学生生活の手引き」、大学ホームページ、広報媒体等に記載している。そして学生・教職員をはじめとするステークホルダーが教育理念と行動標語を常に意識し、記憶にとどめるよう努めている。したがって、本学の使命・目的及び教育目的を簡潔に示すものとして、以下、教育理念及び行動標語を用いることとする。

1-1-③ 個性・特色の明示

本学の個性・特色は、「カトリシズムの精神」「カトリック・イエズス会教育方針（「他者のために生きる人を育てる」は一例）」「家族的雰囲気」「宗教音楽教育」「教養教育」「国際性」が挙げられる。それらは教育理念、行動標語、ディプロマ・ポリシー等にも反映している。

個性・特色を反映した授業科目として、「人間学Ⅰ～Ⅳ」及び「宗教音楽Ⅰ～Ⅲ」がある。前者では、キリスト教に関する講義、国内外での社会貢献と奉仕活動を実践する機会を設けている。後者では、グレゴリオ聖歌学及び宗教音楽史の講義に加え、グレゴリオ聖歌を実際にミサの中で実践する機会がある。毎年12月24日の晩、本学に隣接する世界平和記念聖堂（カトリック幟町教会）のクリスマスミサにおける典礼奉仕としてグレゴリオ聖歌を歌い、ヨーロッパ音楽の源泉を体験する。なお、令和2(2020)年度から令和4(2022)年度は、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、事前録音による音源の提供となったが、令和5(2023)年度から以前の状況に戻り、学生は聖堂の聖歌隊席で歌った。

大学の式典等重要な行事（入学式、卒業証書・学位記授与式、創立記念日）では、創立者の思い及び建学の精神に立ち返ることを目的とし、全学生・全教職員が参加するミサを、世界平和記念聖堂で行っている。また、大学主催コンサート等では、建学の精神を踏まえ、パイプオルガン演奏を含む宗教音楽をプログラムに含めている。

音楽をとおして他者のために生きることの実践の一つとして、大学主催コンサートなどにおいて募金活動を実施している。その中でも、イエズス会の設立した「聖ジョアン・デ・ブリトー教育大学（東ティモール）」と「ザビエル・ラーニング・コミュニティ（タイ）」には継続的に支援を行っている。

ベルギー国籍のエルネスト・ゴーセンス神父を初代学長とする本学は、短期大学開設時、ベルギー王国エリザベト王妃をはじめとする諸外国の協力を得ており、開設以来、国際性を視野に入れた教育を積極的に行ってきた。大学院音楽研究科開設後は、アジア諸国を中心に各国からの留学生が修士号又は博士号を取得し、彼らは帰国後、母国の音楽芸術の発展に貢献している。そして留学生に奨学金を給付していることも、本学の国際的な貢献活動の一つである。

創立70周年及び75周年に向けて、本学の教育の特色を生かしつつ後世に残る事業を検討した結果、単に既存の作品を演奏するだけでなく、宗教音楽作品を継続的に創出することも重要であると判断した。この考えに基づき、平成27(2015)年度から毎年1作品、歴史と伝統を持つラテン語の歌詞を用いた宗教合唱曲を著名な作曲家に委嘱している。平成30(2018)年度には4年分の作品を集めた『エリザベト音楽大学創立70周年 宗教合唱曲集

Vol. I』を、令和5(2023)年度には5年分の作品を集めた『エリザベト音楽大学創立75周年 宗教合唱曲集 Vol. II』を刊行した。

「エリザベト音楽大学イエズス会使徒職支援基金」を設け、カトリック大学あるいは建学の精神にふさわしい行事、教職員研修、学生の諸活動等に対して経費を支出するなど、大学の個性・特色を生かす取組みを積極的に進めている。

1-1-④ 変化への対応

本学の建学の精神は、昭和27(1952)年の短期大学開設趣旨書が原点となっている。その精神の重要性と価値は、大学設立以来長く尊重され継承されてきたが、長文で読みにくい点もあるとの指摘もあった。そこで、平成20(2008)年の創立60周年中期計画策定を機に、建学の精神をより簡潔に表した教育理念を新たに策定した。平成25(2013)年度には、それに直結した行動標語を定め、学生・教職員に対してこの標語の周知を図っている。令和4(2022)年度より開始した新教育課程の策定作業においても、本学の使命・目的及び教育目的を今後も保つ必要があるとの認識で一致し、建学の精神、教育理念、行動標語を本学における教育研究の精神的支柱としている。

(3) 1-1の改善・向上方策(将来計画)

本学は、寄附行為及び建学の精神を踏まえ、使命・目的及び教育目的を明示するとともに、その簡潔な表現として教育理念と行動標語を策定し、それに基づいた教育研究活動を行っている。

令和4(2022)年度に開始した新教育課程の検討の際に、建学の精神、使命・目的及び教育目的、教育理念、行動標語のいずれについても堅持すべきとの判断に至った。しかし、時代の変化とともに、社会からの大学に対する要望や期待も変化することが予想されるため、常に全学的に確認しながら、必要に応じて改善を図る。

※エビデンス集(資料編)

【資料1-1-1】学校法人エリザベト音楽大学寄附行為

【資料1-1-2】エリザベト音楽大学学則 第1条(総則)

【資料1-1-3】エリザベト音楽大学人材の養成に関する目的等に関する規程

【資料1-1-4】人材の養成に関する目的(大学ホームページ)

【資料1-1-5】エリザベト音楽大学大学院学則 第1条(総則)

【資料1-1-6】エリザベト音楽大学大学院人材の養成に関する目的等に関する規程

【資料1-1-7】大学院人材の養成に関する目的(大学ホームページ)

【資料1-1-8】行動標語(学生便覧、「学生生活の手引き」、大学ホームページ、「Elisabeth EYE」Vol.76、大学案内、大学院音楽研究科学生募集要項、各該当箇所の写し)

【資料1-1-9】「人間学Ⅰ～Ⅳ」シラバス

【資料1-1-10】「宗教音楽Ⅰ～Ⅲ」シラバス

【資料1-1-11】春季入学記念ミサ入学式次第

- 【資料 1-1-12】 2023 年度エリザベト音楽大学主催演奏会プログラム
- 【資料 1-1-13】 ロヨラ国際交流基金規程
- 【資料 1-1-14】 2023 年度留学生奨学金一覧
- 【資料 1-1-15】 『エリザベト音楽大学創立 70 周年 宗教合唱曲集 Vol. I』表紙
- 【資料 1-1-16】 『エリザベト音楽大学創立 75 周年 宗教合唱曲集 Vol. II』表紙
- 【資料 1-1-17】 エリザベト音楽大学イエズス会使徒職支援基金規程
- 【資料 1-1-18】 各種会議議事録

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

本学の教育理念は、理事会において「エリザベト音楽大学創立 60 周年 中期計画」を検討する際に、理事及び法人役職者により原案が作成され、その後理事会で承認、さらに協議会及び教授会での検討を経て、平成 20(2008)年に最終的に確定した。行動標語は、役職者を中心とする戦略会議（平成 24(2012)年及び平成 25(2013)年設置）において検討され、原案作成の後、専任教職員全体会において平成 25(2013)年に決定した。以上により本学の使命・目的及び教育目的の策定に際して役員及び教職員の理解と支持は得られていると判断する。近年教育理念及び行動標語を変更していないために、改めて基準 1-2-①に記載する事実はないが、役員及び教職員に対してどのように理解を求めているかについて以下に記す。

理事長・学長は、役員（理事・監事）及び教職員に対して、寄附行為及び大学の精神的背景について理解を求めている。大学の式典等重要な行事には、役員及び専任教職員はほぼ全員が出席する。そこで理事長・学長は大学の歴史、建学の精神、教育理念、行動標語等を含む告辞を述べる。研修会の中でもゴーセンス記念講演（講演内容は基準 4-2-②を参照）は、建学の精神、教育理念、行動標語に関することに特化した研修会である。新任教職員に対しても研修機会を設け、理事長・学長は建学の精神、教育理念、行動標語等について説明し、理解と意識の統一を図っている。理事長・学長が執筆する広報誌の記事あるいは各種の演奏会挨拶文においても、建学の精神、教育理念、行動標語等に関わる内容を記載し、これらは役員及び教職員が必ず読むことになる。

本学の長期計画及び単年度の事業計画には建学の精神、教育理念、行動標語等を織り込んでいる。事業計画は、毎年中間評価と年度末評価を各担当部署及び法人役職者が行う。

その結果を理事会で確認するほか、教授会及び職員朝礼においても配布し説明しているが、その中で自ずと建学の精神、教育理念、行動標語等についても意識することになる。

1-2-② 学内外への周知

学生便覧、「学生生活の手引き」、大学案内、大学院音楽研究科学生募集要項、大学ホームページ等に教育理念と行動標語を掲載し、学内外に広く周知している。全学生に対しては、学生便覧、「学生生活の手引き」等を用いて、大学の歴史、建学の精神、教育理念、行動標語についての周知を図っている。新入生オリエンテーション及び学部1年次の必修科目「初年次演習Ⅱ」において大学の歴史及び建学の精神について説明している。高校訪問、学校説明会、進学ガイダンス等で説明する機会を設け、学外への周知にも努めている。

また、教育理念と行動標語を和英対訳で刻字した銘板を、大学内の複数箇所（エントランスホール、セシリアホール、ザビエルホール、図書館、学生控室、講師控室）に設置している。本学3号館の各階には、創立者の夢（2階）、建学の精神（3階）、教育理念（4階）、行動標語（5階）を壁紙にデザイン・印字しており、通行する人の目に留まるように工夫している。さらに、報道機関に発信する機会においても、可能な限り教育理念と行動標語をくみ入れるよう心掛けている。

1-2-③ 中長期的な計画への反映

現在の長期計画（2016年度～2025年度）は、基本理念として「1. 建学の精神、教育理念の実現」「2. 広島から世界に貢献」「3. 学生の夢や目的の実現」を柱に据えて、分野別の目標を定めている。この基本理念は、建学の精神及び教育理念に基づく音楽教育を行うこと、被爆地広島にある音楽大学として地域あるいは国際社会へ貢献すること、教育機関としての独自性及び優位性を発展させること、質の高い教育により学生の満足度をあげること、そして、学生の夢や目的の実現に貢献することをうたっている。

令和6(2024)年度から、理事長・学長を中心に協議会及び理事会において次期中期計画を策定する。従来は10年間の長期計画であったが、今後は5年間とする。教学及び法人役職者は、現在の長期計画及び建学の精神・教育理念等を振り返り、音楽大学を巡る国内外の情報を取り入れて計画を検討する。

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

学部は専修・専攻ごとに、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを定めている。現在の三つのポリシーは、令和2(2020)年度から令和3(2021)年度に、学務・入学試験委員を中心に検討を重ね、教授会での協議を経て改訂したものである。これらは、建学の精神、教育理念、行動標語を反映しており、学生の主体的な学びにつながるように、具体的かつ平易な文章で示している。大学院においても同様に、建学の精神、教育理念、行動標語に基づき、三つのポリシーを定めている。

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

使命・目的及び教育目的を達成すべく、教育研究組織及び大学運営のための各種委員会を整備している。

1. 教育研究組織

学部は音楽文化学科と演奏学科からなり、前者は音楽文化専修と幼児音楽教育専修（幼稚園教諭免許状取得課程）を、後者は声楽専攻、鍵盤楽器専攻、管弦打楽器専攻を設置している。大学院は、修士課程と博士後期課程からなり、前者は音楽学専攻、宗教音楽学専攻、声楽専攻及び器楽専攻を、後者は音楽学研究領域、声楽研究領域、器楽研究領域からなる音楽専攻を設置している。

音楽の実践に必要な総合的音楽能力の育成を目指し、〈音楽家の耳〉トレーニング研究所を備えている。図書館は大学の教育研究を補完する役割を果たしている。本学の信仰教育の拠点としてキャンパス・ミニストリー（Campus Ministry、キャンパスの教会）を設けている。また附属音楽園及びエクステンションセンターは、幼児から社会人に至る幅広い層を対象とし、質の高い音楽学習機会を提供している。

教育研究に関する事項は、各種会議体で情報共有を行い、学部に関しては学務・入学試験委員会及び教授会において、大学院に関しては研究科教育運営委員会及び研究科委員会において協議し、学長が最終的に決定している。

2. 大学運営の仕組み

各種委員会は、教員及び関係する事務職員を構成員とし、全学的に共通する課題等に加え、規程に基づきそれぞれの専門分野に関わることを協議している。多くの場合、協議内容は教授会、研究科委員会、協議会ほかに報告され、実行に移している。委員会には、責任者として委員長あるいは議長を置き、構成員が書記を担当している。

【表 1-2-1】各種委員会

2024年5月1日現在

教授会	図書館運営・研究紀要等編集委員会
学務・入学試験委員会	演奏教育研究委員会
教養教育委員会	学生生活委員会
教職課程委員会	キャンパス・ミニストリー委員会
研究科委員会	ハラスメント問題委員会
研究科教育運営委員会	国費留学生推薦選考委員会
協議会	個人情報保護委員会
教員選考委員会	研究コンプライアンス委員会
教員資格審査委員会	企画・広報委員会
大学院修士課程教員資格審査委員会	キャリアサポート委員会
大学院博士後期課程教員資格審査委員会	学校法人エリザベト音楽大学衛生委員会
自己評価・FD 運営委員会	75周年記念誌編集委員会

※そのほか、学科会議、専修・専攻会議がある。

(3) 1-2の改善・向上方策（将来計画）

学部は、社会及び教育環境の変化に合わせ、三つのポリシーを全面的に見直し、令和4(2022)年度からそれに沿った新教育課程を開始した。引き続き可視化された学修成果を継続的に点検し、必要に応じて見直しを行う。大学院においても、社会及び教育環境の変

化を考慮し、より良い教育を展開すべく必要な見直しを行っていく。

※エビデンス集(資料編)

【資料 1-2-1】 2024 年度入学式告辞

【資料 1-2-2】 ゴーセンス記念講演資料

【資料 1-2-3】 「Elisabeth EYE」 Vol. 76

【資料 1-2-4】 エリザベト音楽大学長期計画（2016 年度～2025 年度）

【資料 1-2-5】 エリザベト音楽大学事業計画

【資料 1-2-6】 教育理念（学生便覧、「学生生活の手引き」、大学ホームページ、大学案内、大学院音楽研究科学生募集要項）

【資料 1-2-7】 行動標語（学生便覧、「学生生活の手引き」、大学ホームページ、「Elisabeth EYE」 Vol. 76、大学案内、大学院音楽研究科学生募集要項、各該当箇所の写し）

【資料 1-2-8】 「初年次演習Ⅱ」シラバス

【資料 1-2-9】 教育理念の銘板

【資料 1-2-10】 3 号館壁紙デザイン

【資料 1-2-11】 中国新聞における周知：中国新聞「想」、中国新聞「緑地帯」小冊子、中国新聞「創立 75 周年記事(上中下)」、演奏会挨拶文

【資料 1-2-12】 各種委員会規程

【基準 1 の自己評価】

本学は、建学の精神に基づいた使命・目的及び教育目的を示し、それを簡潔に表現した教育理念及び行動標語を策定している。これらは学生便覧、「学生生活の手引き」、大学案内、大学ホームページ等を通じて、学内外へ積極的に周知している。建学の精神、教育理念、行動標語を堅持すると同時に、それらに基づく教育内容及びその教授方法について、社会及び教育環境の変化に対応しながら全学的な点検を実施し改善を図っている。これらの取組みにより、基準 1 は満たしていると判断する。

基準 2. 学生

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

学部全体のアドミッション・ポリシーを定めるとともに、専修・専攻ごとに策定している。令和 3(2021)年度以前入学生に適用している旧教育課程の見直しに伴い改訂したものであり（基準 1-2-④参照）、令和 4(2022)年度以降の入学生に適用している。アドミッション・ポリシーは、大学ホームページ、音楽学部学生募集要項に明記し、入学希望者とその保証人、学生・教職員及び関係者等へ広く周知している。また、毎年春に開催する教職員向けの大学案内説明会では、専任教職員に加えて非常勤教員も参加を呼びかけ、本学の教育方針、アドミッション・ポリシーと入学試験の内容、奨学金などについて説明している。

【表 2-1-1】学部アドミッション・ポリシー

<p>音楽学部</p> <p>エリザベト音楽大学は、ディプロマ・ポリシーに掲げる資質・能力を備えた人材の育成を行うために、建学の精神及び教育理念の理解に加え、学修に必要な次の資質・能力を身につけている人を受け入れます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高等学校までの教育課程を幅広く修得している。 ・実用英語技能検定準 2 級程度（同等の他のテストの成績を含む）の英語能力がある。 ・音楽(教育)に関する経験、興味及び強い関心を持ち、入学後も主体的に他者と連携して音楽(教育)活動に取り組むことができる。 ・音楽(教育)に必要な情報機器を利活用する基礎能力がある。 ・専修・専攻の求める音楽(教育)の基礎知識及び能力を身につけている。

大学院は教育目的を踏まえ、【表 2-1-2】に示された修士課程及び博士後期課程全体の方針に加え、専攻・領域ごとにアドミッション・ポリシーを策定している。アドミッション・ポリシーは、大学ホームページ、大学院音楽研究科学生募集要項をとおして周知を図っている。また学部から大学院を志望する学生対象の説明会において、本学の教育方針、大学院のアドミッション・ポリシーと入学試験の内容、奨学金などについて説明している。

【表 2-1-2】修士課程・博士後期課程アドミッション・ポリシー

<p>修士課程</p> <p>「教養・実力・慈愛のある音楽家の育成」という本学の教育理念を理解し、修士課程における各専攻分野の研究に必要な資質を備え、当該研究を遂行する強い意欲を持ち、地域社会、日本および世界の文化の進展に貢献する意志のある人。</p>
<p>博士後期課程</p> <p>「教養・実力・慈愛のある音楽家の育成」という本学の教育理念を理解し、博士後期課程における研究に必要な各研究領域に関する専門的な知識や技能を修得しており、高度な研究を自立して行うための資質を備え、地域社会、日本および世界の文化の進展に貢献する意志のある人。</p>

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

学部は「エリザベト音楽大学入学者選抜規程」に、大学院は「エリザベト音楽大学大学院入学者選抜規程」に入学者選抜に必要な事項を定めている。

学部は、アドミッション・ポリシーに基づき、資質・能力の多様な入学試験受験者に対応できるよう、【表 2-1-3】に示す試験を実施している。入学試験課題は、アドミッション・ポリシーを勘案し、教員が記述式問題の作成及び実技課題の設定を行っている。また全ての入学試験受験者に学長面接を実施し、教育理念を適切に理解し、本学での学修に十分な意欲が見られるかも確認している。

各入学試験の結果について、教授会の議を経て学長が合格者を決定する。さらに学務・入学試験委員会において、アドミッション・ポリシー及びそれに基づく選抜方法の妥当性を検証し、次年度入学試験への計画・立案を行っている。

アーティスト 21 特別入学試験による入学者は令和 3(2021)年度以降途絶えているものの、とりわけ演奏分野における精鋭教育や海外留学の低年齢化は進んでおり、優れた資質を有し強い意欲のある者にその可能性を広げるためにも不可欠な入試制度と位置づけ、今後も募集を続ける。

【表 2-1-3】 2025 年度 学部 入学試験一覧

春季	一般選抜	春季一般選抜（前期日程）
		春季一般選抜（後期日程）
	総合型選抜	春季総合型選抜
		初年度奨学生入学試験（音楽文化学科総合型特別選抜入学試験）
		ソリスト奨学生入学試験（演奏学科総合型ソリスト選抜入学試験）
	学校推薦型選抜	学校推薦型選抜（指定校推薦・公募推薦）
	その他	アーティスト 21 特別入学試験（高校 2 年修了飛び入学試験）
		春季編入学試験
		春季編入学特待奨学金入学試験
秋季	一般選抜	秋季一般選抜
	総合型選抜	秋季総合型選抜
	その他	秋季編入学試験
		秋季編入学特待奨学金入学試験

大学院は前述のアドミッション・ポリシーに基づき、【表 2-1-4】に示す試験を実施している。春季の修士課程入学試験については、11 月末から 12 月初めにかけてと 2 月半ばの 2 回実施することにより、とりわけ学部卒業予定者にとっての進学の可能性を拡充している。さらに修士課程においては、多様なニーズへの対応として社会人特別選抜入学試験も設けており、3 年以上の音楽教育、音楽関連の職に従事した者には専門分野試験と面接だけで受験できる機会を提供している。留学生入学試験は修士課程、博士後期課程で実施しており、海外からの出願者については、修士課程のみ令和 3(2021)年度よりオンラインを活用した入学試験を行っている。

全ての入学試験の筆記科目は、研究科委員会で承認した教員が問題を作成し、修士課程、博士後期課程それぞれのレベルを勘案した内容の課題を課している。実技課題については教員が原案を作成し、研究科教育運営委員会で決定している。また全ての入学試験受験者に、学部同様、学長面接を実施し、教育理念への理解と、本学での学修意欲について確認している。

各入学試験の結果は研究科委員会の協議を経て、学長が合格者を決定する。さらに研究科教育運営委員会において、アドミッション・ポリシー及びそれに基づく入学者選抜方法の妥当性を検証し、次年度入学試験への計画・立案を行っている。

修士課程は、「学部との5年プログラム規程」及び「修士課程進学者選考に関する内規」に定める選考過程を経て修士課程への進学が承認された者を、2年次編入の形で受け入れている。

【表 2-1-4】2025 年度 大学院 入学試験一覧

修士課程		博士後期課程
春季	春季入学試験（第1回）	春季入学試験
	春季入学試験（第2回）	
	社会人特別選抜試験（第1回）	
	社会人特別選抜試験（第2回）	
	留学生入学試験	
秋季	秋季入学試験	秋季入学試験
	社会人特別選抜試験	
	留学生入学試験	

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

近年の顕著な少子化及び入学者数の減少状況を踏まえ、学部では、平成 27(2015)年度から 5 年間続けてきた入学定員 80 人を令和 2(2020)年度に 70 人へと改めた。同年度には入学定員を上回る入学者を確保し、収容定員充足率は改善した。しかし令和 3(2021)年度以降、入学者数の減少が続き、収容定員充足率の維持が困難な状況になった。そのため、企画・広報委員会、学務・入学試験委員会をはじめ各委員会において検討を重ね、入学者確保への取組みを図ってきたが、入学者は定員に満たない。令和 6(2024)年度入学生から、入学定員を 50 人へと改めた。引き続き、入学者確保に努める。

大学院の入学定員充足率は年度ごとの増減が大きいものの、全体的な傾向として、学部における在籍者減の影響を受けている。令和 2(2020)年度から令和 3(2021)年度にかけては、新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の強化に係る措置により留学生の受入れも停滞したが、修士課程入学試験では令和 3(2021)年度から海外在住の受験者に対してオンラインを活用することで、留学生を継続的に確保している。

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

学部は、令和 4(2022)年度に教育課程を改訂し、アドミッション・ポリシーを見直した。

令和 5(2023)年度には入学試験課題を改訂するとともに、入学定員の見直し・削減も行った。今後は、学修内容の到達度を継続的に分析し、アドミッション・ポリシーの妥当性を検討しつつ、入学定員を満たすべく全教職員が協働で学生募集に努める。

大学院についても、修士課程の入学試験のあり方及び教育内容を中心に、学部の学生の就職活動期間、進路希望動向等を含めた時代状況の変化を考慮しつつ、継続して見直しを進めていく。

※エビデンス集(資料編)

【資料 2-1-1】旧教育課程三つのポリシー

【資料 2-1-2】学部のアドミッション・ポリシー（大学ホームページ、音楽学部学生募集要項）

【資料 2-1-3】大学院のアドミッション・ポリシー（大学ホームページ、大学院音楽研究科学生募集要項）

【資料 2-1-4】大学案内説明会資料

【資料 2-1-5】エリザベト音楽大学入学者選抜規程

【資料 2-1-6】エリザベト音楽大学大学院入学者選抜規程

【資料 2-1-7】学務・入学試験委員会議事録（2023 年度第 9 回、2024 年度第 1 回）

【資料 2-1-8】研究科教育運営委員会議事録（2024 年度第 3 回）

【資料 2-1-9】エビデンス集（データ編）【表 2-1】【表 2-2】

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

教職員は協働で各種委員会を運営している（基準 1-2-⑤参照）。特に以下に示す学修支援体制は、学務・入学試験委員会、研究科教育運営委員会、学生生活委員会、教職課程委員会が主にその整備を担当するとともに、その実施は専任教員、学事部学務、学事部学生生活等が連携して行っている。

1. クラス担任制

学部は、学生の学修と生活を支援するために、専任教員によるクラス担任制を設けている。個人面談（前期 2 回、後期 2 回）では、学修状況、進路及び生活態度の把握、学期末の成績配布を実施している。また全学年の合同ホームルーム（前期 1 回、後期 1 回）では、学修に限らず、進路及び社会問題をテーマにした講演を提供している。新型コロナウイルス

ス感染症による大学休講時は、担任が、学生一人ひとりに連絡を取り、学修状況、健康状態を確認した。

大学院は、研究科長が大学院担任として、各セメスターに1回ずつ大学院ホームルームを実施するとともに、成績発表時にも個人面談を実施し、学生の学修状況の把握及び助言等を行っている。

2. 学内ポータルサイト「イーチ (UNIVERSAL PASSPORT) 」

学内ポータルサイト（通称「イーチ」）を用いて、授業の休講・補講情報、学内行事等の通知、シラバス照会、成績照会、出欠管理及び確認など、本学の教育及び学生生活に関する情報発信を行うとともに、学修状況の把握に活用している。令和2(2020)年度には、オンライン授業ツールの一つとしてUNIPA LMS(Learning Management System)「クラスプロフィール」を導入し、以後、対面授業における授業資料及び授業課題の提示のほか、授業のリフレクションなどにも用いている。

3. 履修科目登録等の支援体制

学部では新年度のオリエンテーション期間中、学事部学務及び教職のオリエンテーションを学年ごとに行っている。これにより学生は主体的に履修計画を立てることが可能である。特に4年次生に対しては「卒業単位の確認」の時間を設け、専任教員と職員が協力して単位取得不足による卒業延期を防ぐための指導をしている。また履修科目登録変更期間（各学期の開始一週間）には、1階エントランスホールに履修相談コーナーを設け、履修に関する相談に応じている。

大学院は、主として研究科長と職員がオリエンテーションを実施するほか、研究科長が学生一人ひとりと面談を行い、履修相談及び指導にあたっている。

4. 学修状況の変化への対応

学修における様々な課題の相談窓口として、授業担当教員、クラス担任に加え、学生相談室（基準2-4-①参照）の利用を推奨している。授業の出席状況などに関する学生の情報を学生生活センター室長に適宜集約し、学生生活センター室長はこれらの情報に加え、学修状況に変化が見られる学生の情報を、毎年6月と11月に全授業担当者から収集している。そこで得られた情報は個人情報扱いに配慮しながら必要に応じて、授業担当教員、クラス担任、学生相談室、学生生活委員会などにおいて共有し、それに基づいた支援のあり方を検討・実施している。

5. 学修支援体制及び詳細を記した各種手引き

前述の1から4に挙げた学修支援体制と内容は、「学生生活の手引き」と教職課程委員会による「教職課程（中・高）履修の手引き」及び「教職課程（幼稚園）履修の手引き」に記載している。「学生生活の手引き」は、新年度のオリエンテーション期間に全学生及び全教職員に配布し、その活用を促している。また教職課程に関する2種類の手引きは、同じく新年度のオリエンテーション期間に教職課程の全履修者に配布するほか、大学ホームページに掲載し、保証人等も閲覧可能としている。

6. 新入生への学修支援

学部の新入生には、入学時のオリエンテーション期間中に、学務、学生生活、進路、企画・広報、演奏活動、教職などの各種オリエンテーションを実施し、大学生活のスムーズな開始を支援している。また「エリザベトを知る」と題したプログラムを通じて、大学の沿革、建学の精神、教育理念を伝え、学生が大学での学びの意味を考える機会を提供している。さらに、交流を深める目的で、西条キャンパスでのオリエンテーション行事も行っている。

7. 大学院における研究の支援体制

令和5(2023)年度より、修士課程の学生に各自の研究テーマを記入するシートを配布し、提出されたシートを指導担当教員、専攻代表教員(各専攻の学部の学科長補佐)、研究科長に回覧、共有している。これにより、研究に対する学生の自己認識の明瞭化につなげるとともに、学修状況を複数の教員の目で把握できるようにしている。

8. 留学生への支援体制

留学生には受験相談の段階から、国際交流室長、企画・広報、学生生活、学務が連携を取り、入学試験合格後もビザ取得、住居の確保、外部奨学金申請補助等の支援を実施している。

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

1. オフィスアワー、TA(Teaching Assistant)の整備、学習支援アシスタント

オフィスアワー制度を全学的に実施し、専任教員は週1時間のオフィスアワーを設けている。オフィスアワーの時間割は学生生活の掲示板に示し周知している。TA制度は、「音楽実技実習ティーチング・アシスタントの実施に関する内規」に基づき運用している。TAは博士後期課程に在籍する特に優秀な学生が務め、担当専任教員の指導のもと、主に学部生の実技レッスン指導を担当する。TAの週あたりの上限時間を定めており、研究活動に支障が出ないように配慮している。TA登録人数は、令和元(2019)年度2人、その後令和4(2022)年度まで毎年1人であったが、令和5(2023)年度は該当者がいなかった。またTA制度に加え、大学院修士課程の学生が学部生への授業外学習支援(ソルフェージュ、音楽理論、外国語、音楽史、演奏技術向上支援等)を行う「学習支援アシスタント制度」を設けている。本制度におけるのべ利用人数は【表2-2-1】のとおりである。

【表2-2-1】学習支援アシスタントのべ利用人数

各年度末時点

年度	2019	2020	2021	2022	2023
学習支援アシスタントのべ利用人数	6	3	6	7	5

2. 障がい等の支援を必要とする学生への対応

令和3(2021)年度9月に、「LGBTQ及び障がいのある学生への支援と合理的配慮」の教職員研修を実施した。そして令和5(2023)年4月に、「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を策定し、合理的配慮に関する規定を整備し対応している。申請には、

入学前に申出のある場合、入学時提出の「健康に関する調査書」を基に対応を開始する場合、授業開講中に教職員あるいは学生本人からの申出を受けて対応する場合などがある。申請希望者は学生生活センターに必要書類（診断書添付）を提出し、配慮内容は学生と教職員との合意を得て決定している。配慮内容の具体例としては、教室の座席配置、板書の撮影、授業及びレッスンの録音、コミュニケーションへの配慮等がある。令和6(2024)年度より、「学生生活の手引き」にも概要を追記し、オリエンテーション期間に学生及び保証人に説明を行っている。

3. 中途退学、休学及び留年などへの対応

教員、職員、学生及び保証人は、「イチ」内の出欠管理機能を利用して、各授業の出席状況を確認できる。これにより、学修状況に変化が見られる学生を教職員が協働で早期に発見し、保証人と連携しながら学生の指導を行っている。また、全専任教員が参加する教授会の成績判定では、成績が芳しくない学生について、授業担当者、クラス担任、学生生活センター室長、実技担当教員等が情報を交換し共有している。必要に応じて保証人とも連携し、中途退学、休学及び留年を防ぐ対策を行っている。

4. 入学予定者への入学前教育

学部への入学予定者に対して、入学後の学修をスムーズに開始するために12月下旬に直面事前指導を実施している。この指導では、音楽理論とソルフェージュの講義及びピアノ実技指導を提供しており、入学予定者は大学での学びに慣れるとともに、自身の能力を把握する機会を得ている。また、教員はこの機会を利用して入学予定者の学力と音楽基礎力を把握し、入学後の指導計画の準備を進める。入学予定者は「クラスプロファイル」を使用した音楽理論、ソルフェージュ及び小論文の課題、そしてネットワーク型集中英語学習プログラム「ぎゅっとe」を利用した英語課題に取り組む、入学に向けて継続的に学習する。これらの課題の学修状況は、入学時のオリエンテーション期間に実施するクラス分けテストなどで把握し、入学後の学修との連携を図っている。

5. 留学生への支援

留学生の日本語力強化のために、日本語教育を専門とする国際交流室長及び非常勤教員が指導にあっている。クラスは目的別・レベル別に編成し、個々の研究に必要な会話力、聴解力、読解力、そして論文執筆に必要な筆記能力を育成している。

(3) 2-2の改善・向上方策（将来計画）

学修支援について、教員と職員の協働体制を引き続き進める。入学予定者の専門分野等の基礎力向上のために、入学前の直面事前指導から新入生オリエンテーションまでの期間を用いた入学前教育の充実を図る。合理的配慮を必要とする学生の支援は、学生生活センター室長を中心に連携し、組織的なサポートの計画・実行可能な体制を整備する。

※エビデンス集（資料編）

- 【資料 2-2-1】 ホームルーム（「学生生活の手引き」 pp. 20-21）
- 【資料 2-2-2】 2023 年度合同ホームルーム資料
- 【資料 2-2-3】 2024 年度春季オリエンテーション予定表
- 【資料 2-2-4】 気がかりな学生について（連絡のお願い）
- 【資料 2-2-5】 「教職課程（中・高）履修の手引き」
- 【資料 2-2-6】 「教職課程（幼稚園）履修の手引き」
- 【資料 2-2-7】 「エリザベトを知る」 資料等
- 【資料 2-2-8】 研究テーマ記入シート
- 【資料 2-2-9】 2024 年度専任教員オフィスアワー一覧
- 【資料 2-2-10】 音楽実技実習ティーチング・アシスタントの実施に関する内規
- 【資料 2-2-11】 2023 年度学習支援アシスタント利用状況
- 【資料 2-2-12】 2021 年度教職員研修会資料
- 【資料 2-2-13】 障がいと理由とする差別の解消の推進に関する対応要領
- 【資料 2-2-14】 障がいと理由とする差別の解消の推進に関する対応要領における留意事項
- 【資料 2-2-15】 健康に関する調査書
- 【資料 2-2-16】 「イーチ」使用について案内文
- 【資料 2-2-17】 教授会議事録（2023 年度第 15 回）
- 【資料 2-2-18】 入学予定者事前指導資料

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

キャリア支援室長を委員長とするキャリアサポート委員会を設置し、卒業後の進路、就職状況を把握するとともに、社会の要請に応じた進路指導を議論している。この結果に基づき、室長が中心となって、カウンセリング業務、求人情報の提供、履歴書作成、面接対策の実務指導を担当している。また本学には、キャリアコンサルタントの資格をもつ職員が室長を含めて 3 人おり、一人ひとりの就職・進学希望に応じた支援を入学から卒業まで継続的に行っている。

1. 教育課程内支援

学部は、科目連携によるキャリアデザインの体系化を目指し、1 年次には両学科の教養科目として、「初年次演習 I・II」「データサイエンス入門」「キャリア教育 I」を全員必修とし、社会人に必要な基礎力（文章力、パソコンスキル、AI・データ処理の基礎等）と、産業・組織心理学を通じた職業意識の形成を行っている。2 年次以降の「キャリア教育 II・

Ⅲ」では、自己適性を把握するとともに、プレ・インターンシップを実施するなど、職業的自立に必要な資質・能力の育成を目指している。

また本学では、中学校・高等学校教諭一種免許状（音楽）、中学校・高等学校教諭専修免許状（音楽）、幼稚園教諭一種免許状、さらに玉川大学通信教育課程の併修による小学校教諭二種免許状が取得可能である。

そのほか、日本マーチングバンド協会の指導者ライセンス（3級と2級指導員）取得を目指し「マーチング指導法Ⅰ・Ⅱ」を行っている。

2. 教育課程外支援

進路希望調査に基づく面談

キャリア支援室を本館2階に設置し、隣接する教職学習室と併せ、就職対策及び教職に関する資料を整えている。キャリア支援室長による進路希望調査と個人面談も、この支援室で実施する。学部3・4年次生と大学院修士課程1・2年次生全員には、支援室長が進路希望調査を実施し、キャリア意識の醸成、就職・進学の意味確認を行っている。そして教授会では、卒業時の進路調査結果を共有している。留学生については、近年日本国内での就労希望が増えており、国際交流室長を中心に求人内容の確認、就職活動相談、履歴書の書き方などを支援している。

進路オリエンテーション

令和元(2019)年度まで、音楽大学を卒業して各界で活躍する講師を招き、全学年対象の進路オリエンテーションを実施していた。令和2(2020)年度も対面形式の進路オリエンテーションを計画していたが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け中止した。代案として、本学YouTubeチャンネルに「エリザベト音楽大学キャリアサポート」中学校音楽科教諭編及び留学編を作成し、学生向けに限定公開した。令和4(2022)年度までにさらに9本の動画を作成し、計11本を一般公開している。

令和3(2021)年度以降は、キャリアサポート委員会とキャリア支援室が、学年別進路オリエンテーションを実施し、外部講師が学生に講演する形式をとっている。

学内における就職説明会等

学生のキャリア意識の醸成を目指し、音楽の専門性を生かす仕事（音楽教室講師、自衛隊音楽隊等）について講師を招き、学内で説明会等を行っている。例年4月には河合楽器製作所の講師による音楽教室講師に関する説明会、5月には陸上自衛隊第13音楽隊（広島県安芸郡海田町）、海上自衛隊呉音楽隊（広島県呉市）の音楽隊員による説明会を開催している。また、音楽教室の指導者に必要な各種グレード取得を目指し、毎年対策講座を行ってきたが、新教育課程に授業科目「指導グレード研究」を置き、グレード試験合格に向けて継続的に学修できる体制を整えた。大学院進学希望者には、例年7月の「大学院進学説明会」への参加を促している。

教員を目指す学生のための支援

教職志望者のために、教職学習室を設置するほか、教員採用試験対策で実績のある協同

出版株式会社の講師を招き、特別講座を開講して試験対策のサポートをしている。また教員採用試験1次合格者には、教職課程担当教員が2次試験対策の指導を行っている。さらに教職課程担当教員と連携し、教職関係の就職情報を教養・教職主事に集約し、卒業生も含め、この分野への就職を希望する学生に対して情報を提供している。

本学の教育課程では保育士資格を取得できないが、学生が保育士資格を取得できるよう様々な指導を行っている。令和5(2023)年度には、資格取得を支援する目的で、保育士試験支援奨学金を設け、在学中に合格した5人の学生が給付対象となった。

(3) 2-3の改善・向上方策(将来計画)

教育課程内においては、キャリア教育に関する科目と「指導グレード研究」等の科目を通じて、専門性の高いキャリアデザインをさらに体系化する。教育課程外においては、現在3・4年次生に実施している進路希望調査とそれに基づく個人面談について、早期化を計画・実施する。学生が描く職業観と社会の要請を十分に把握し、教職、音楽関連の職業、一般就職、大学院進学など、学生の希望に沿った進路の実現のために、教職員が連携し支援する。

※エビデンス集(資料編)

【資料2-3-1】キャリアサポート委員会規程

【資料2-3-2】「初年次演習Ⅰ・Ⅱ」「データサイエンス入門」「キャリア教育Ⅰ～Ⅲ」「マーケティング指導法Ⅰ・Ⅱ」シラバス

【資料2-3-3】「教職課程(中・高)履修の手引き」

【資料2-3-4】「教職課程(幼稚園)履修の手引き」

【資料2-3-5】進路希望調査票

【資料2-3-6】教授会議事録(2024年度第1回)

【資料2-3-7】2023年度卒業生進路一覧

【資料2-3-8】YouTubeチャンネル「エリザベト音楽大学キャリアサポート」

<https://www.youtube.com/user/ElisabethUniversity>

【資料2-3-9】学年別進路オリエンテーション講座案内と内容

【資料2-3-10】「指導グレード研究」シラバス

【資料2-3-11】大学院進学説明会アンケート

【資料2-3-12】保育士試験対策講座のお知らせ

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4の自己判定

基準項目2-4を満たしている。

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 学生生活の安定のための支援

本学は、学生生活の安定を目的とし、学生生活センター室長の主導のもと、学生生活委員会、学事部学生生活、学生相談室、保健室等が連携し、以下の支援を実施している。

1. 学生相談室及び保健室を中心とした学生の心身に関する健康相談

学生相談室の利用は予約制で、専門のカウンセラー2人（臨床心理士・公認心理師有資格の専任教員1人、非常勤カウンセラー1人）が対応している。令和6(2024)年度は木曜日と金曜日の10時から17時を原則として開室している。障がいのある学生にも、カウンセラーによる専門的な支援のほか、必要に応じて学生生活センター室長、学生生活委員会と連携を取り、支援している。また保健室は、土日を除き毎日9時から17時まで開室しており、看護師は傷病の応急処置のほか健康全般の悩み相談を行い、学生生活をサポートしている。毎月第1木曜日には、学校医による健康相談を行っている。

2. 各種奨学金

本学独自の奨学金

【表2-4-1】に示すように、多種多様な奨学金制度（給付型）をとおして、経済的支援を行っている。その内容は「学生生活の手引き」、大学案内及び大学ホームページ等に示し、学内外に周知している。

【表2-4-1】 本学独自の奨学金制度

2024年5月1日現在

	奨学金の分類と名称	対象
学 修 奨 励 支 援	ザビエル奨学賞	学部・大学院修士課程
	音楽文化学科初年度奨学金	学部1年生
	音楽文化学科奨学金	学部
	専門科目奨励賞	学部
	演奏学科特待奨学金	学部1・2・3年生
	アーティスト21特別奨学金	学部1年生
	演奏学科ソリスト奨学金	学部1年生
	大学院特別奨学金	大学院修士課程
	エルネスト・ゴーセンス奨学金	学部・大学院
	海外研修奨励賞	学部・大学院
	エリザベト音楽大学国際音楽セミナー奨学制度	学部・大学院
	学習支援アシスタント奨学制度	大学院
	協定校奨学金	学部
	専願受験生奨学金	学部1年生
大学院進学支援奨学金	大学院進学生(本学卒)	
得 資 格 取 得 支 援	教員養成奨励奨学金	学部
	英語技能認定奨学金	学部1年生
	保育士試験支援奨学金	学部・大学院修士課程
活 学 生 支 援 ・ 学 修 生	兄弟姉妹学生支援奨学金	学部・大学院
	卒業生子女奨学金	学部・大学院
	遠隔地帰省支援奨学金	学部

家賃補助奨学金	学部・大学院
エリザベト奨学金	学部・大学院
エリザベト音楽大学学資ローン制度	学部・大学院
ロヨラ国際交流基金による奨学金	学部・大学院
〈音楽家の耳〉トレーニング検定試験合格者奨学金	学部1年生
「楽典・ソルフェージュ」成績優秀者奨学金	学部1年生

留学生のための奨学金

多くの留学生に奨学金を給付するほか、外部奨学金獲得を支援し、留学に伴う経済的負担の軽減を図っている。外部奨学金は寄付団体数及び奨学金額が年々減少傾向にあるが、学事部学生生活が留学生に適宜情報を提供し、国際交流室と連携して学内での選考に基づき各団体に推薦している。

コロナ禍における奨学金

令和2(2020)年度から令和4(2022)年度にかけて、新型コロナウイルスに関する修学支援策として独自の奨学金を給付し、修学継続のための経済的支援を実施した。「対面式授業準備に係る支援奨学金」及び「学期末試験準備支援奨学金」は、学部及び大学院の全学生に支給した(受給率100%)。

3. 学生の授業外活動支援

学生の演奏、作曲、論文執筆等、音楽研究活動を盛んにするために、学長による表彰制度を設けている。また、自発的な音楽活動の場として研究会の創設を認めている。年度ごとに各研究会の活動・決算報告を確認し、活動補助金を交付している。学生会主催の大学祭及びクリスマス・パーティー等の実施に際して、施設・管理面の援助、学年暦上の配慮等を行っている。さらに学内におけるキリスト教行事(ミサの企画・運営等)を主に担当する組織として、キャンパス・ミニストリーを設置している。2号館3階にはキャンパス・ミニストリーの部屋を設け、聖書勉強会などを開催している。また大学内にとどまらず、地域社会に奉仕する場も提供するほか、黙想会、ボランティア活動等の紹介をとおして、建学の精神に基づく学生の教育を精神面からサポートする役割を果たしている。

4. 留学生への生活支援

国際交流室と学事部学生生活が連携し、留学生の生活支援として、銀行口座の開設、役所への届出、住居探し、奨学金財団への申込書の作成等のサポートを行っている。特に住居に関しては、留学生のための公的施設である広島市留学生会館を利用できるとは限らないため、民間賃貸物件を探す際には全面的に支援している。コンクールに出場する際は、必要な書類の日本語訳、申請書類作成の補助など、授業以外の支援も多く行っている。さらに、留学生の日本での就職支援を目的とし、広島県留學生生活躍支援センターに加入して、日本での就職活動準備、企業との合同説明会をはじめとする各事業への参加を促している。

(3) 2-4の改善・向上方策(将来計画)

合理的配慮を必要とする学生への支援は、学生生活委員会、学事部学生生活担当、保健

室等が連携し、その体制を整備してきた。しかしそのニーズは年々高まっており、専門的な視点を持つスタッフの拡充を含めた多面的な支援体制の強化を目指す。

※エビデンス集(資料編)

【資料 2-4-1】 学生生活委員会規程

【資料 2-4-2】 学生相談室（「学生生活の手引き」 p. 19）

【資料 2-4-3】 2023 年度学生相談室及び保健室利用状況

【資料 2-4-4】 2023 年度本学独自の奨学金支給者数一覧

【資料 2-4-5】 奨学金制度（「学生生活の手引き」 pp. 34-38）

【資料 2-4-6】 2023 年度留学生奨学金受給一覧

【資料 2-4-7】 新型コロナウイルスに関わる学生への修学支援策一覧

【資料 2-4-8】 表彰制度（「学生生活の手引き」 pp. 39-41）

【資料 2-4-9】 キャンパス・ミニストリー案内

【資料 2-4-10】 広島県留学生活躍支援センターパンフレット

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

本学の校地は幟町キャンパス（4,890 m²）と西条キャンパス（35,895 m²）からなり、幟町キャンパスは、本館、1号館（センリアホールを含む）、2号館（ザビエルホールを含む）、3号館及び4号館がある。西条キャンパスは、運動場、体育館（実習ホール）、教室、実習室（レッスン室）がある。両キャンパスは付属音楽園の施設としても活用している。

大学施設設備は、【表 2-5-1】に示すように、安全・安心で快適な設備環境で教育研究が行えるよう、エリザベト音楽大学長期計画（2016 年度～2025 年度）及び施設設備改修長期計画に基づき、修繕・更新を継続的に行っている。また全学生に個人専用のロッカーを配備し、安心して楽譜や小型楽器などを保管することができる。さらに電気設備、消防設備、エレベーター等の設備の保守管理を法令に基づき実施し、施設設備の安全性の確保に努めている。新耐震基準以前に建築された 1 号館の耐震改修は平成 25(2013)年に完了しており本学の耐震化率は 100%である。

従来から防犯カメラの設置を行っているが、令和 6(2024)年 4 月からは顔認証システムを導入し、不審者の侵入に備えるとともに、関係者の入構の利便性も向上している。

エリザベト音楽大学

幟町キャンパスから約 300mの場所に、24 時間常駐の寮監を置いた女子学生寮（セシリアホーム）がある。学習机、ベッド、整理棚、洗面台を備えた個室と 9 室の防音練習室を備えており、全館冷暖房の完備、自室での無線 LAN 対応など、快適な居住環境を整えている。

【表 2-5-1】 施設設備の更新・改修工事（2020 年度以降実施分）

年度	月	内容
2020	5月	セシリアホール空調改修工事、1号館北側1階練習室空調機器更新工事
	9月	図書館内書架転倒防止措置及び照明設備工事
	1,3月	エレベーター修繕工事
	3月	学生寮トイレ改修及びユニットシャワー増設工事、学生寮居室の空調設備更新工事 1号館から4号館への1階部分に係る防犯カメラの追加設置工事
2021	6月	1号館南側2階～4階練習室等空調機器更新工事
	8月	本館樋漏れ対策工事
	8月	4号館7階練習室空調機器更新工事
	9月	学生寮厨房への食器洗浄機設置工事
	11月	1号館電気設備(受変電設備)改修工事
	2月	2号館空調屋上自動制御機器交換修繕工事
	3月	1号館1階機械室 送水用加圧ポンプ更新工事 4号館(3階から7階)練習室空調機器更新工事 学生寮食堂床タイル張り替え
2022	7月	1号館練習室等空調機器更新工事
	9月	2号館用揚水ポンプ・2号館空調ファンコイルリモコン更新工事
	12月	1号館、4号館、本館、旧神父館 LED 交換工事
	12月	西条キャンパス1号館2階教室空調機器更新工事
	2月	1号館2階トイレ洋式化工事
	3月	防火扉調整、防火ダンパー交換工事
	3月	学生寮セシリアホーム高圧受電設備機器更新工事
2023	5月	1号館高架水槽制御盤内ユニット取替工事
	6月	本館2階・4階女子トイレ改修工事
	8月	学生寮 LED 交換工事
	8月	2号館空調設備無停電電源装置交換作業
	1月	学生寮揚水ポンプ取替工事
	3月	建築設備点検指摘事項に係る改善工事
	3月	顔認証システム設置工事

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

セシリアホールとザビエルホールは、大教室として授業、入学式、卒業証書・学位記授与式、卒業試験、定期演奏会、学内演奏会、卒業演奏会、教員の研究発表、付属音楽園の発表会などに使用している。ほぼ全ての教室に、グランドピアノ又はアップライトピアノ

と AV 機器を設置している。幼児音楽教育演習室は、幼児音楽教育専修の学生向けにモンテッソーリ教具、保育現場で活用されている楽器、オルフ楽器などを備えている。16 あるレッスン室には 21 台のグランドピアノを置いており、内 6 室にはグランドピアノ 2 台を設置している。さらに、1 号館 4 階には打楽器等の大音量に対応するアンサンブル室、2 号館 9 階には、吹奏楽をはじめ様々なアンサンブルに対応する、天井が高く開放感のある 120 人収容可能なアンサンブルホールがある。

本学には合計 68 の練習室があり、そのうち大学院生用は 11 室である。65 室にはピアノを置いている。また特殊な練習室として、打楽器練習室、マリンバ練習室、パイプオルガン室 (5 室)、デジタル鍵盤楽器室 (5 室)、チェンバロを配置した演奏資料室、また電子音楽関係機材等を設置した電子音楽スタジオがある。

本学保有の楽器台数と内訳は【表 2-5-2】のとおりである。特殊楽器は大学の管理のもと楽器庫に保管し、日常的に貸し出している。

【表 2-5-2】 楽器保有台数

2024 年 5 月 1 日現在

鍵盤楽器				管弦打楽器						合計
グランドピアノ	アップライトピアノ	パイプオルガン	その他※ ₁	木管楽器	金管楽器	弦楽器	打楽器	和楽器	その他※ ₂	
88	75	7	45	67	45	37	71	34	67	536

- ・その他※₁にはデジタル鍵盤楽器、リードオルガン、チェンバロ、キーボード等を含む。
- ・その他※₂にはオルフ楽器、幼児音楽教育楽器一式を含む。

2. 図書館

図書館は、平日は 9 時から 16 時 50 分、土曜日は 9 時から 11 時 50 分を基本とし、平均して年間約 240 日開館している。夏季休暇中には長期貸出しも行い、利用者の便宜を図っている。本図書館の特色である充実した宗教音楽関係各種資料をはじめ、楽譜、音楽図書を中心とする和書及び洋書、国内外の音楽学術雑誌、参考図書資料、視聴覚資料等を所蔵し、所蔵資料はオンライン蔵書目録 (OPAC) システムによって、学内 LAN に接続したパソコン (8 台) からの館内資料の検索も可能である。

院生研究室には、大学院生が自主管理のもと利用できる図書室として、ミニチュア・スコアを中心に楽譜や参考図書資料等を置き、学生の研究に役立てている。

【表 2-5-3】 蔵書数

2024 年 5 月 1 日現在

	図書	楽譜	視聴覚資料	雑誌 (国内外定期刊行物)
蔵書数	49,973 冊	57,525 冊	17,764 点	1,108 誌

【表 2-5-4 図書館利用状況：貸出数】

2024年5月1日現在

年度	図書（冊）		楽譜（冊）	視聴覚資料（点）	雑誌（誌）		研究紀要（冊）	その他
	一般	音楽			和雑誌	洋雑誌		
2020	65	770	1510	361	167	7	5	111
2021	64	788	1345	386	108	4	12	94
2022	62	686	1375	302	98	2	17	70
2023	53	412	1059	332	100	0	6	46
2024	0	32	132	12	0	0	0	14

※その他は修士論文、博士論文、音楽教科書、新聞等

3. その他

平成 30(2018)年度から導入している学内無線 LAN(Wi-Fi)のアクセスポイントを徐々に増設し、令和 3(2021)年度には本館、2号館、3号館、4号館の Wi-Fi 環境の整備を完了した。また 2つの教室には遠隔講義システムを導入し、パソコンを利用した授業及びオンライン授業の対応が可能である。さらに学部では、令和 2(2020)年度入学生から、一人に 1台ノートパソコンを貸与しており、令和 5(2023)年度入学生をもって貸与率 100%となった。パソコン実習室は作曲、編曲等の授業で使用するほか、学生が自由に利用できる。

【表 2-5-5】 デジタル機器等導入状況（2019年度以降実施分）

2024年5月1日現在

年度	月	場所	内容
2019	6月	電子音楽スタジオ	パソコン 1台追加設置
	10月	機械室	仮想ホストサーバー更新・入替
	1月	院生研究室	無線 LAN 機器設置
	3月	教室等 8室	無線 LAN 機器設置
2020	5月	1号館北 1階練習室	オンライン授業 施設設備増設工事
		506・224 教室	教室モニター設置
	6月	オンライン授業用	ノートパソコン 32台購入
	2月	224 教室	無線 LAN 設備更新
3月	学生寮	無線 LAN 設置設定（2F, 3F, 4F フロアー）	
2021	4月	2号館	無線 LAN 機器 10台追加
	9月	506・600 教室	遠隔講義システム一式導入
	3月	224・501 教室 パソコン実習室	AV 機器改修 デスクトップ 20台を撤去、ノートパソコン 10台に転換 マルチディスプレイ 10台設置 プリンター交換
2022	4月	事務室	学内無線 LAN 機器の追加設置工事
	5月	333 教室	幼児音楽教育専修の教室に電子黒板を設置
	8月	全館	ネットワーク増強工事

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

幟町キャンパス 1号館は入口の段差をなくし、階段には全て手すりを設置している。エレベーター、バリアフリースイレ、車椅子用客席スペースを設け、車椅子でも利用しやすい施設にしている。本館、2号館、3号館、4号館においても、2号館入口の車椅子用スロープをはじめ、エレベーター、自動ドア等を設置し、キャンパス全体のバリアフリー環境

を整備している。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

1対1を基本とする音楽の個別実技レッスンのほか、1人の教員が2人から数人の学生を担当する実技指導・アンサンブル指導など、大半の授業が20人以下の少人数によるクラス編成であり、小規模単科大学という利点を生かし、学生数の管理を適切に行っている。講義及び演習は、1クラスあたりの学生数がおおむね20人から50人であり、学生数減少の影響はあるものの、授業内容によってはクラス分けや定員の上限設定を行うなど教育的効果に配慮している。大学院においても基本的に少人数で授業を実施しており、教育効果が十分に得られる適切な管理に努めている。

(3) 2-5の改善・向上方策（将来計画）

幟町キャンパスにおける施設のうち、令和5(2023)年3月でそれぞれ築後42年、44年が経過する本館及び1号館は、引き続き保守点検及び改修・改善を行う。教育目的を達成するための十分な学修環境を整備しているが、学修支援をより充実させるため、学生の要望も取り入れながら環境の整備・維持に努める。

※エビデンス集(資料編)

【資料 2-5-1】 エリザベト音楽大学長期計画（2016年度～2025年度）

【資料 2-5-2】 施設設備改修長期計画

【資料 2-5-3】 学校法人エリザベト音楽大学危機管理規程

【資料 2-5-4】 防火管理規程

【資料 2-5-5】 危機管理マニュアル

【資料 2-5-6】 図書館規程

【資料 2-5-7】 電子音楽スタジオ運用規程

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6の自己判定

基準項目2-6を満たしている。

(2) 2-6の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学生の学修支援に関する意見・要望は、次の取組みによって把握している。これらの結果は、全学的な質保証責任組織である協議会をはじめ、教授会、学務・入学試験委員会、学生生活委員会、研究科委員会、研究科教育運営委員会等で共有し、対応を検討している。

1. 「クラスプロファイル」の利用及び各種アンケート

理論系科目を中心に、「クラスプロファイル」の課題機能等を使用した授業のリフレクション提出を課題とし、授業に対する意見・感想を把握している。これは、今後の授業の進捗等を考える際の資料として活用しており、必要に応じて学生へのフィードバックも行っている。また「授業評価アンケート」（ Semester科目：中間及び期末時に実施、ターム科目：期末時に実施）では、学修支援に関する項目を設け、また、意見・要望を記入できるようにしている。アンケートの回答は定期試験の成績発表・通知の条件とし、回答率も良好である。この結果は、自己評価・FD運営委員会及び学務・入学試験委員会において共有している。

令和6(2024)年4月には、在学生を対象とした「学修支援に関するアンケート」を試行した。これは、基準2-2で示した学修支援体制及びその内容に関して、学生からの率直な意見・要望を求めたものである。毎年秋には、大学の学修支援のあり方等について、保証人からの意見・要望を聴取する保証人アンケートも実施しており、その結果は協議会及び教授会において共有している。

2. クラス担任との面談等における報告

クラス担任との個人面談では、授業等に対する学生の意見・要望を聴取し、クラス担任教員が面談報告書に記録している。また、前期と後期に各1回行う学年ごとの合同ホームルームでは、学修支援に関する意見・要望を聴取している。

大学院においても、大学院ホームルーム等で学生からの意見・要望を把握する機会を設け、関係教員ないし関係部署との連携を行い、必要に応じて対応を検討している。

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望は、クラス担任との面談及び各種アンケートに加え、次の仕組みによって把握している。

保健室と学生相談室は、学生からの健康相談、不安・気がかりなことのほか、合理的配慮が必要な相談について連携し把握している（基準2-4-①参照）。

経済的支援等に関する意見・要望は、各種奨学金、研究会活動への補助に関するものがある。これらは学事部学生生活が主に対応している。奨学金には、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金、大学独自の奨学金、外部団体からの奨学金などがあり、募集時期がそれぞれ異なる。給付あるいは貸与を希望する学生は、学事部学生生活に相談し、担当者は奨学金の詳細及び申請方法について個別に説明を行っている。

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学修環境に関する学生の意見・要望は、クラス担任の個人面談等で聴取している。特に必要と認めたものには、大学としての今後の対応をまとめ、学生に公表する体制を整えている。また練習楽器の故障など早急の対応を必要とする場合も多い。常に対応できるよう、修繕依頼書等各種提出書類を配置しているが、緊急を要する場合は、意見・要望が報告された時点で総務部及び学事部が連携して対応している。

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

学生の意見・要望等をくみ上げる体制は、各種アンケート及び各部署における対応等によって適切に機能している。今後は、学生からの意見・要望を効果的に反映させるために、そして多角的な視点から意見を収集できるようにアンケートの質問項目を工夫する。またアンケート結果の分析をより詳細に行い、具体的な改善策に反映させる仕組みを構築する。

※エビデンス集(資料編)

【資料 2-6-1】 授業評価及び学修支援に関するアンケート

【資料 2-6-2】 学務・入学試験委員会議事録（2023 年度第 4 回）

【資料 2-6-3】 2023 年度保証人アンケート

【資料 2-6-4】 協議会議事録（2023 年度第 12 回）

【資料 2-6-5】 教授会議事録（2023 年度第 15 回）

【資料 2-6-6】 学生個人面接票

【資料 2-6-7】 修繕依頼書等様式

【基準 2 の自己評価】

学生の受入れは、アドミッション・ポリシーに基づき実施している。入学者数の減少傾向は継続しており、定員の充足に向けた募集活動が急務である。学修支援、キャリア支援、学生サービスは、教職員が情報を共有しながら様々な取組みを行っている。また ICT（情報通信技術）環境の整備、適切なクラス編成により、教育の効果をより高めることのできる環境を整えている。さらに学生の意見・要望をくみ上げるシステムも機能しており、教職員と学生が協働して大学運営にあたることができている。これらの取組みにより、基準 2 は満たしていると判断する。

基準 3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

学部

学部は令和 4(2022)年度入学生から新教育課程を適用している。令和 6(2024)年 4 月現在で、1 年次から 3 年次の学生は新教育課程、4 年次の学生は旧教育課程で学んでいる。旧教育課程の三つのポリシー及びそれに基づく授業科目編成等は、公益財団法人日本高等教育評価機構による平成 29(2017)年度の大学機関別認証評価を受審した際の自己点検評価書に詳細を記載しており、その後現在に至るまで大きな変更はない。そのため、本基準では主に新教育課程について述べる。

1. ディプロマ・ポリシー

学部のディプロマ・ポリシーは、本学の使命・目的及び教育目的のより簡潔な表現である教育理念と行動標語に基づき、「A 幅広い教養」「B 音楽（教育）の専門性」「C 協働による社会貢献」を三つの主要な資質・能力として掲げている。音楽の専門性については、専修・専攻及び履修プログラムごとに具体的な目標を設定している。ディプロマ・ポリシーは大学ホームページ、学生便覧、音楽学部学生募集要項（一部抜粋）に掲載し、公表している。

【表 3-1-1】学部 ディプロマ・ポリシー

<p>エリザベト音楽大学は、次に掲げる資質・能力（学修目標）を修得し、卒業要件を満たした者に学位「学士（音楽）」を授与します。</p> <p>A 幅広い教養</p> <p>A-1 キリスト教（精神）及び恒久平和について学び、多様な文化・倫理観について理解し、「他者のために、他者とともに生きる」精神を身につける。</p> <p>A-2 教養教育に積極的に取り組み、音楽（教育）の専門教育の学修及び卒業後の社会生活に活用することができる。</p> <p>B 音楽（教育）の専門性</p> <p>B-1 音楽（教育）を専門的に学修するための基盤となる音楽基礎力を修得し、実践的に活用することができる。</p> <p>B-2 音楽（教育）の高度な専門知識・技能を修得し、学内外においてその成果を表現することができる。</p> <p>C 協働による社会貢献</p> <p>C-1 地域社会、国際社会の一員として自らの役割を認識し、使命感をもって様々な音楽（教育）活動、地球環境の保全及び持続可能な社会の建設に取り組むことができる。</p> <p>C-2 幅広い教養及び音楽（教育）の専門知識を基にして、自ら課題を見出し、他者とのコミュニケーションを図り、協働により問題解決にあたることができる。</p>
--

2. 履修プログラム

学部は新教育課程の策定にあたり、「履修プログラム」を導入した。このプログラムの趣旨は、学生が自らの卒業後のキャリアを常に念頭に置きながら、専門分野における主要な研究を自主的かつ目標を持って進めることを促進することにある。そして、履修科目の選択に際して指針として活用されることを目的としている。各プログラムには選択すべき年次、授業科目の必修・選択の差異を設定しており、これによってプログラムの特色を学生に分かりやすく示している。

音楽文化学科音楽文化専修は、学生が音楽の広がりとその影響力を深く理解し、専門性を持って社会に貢献できるように、三つの履修プログラムを設定している。これらのプログラムは、各自の専門分野における研究を中心に、学生一人ひとりのキャリアの目標に合わせた教育を実現するものである。創作プログラムは、作曲あるいはデジタル鍵盤楽器を専門とする学生を対象としており、原則として1年次からプログラムの選択を行う。研究プログラムと総合プログラムは、音楽学、宗教音楽、音楽教育、応用音楽学を対象に設定している。研究プログラムは将来研究者を目指す学生向けであり、専門性に特化した研究活動と卒業時の研究論文執筆を目標としている。総合プログラムは、卒業後の一般就職を含む幅広い分野での活動を希望する学生向けであり、企画・制作などを含む多様な成果発表を卒業時の目標としているため、科目選択の自由度の高い横断的な学びを可能としている。プログラムの選択は1年次の終わりに行い、創作プログラム以外は学修途中の変更を可能としている。

音楽文化学科幼児音楽教育専修は、幼稚園教諭を養成する免許状取得課程であり、専修自体が一つのプログラムを成しているため、独自のプログラムの名称を持たない。

演奏学科も、各専攻で学生の専門研究とキャリア目標に合わせた教育を実現するために、三つの履修プログラムを設定している。演奏プログラムは、演奏家を目指す学生向けであり、客員教授によるレッスンを通じたプロフェッショナルな演奏家育成を目指している。指導プログラムは、音楽指導者を目指す学生向けであり、レスナー、音楽教員に必要な資質・能力及び指導力の養成を主眼に置いた学びのモデルである。総合プログラムは、音楽を生かした多様なキャリア、一般就職を目指す学生を想定しており、選択科目に幅を持たせている。プログラムの選択は1年次の終わりに行い、学修途中の変更も可能としている。

【表 3-1-2】学部 履修プログラム

学科	専修・専攻	履修プログラム	専門の主たる研究
音楽文化学科	音楽文化専修	創作プログラム	作曲、デジタル鍵盤楽器
		研究プログラム 総合プログラム	音楽学、宗教音楽、音楽教育、応用音楽学
	幼児音楽教育専修		
演奏学科	声楽専攻 鍵盤楽器専攻 管弦打楽器専攻	演奏プログラム 指導プログラム 総合プログラム	声楽実技、鍵盤楽器実技、管弦打楽器実技

大学院

大学院は、【表 3-1-3】及び【表 3-1-4】に示すように、教育目的に基づいたディプロマ・

ポリシーを策定し、大学ホームページに全体を、大学院音楽研究科学生募集要項に概要を掲載し周知している。

【表 3-1-3】大学院修士課程 ディプロマ・ポリシー

【修士課程】

大学院に2年(優れた成績を取めた学生は1年)以上在学して所定の単位を修得し、修士論文(又は、これにかわるもの)の審査において、各専攻における高度な学識や技術を身に付け、自立した優秀な人材として活動をしていくための能力が認められた者に、修士(音楽)の学位を授与する。

【表 3-1-4】大学院博士後期課程 ディプロマ・ポリシー

【博士後期課程】

大学院に5年(修士課程修了者は2年の在学期間を含み、優れた研究業績を上げた学生はこれを短縮することができる)以上在学し、所定の単位を修得後、博士論文(又は、修了リサیتالと博士論文、修了作品演奏会と博士論文)の審査に合格し、各研究領域におけるきわめて高度で学際的な知識や技術を身に付け、社会において指導的立場に立って自立した教育研究活動をしていくことが可能であると判断される者、また、本大学院博士後期課程修了と同等以上の学力等を有し、博士論文審査及び学位資格認定試験に合格した者に、博士(音楽、又は音楽学)の学位を授与する。

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

学部

学部は、大学学則及び「学部・学科教育課程履修規程」(以下、「履修規程」)において、単位認定と卒業認定の基準を定めている。これらの基準は、学生便覧に明記し、新年度オリエンテーション期間中における履修のガイダンスを通じて周知している。なお進級に関しては、特に規定しておらず、原則として4年次まで進級し、特別な事情があれば、教授会で協議する。

単位の認定基準は大学学則第4章第6条において、授業科目の課程修了認定は試験等によって行い、その認定を得た単位を与えると定めている。試験方法は履修規程第13条(定期試験)及び第15条(主科実技試験)に示している。

各授業科目は、シラバスに示すディプロマ・ポリシーとの関連性を踏まえ、授業担当者が授業科目の具体的な学修成果を定め、試験方法を取り決めている。その際の成績評価の具体的な点数区分は、履修規程第22条(成績の判定)に定めている。

新教育課程の「専攻実技」では、旧教育課程の「専門科目カテゴリー制」を廃止した。実技試験における成績評価を素点で示し、履修規程第22条に則り、他の授業科目と同様に60点以上を合格とする。この改正に合わせ、学修進度及び「専攻実技」の試験結果を、実技カルテの「実技定期試験チェックシート」及び「実技定期試験の記録」(基準 3-2-⑤参照)によって可視化している。

卒業認定基準は、大学学則第5章第12条に示すように、4年以上在学し、学科専修・専攻ごとに設定する授業科目を履修し、124単位以上を修得することと定めている。

学業成績を総合的に判断する一つの指標として、GPA(Grade Point Average)制度を導入している。GPAの得点分析により学生の学修到達度を把握し、年間履修単位の上限変更、教職課程(中・高)履修条件、ザビエル奨学賞、音楽文化学科奨学金の選考、卒業時の総

代選考及びセシリア賞選考等に活用している。

大学院

大学院では、ディプロマ・ポリシーを踏まえ、大学院学則第 8 条において単位認定のための成績評価基準を、大学院学則第 4 章第 13 条及び「エリザベト音楽大学大学院学位規程」（以下「大学院学位規程」）「博士学位授与の要件に関する内規」「博士学位（論文博士）授与の要件に関する内規」において修了認定の基準及び学位の授与規程を定めている。これらの基準は、学生便覧に明記し、新年度のオリエンテーション等で周知している。

授業科目の修了認定は大学院学則第 7 条に定めた方法で行い、各授業科目の評価方法はシラバスに提示している。学位論文に係る評価基準については大学ホームページに公表し、学生にも説明会等で直接伝えている。

学業成績を総合的に判断する指標として、GPA の得点分析により大学院生の学修到達度を把握し、修士課程においては、ザビエル奨学賞の選考、修了時の総代選考及びセシリア賞選考等に活用している。

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用 学部

成績評価は、ディプロマ・ポリシーとの関連性を踏まえて設定した試験課題を実施し、定められた基準によって厳正に行っている。筆記試験における厳守事項も履修規程第 16 条に示すとともに、40 人以上のクラス授業科目試験に関しては 2 人以上による試験監督を配置している。また、試験受験資格の一つとして、履修規程第 14 条において明記しているように、授業回数の 3 分の 2 以上の出席を求めている。さらに、教授会において全学生の成績判定を実施し、単位の厳正な認定を行っている。

教授会では、卒業予定者が大学学則第 28 条に基づき卒業認定基準を満たしているか確認を行い、学長が最終的に学位「学士（音楽）」の授与を決定する。

大学院

修士課程、博士後期課程とも、授業科目の成績判定は、課程担当の全専任教員の出席する研究科委員会で実施し、厳正に単位認定及び修了認定を行っている。修士課程各専攻の専門研究科目（6 単位科目）の採点は、専任教員 2 人以上を含む 5 人で行い、審査の公平性を担保している。博士後期課程の学位審査は、「大学院学位規程」ならびに「博士学位授与の要件に関する内規」「博士学位（論文博士）授与の要件に関する内規」に基づき、厳正に行っている。

大学院学則第 13 条を満たした者については、同第 18 条に基づき、学長が最終的に学位「修士（音楽）」及び「博士（音楽）」又は「博士（音楽学）」の授与を決定する。

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学は、ディプロマ・ポリシーを踏まえ、授業担当教員が授業科目内の学修成果をそれぞれ設定し、それを測るための試験を行い、その結果を基に厳正に単位認定を行っている。

今後も、ディプロマ・ポリシーと成績評価が適切に連動しているかを、学務・入学試験

委員会、研究科教育運営委員会を中心に確認・点検する。

※エビデンス集(資料編)

- 【資料 3-1-1】旧教育課程三つのポリシー
- 【資料 3-1-2】『平成 29 年度自己点検評価書』 pp. 30-31
- 【資料 3-1-3】学部のディプロマ・ポリシー（大学ホームページ、学生便覧、音楽学部学生募集要項）
- 【資料 3-1-4】大学院のディプロマ・ポリシー（大学ホームページ、大学院音楽研究科学生募集要項）
- 【資料 3-1-5】エリザベト音楽大学学則 第 6 及び 9 条（認定）、第 12 条（卒業要件）
- 【資料 3-1-6】学部・学科教育課程履修規程 第 3 章（試験）、第 4 章（課程修了の認定及び成績の判定）
- 【資料 3-1-7】特待生制度、総代等選考基準等（「学生生活の手引き」 p. 34, pp. 39-40）
- 【資料 3-1-8】履修要件（「教職課程(中・高)履修の手引き」 p. 14）
- 【資料 3-1-9】エリザベト音楽大学大学院学則 第 7 条（試験）、第 8 条（成績評価）、第 13 条（修了要件）
- 【資料 3-1-10】エリザベト音楽大学大学院学位規程
- 【資料 3-1-11】博士学位授与の要件に関する内規
- 【資料 3-1-12】博士学位（論文博士）授与の要件に関する内規
- 【資料 3-1-13】大学院生用項目（学生便覧 pp. 75-94）
- 【資料 3-1-14】学位論文に関わる評価基準（大学ホームページ）
- 【資料 3-1-15】論文研究発表会・修士論文発表会説明会資料
- 【資料 3-1-16】大学院修士課程総代選抜基準（「学生生活の手引き」 p. 40）
- 【資料 3-1-17】協議会議事録（2023 年度第 13 回）
- 【資料 3-1-18】教授会議事録（2023 年度第 14 回）
- 【資料 3-1-19】研究科委員会議事録（2023 年度第 11 回）
- 【資料 3-1-20】専門科目試験審査体制及び評価方法の見直し

3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

学部

学部は、ディプロマ・ポリシーを踏まえ、学部全体の方針に加え、専修・専攻及び履修プログラムごとにカリキュラム・ポリシーを策定している。カリキュラム・ポリシーは大学ホームページに掲載し公開している。

【表 3-2-1】学部全体のカリキュラム・ポリシー

<p>【音楽学部】</p> <p>教養科目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 少人数による演習科目あるいはマンツーマンの実技指導をとおして、イエズス会教育の特徴である「一人ひとりを大切にする教育（cura personalis）」を実践します。 ・ イエズス会教育理念及び建学の精神にしたがい、キリスト教及び哲学など、音楽（教育）の関連諸科学について幅広く学修可能な科目を設置します。 ・ 大学における学びの基礎として、複合的内容による初年次演習を必修とし、主体的かつ対話的な学修方法を提供します。 ・ 国際的に活躍可能な人材育成を行うために、英語を必修にするとともに、その他の外国語についても1年次より履修が可能です。 ・ キャリア教育に関する科目（必修含む）を複数設置し、卒業後の進路について積極的に思考する環境を整えています。 <p>専門科目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建学の精神に基づき、宗教音楽を基盤とする学修を実践するために、「宗教音楽」（グレゴリオ聖歌研究）を必修とし、西洋音楽の源泉を体得する機会を提供します。 ・ 専門教育の基礎科目として、「音楽史」「音楽理論」「ソルフェージュ」「音楽家の耳トレーニング」「和声学」「対位法」「楽曲分析」「合唱指揮法」「吹奏楽指揮法」他を設置します。 ・ 研究内容及び進路を見据えた履修プログラムによる履修を可能にするために、両学科の専修・専攻毎に、専門科目群を体系的に位置付けています。

大学院

大学院は、ディプロマ・ポリシーを踏まえ、それぞれの課程全体の方針に加え、専攻・領域ごとにカリキュラム・ポリシーを設定している。大学ホームページにも掲載し、周知している。

【表 3-2-2】大学院 カリキュラム・ポリシー

<p>【修士課程】</p> <p>大学院音楽研究科修士課程は、単なる専門知識と技術の教授のみでなく広く豊かな音楽的教養を養い、深遠なる音楽性の育成を目指す。修士課程では4専攻（音楽学、宗教音楽学、声楽、器楽）を置き、毎週専門に関わる研究指導を行う。それとともに様々な角度から専門性を深めるための特殊研究を数多く設けている。さらに専攻に関わらず履修することができ、自由で学際的な関連学科目も開講する。</p> <p>【博士後期課程】</p> <p>大学院音楽研究科博士後期課程は、修士課程で培われた基盤の上にさらなる高度な専門研究能力及び創造能力の育成を目指す。博士後期課程では修士課程における4専攻を統合し、音楽専攻の1専攻（音楽学、声楽、器楽の3研究領域を含む）を置き、博士論文執筆を指導する研究領域特別研究指導を行う。それとともに、特殊研究として各専門研究と、それを補助する関連研究を開講する。</p>

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

学部

学部のディプロマ・ポリシーは、「A 幅広い教養」「B 音楽（教育）の専門性」「C 協働による社会貢献」の三つの柱からなり、「B 音楽（教育）の専門性」については専修・専攻及

び履修プログラムごとに具体的な学修成果を示している。そしてカリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの一貫性を確保すべく、教育課程を編成している。さらにシラバス、学生便覧の履修科目一覧には、各授業科目がディプロマ・ポリシーとどのように連携しているかを明示し、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの一貫性を可視化している。

大学院

大学院のカリキュラム・ポリシーは、修士課程においては音楽学専攻、宗教音楽学専攻、声楽専攻及び器楽専攻、また、博士後期課程においては音楽学研究領域、声楽研究領域及び器楽研究領域が定める、人材養成の目的を反映したディプロマ・ポリシーを踏まえたものであり、一貫性を持っている。

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

学部

1. 授業科目番号・履修単位登録数の上限・シラバス

学部の新教育課程は、カリキュラム・ポリシーに基づき体系的に編成している。授業科目は教養科目、専門科目等からなり、学生が段階的かつ体系的に学修を進められるよう、全ての科目に学問分野及び難易度を示す授業科目番号（ナンバリング）を付与している。授業科目番号は、科目を開設している学科あるいは専修・専攻を示す開設区分、授業内容のレベル（4段階：入門的な内容を含む、基礎的な内容を含む、専門的な内容を含む、応用・発展的な内容を含む）及び整理番号で構成しており、学生便覧の教育課程一覧に明記している。さらに、ディプロマ・ポリシーと各科目の関連性を、学生便覧の教育課程一覧とシラバスに掲載し、学生はディプロマ・ポリシーとの関係性を意識しながら履修計画を立てることができる。

履修単位数の上限は、履修規程第1章第3条において、一つの学期に履修可能な単位数を原則24単位以下と定めている。ただし前年度のGPAの平均値により、年間の上限設定を変えているほか、教職課程履修者には年間54単位を上限としている。

新教育課程のシラバスは、旧教育課程のシラバス内容を基にし、必修科目と選択科目の区分、科目の定員、実施方法、授業の目的と内容、到達目標、評価方法、使用するテキストなどの参考書、授業回ごとの計画、予習・復習を含む準備学習、実務経験、ディプロマ・ポリシーとの関連性、学修成果、別途必要な費用などを示している。到達目標は、ディプロマ・ポリシーを基に設定するよう、授業担当者に周知している。このシラバスは「イーチ」に掲載し、学生及び教職員だけでなく、学外からも閲覧できる。なおシラバスの内容は、科目担当教員が記述した後、学科長、学科長補佐、学事部学務を中心に確認している。

2. 授業科目の体系的配置

教養科目は、イエズス会教育方針及び建学の精神に従い、キリスト教をはじめとした多様な文化・倫理観について理解を深める「人間学Ⅰ～Ⅳ」、キャリア・マネジメント力を養う「キャリア教育Ⅰ～Ⅲ」、教育の研究の基礎となる「教育史」「教育心理学」、一般教養の「暮らしと健康Ⅰ・Ⅱ」「日本国憲法」など、多様な科目を設置している。その中でも、大

学における学びの基礎となる「初年次演習Ⅰ・Ⅱ」「人間学Ⅰ」「データサイエンス入門」「キャリア教育Ⅰ」を両学科の必修科目として位置付けている。また建学の精神に基づき外国語の学修を重視しており、外国語科目を複数開講し、基礎から発展まで難易度に段階を持たせて配置している。「英語Ⅰ・Ⅱ」及び「英語会話Ⅰ・Ⅱ」は、グローバル社会へ対応することができるよう、1年次の必修科目としている。

専門科目には、専門的な資質・能力を段階的に身に付けることができるよう様々な科目を配置している。専門共通必修には、音楽基礎力の修得を目的とした「音楽史Ⅰ～Ⅳ」「音楽理論Ⅰ・Ⅱ」「ソルフェージュⅠ・Ⅱ」「副科ピアノ」「第九合唱Ⅰ」などを含み、全専修・専攻の学生が学修する。建学の精神に基づく本学の特色ある授業の一つ「宗教音楽Ⅰ～Ⅲ」も含んでいる。西洋音楽の源泉であるグレゴリオ聖歌の理論と歌唱を学ぶとともに、隣接する世界平和記念聖堂で行われるクリスマス夜半のミサで聖歌歌唱の奉仕を行い、西洋音楽の源流を体験する。

全学共通選択科目は、音楽文化学科と演奏学科の専修・専攻の科目で構成しており、学生は自分の専門分野以外の知識を身に付けることができる。

専門必修と専門選択（音楽文化専修）あるいは専門選択必修（幼児音楽教育専修と演奏学科）は、高度な専門性を身に付けるための演習科目群・実技科目群である。音楽文化学科音楽文化専修の創作プログラムは、作曲及びデジタル鍵盤楽器の実技レッスンを設置しており、さらにそれぞれの専門に必要な技術を身に付けるための科目を設置している。これらの科目は、4年次の「卒業作品」「卒業演奏」に向けた段階的な学修を目的として編成している。研究プログラムと総合プログラムには、総合的な基礎知識と研究の素養を育成する各種概論、研究方法の基礎を学ぶ「音楽リサーチ」、各種研究について専門的内容を学ぶ「西洋音楽研究」「宗教音楽研究」「音楽教育研究」「応用音楽研究」、そして2年次からのゼミ形式の演習科目を設けている。これらの科目は、創作プログラムと同様に、4年次の「卒業研究・制作」に向けた段階的な学修を目的としている。

音楽文化学科幼児音楽教育専修は、1年次に幼児教育の基礎的知識・技能を養う「幼児教育原理」「幼児教育課程論」「幼児音楽教育学Ⅰ」、幼稚園の領域に関する基礎理論の科目として「幼児と言葉」「幼児と人間関係」等を配置している。2年次には保育実践に必要な専門知識・技能の修得のための導入として、保育内容の指導法に関する科目群、保育技術の基礎科目として「幼児音楽（ピアノ・うた）基礎技能Ⅰ・Ⅱ」等を配置している。3年次には、基礎理論と指導法を総合的に活用する力を養う「教育実習Ⅰ・Ⅱ（幼）」「幼児教育の方法と技術」等を配置している。4年次には幼児と音楽教育に対する知見を広げ、理論的思考力を育成する「幼児音楽教育卒業演習Ⅰ・Ⅱ」を配置している。「幼児音楽教育特殊研究Ⅰ・Ⅱ」はアクティブ・ラーニングを積極的に用い、音楽表現力や保育実践力の向上を目的とした科目であり、1年次から4年次をとおして配置し、4学年合同で行うことを特徴としている。

声楽専攻では、全専攻生が必修とする「声楽基礎技法」をはじめ、演奏プログラム必修の「オペラ実習」と「声楽特別レッスン」、指導プログラム必修の「合唱指導法」及び「第九合唱Ⅱ」等を配置している。また「ミュージック・ライティング」と「即興演習Ⅰ」も、演奏プログラムあるいは指導プログラムの必修科目として設けている。

鍵盤楽器専攻では、ピアノ、パイプオルガン、チェンバロの専攻実技が履修可能であり、

楽器ごとに履修プログラムを設けている。ピアノを専攻実技として履修する場合、1年次に「ピアノ構造学」「ピアノ作品研究」「演奏科学」を、2年次には「ピアノ伴奏法」「ピアノ指導法基礎」に加え、「楽曲分析Ⅰ」を必修科目として設置している。また演奏プログラム必修の「ピアノ特別レッスン」、指導プログラム必修の「ピアノ指導法実践」「音楽と身体表現」等も設置している。

管弦打楽器専攻では、4年間必修の「オーケストラ」又は「吹奏楽」に加え、演奏プログラム必修の「演奏科学」、指導プログラム必修の「吹奏楽指導法」及び「マーチング指導法」を設置している。

3. 1年次のクォーター制

本学はセメスター制を基本としている。音楽大学における週一回の個人実技レッスンは他分野の大学と異なる大きな特色である。レッスンには、実際のレッスン時間以外に、練習時間が相当必要となるため、クォーター制を本学の全ての科目に適用することは現実的でない。しかし、入学時の学修背景が多様化しており、大学における学修に必要な基礎学力と音楽基礎力を集中的に身に付けるため、新教育課程における1年次の一部科目にクォーター制を取り入れることにした。最初の1タームには、高校から大学への移行をスムーズにすることを目的とし、「初年次演習Ⅰ・Ⅱ」を組み込んでいる。2ターム目からはディプロマ・ポリシーのB-1にある音楽基礎力の育成に特化し、「音楽史Ⅰ」(2ターム)、「音楽史Ⅱ」(3ターム)、「宗教音楽Ⅰ」(4ターム)を配置している。これに加え、キリスト教の基礎を学ぶ「人間学Ⅰ」(3ターム)、職業意識の形成を目指す「キャリア教育Ⅰ」(4ターム)もクォーター制に設定している。

4. 教育職員免許状の取得

中学校教諭一種免許状(音楽)及び高等学校教諭一種免許状(音楽)は、教育の基礎的理解に関する科目と、教科及び教科の指導法に関する科目など必要な科目の履修により取得できる。卒業要件としての必修科目には、教科に関する専門的事項の一般的包括的内容を含む科目の一部を含めて設定している。それらは教育理念の中でも、特に実力について専門的内容を身に付けることを目的としたものであり、本学の教職課程教育の特色でもある。

幼児音楽教育専修に所属する学生は、専修における所定の単位を履修することで、幼稚園教諭一種免許状を取得できる。

また、玉川大学通信教育課程の科目等履修生として、小学校教諭二種免許状を取得する道も開いている。なお本学の教職課程(幼・中・高)は、令和4(2022)年度一般社団法人全国私立大学教職課程協会による教職課程自己点検・評価を受審し、完了書を取得した。

大学院

学部で培った知識と技能を広い視野のもとにいつそう深め、高度な専門性を培うため、修士課程には音楽学・宗教音楽学・声楽・器楽の4専攻を設置している。主要学科目における週1時間の個人指導科目及び特殊研究に加え、全専攻共通の関連学科目の履修をとおして、専門知識や技術の下支えとなる豊かな教養を養う。関連学科目の「音楽執筆法研究」

は、楽曲解説執筆に必要な知識やスキルを学ぶ場と同時に、学部で卒業論文執筆経験のない学生に向けた、学術論文執筆のための基礎修得機会、及び博士後期課程進学に関心のある学生にとっての準備の場とも位置付けている。令和 6(2024)年度入学者からは、将来伴奏者を目指す学生のため、器楽専攻鍵盤楽器分野（ピアノ）に「伴奏領域」を設け、1年次及び2年次の演奏研究発表会、修了演奏会における独自のプログラム作成条件を設定するなど、伴奏に重点を置いた学びの形を設定した。なお、中学校・高等学校の一種免許状（音楽）を有する者は、大学院教職課程に位置付けられた各専攻科目を履修し、最低修得単位数を修得することにより、中学校・高等学校の専修免許状（音楽）が取得できる。

博士後期課程では、「研究領域特別研究指導」として博士論文執筆に向けた各自の研究に関する週 1 時間の指導を受け、併せて、各自の領域に応じて履修する専門科目（3年間必修）と選択必修科目（2科目以上履修）をとおして、研究遂行に必要な能力及び学識を高める。半期に一度、学生による研究発表報告を「総合ゼミ」として開催しており、領域を異にする複数教員からの質疑や助言を受けることで、客観的・多角的に研究の方向性を検討、再確認する場として機能している。これには修士課程や時に学部の学生も参加し、相互に刺激を与え合う機会ともなっている。博士論文審査ないしそれに先立つ論文予備審査までに、研究領域に応じて学会発表又は学術誌への論文掲載、研究コンサート、又は作品提出を課しており、専門分野において高度で自立的な研究能力を身に付けることを目指している。

3-2-④ 教養教育の実施

学部は、カリキュラム・ポリシーに基づいた教養教育を行っており、一部科目はクォーター制を適用している。「初年次演習Ⅰ」は、学力・生活力の基盤となる言語運用力に加え、大学生活、論文作成、社会生活に必須となる基本的な事項を取り上げる。「初年次演習Ⅱ」はアカデミック・リテラシーとして、学生生活スキルと、基礎教養としての西洋史概論を扱う。「人間学Ⅰ」では、宗教音楽における基礎知識の修得を目的とし、キリスト教の文化、特にカトリック教会の伝統、儀式、祈りについて講義する。「データサイエンス入門」は、データ・AI について社会で起きている変化や活用方法などの一般的理解とともに、利用可能なデータの作成方法、伝わりやすいデータの提示方法など、データ・AI の利用方法を教授する。また、教養科目に配置している「サービスマーケティング」では、音楽文化専修の教員が中心となり、音楽会の企画・演奏とボランティアを組み合わせた社会奉仕活動を実践している。さらに本学の基盤とするキリスト教カトリシズムに基づく教養教育の実施のために、専任教員であるイエズス会司祭を中心に、キリスト教と SDGs などの社会的な動きと関連した授業を展開している。令和 6(2024)年度後期からは、「暮らしと健康Ⅰ」において、SDGs 及びローマ教皇フランシスコによる環境問題への提言「回勅 ラウダート・シ」に基づき、現代社会の多様な課題について探究するオムニバス型授業を開始する。

教養教育の運営は、教養・教職主事を委員長とする教養教育委員会において実施している。委員には、教養科目を担当する専任教員のほか、教養科目の担当ではない演奏学科の教員と事務職員も含まれ、教養教育に関する意見等をくみ上げる仕組みを整えている。委員会では、教養科目の内容と担当者の配置に加え、教養科目と専門科目の連携を目的とし、授業における教育方法、学生の状況について意見交換を行い、情報共有に努めている。ま

た初年次教育における課題の整理及び入学前課題（英語、小論文）等について点検を行い、必要に応じて協議内容を学務・入学試験委員会に報告している。

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

教授方法の工夫・開発と効果的な実施状況は、以下に示すとおりである。これらの改善は、自己評価・FD運営委員会、学務・入学試験委員会、研究科教育運営委員会を中心に実施している。授業評価アンケート、教職員研修会なども定期的に行い（基準 4-2-②参照）、教育の質の向上に積極的に取り組んでいる。

学部

1. ディプロマ・ポリシー「C 協働による社会貢献」の達成に向けたアクティブ・ラーニング等の体験・実践による学び

音楽文化学科音楽文化専修の創作プログラム（作曲）は、専門実技である作曲の個人レッスンにおいて、既存の作品と自作品の比較を行うと同時に、学生の自作品のプレゼンテーションを頻繁に行っている。また「作曲・創作発表会」を定期的に設け、自作品の演奏機会を増やすとともに、発表会の企画・運営の基礎を、実践をとおして指導している。研究プログラム及び総合プログラムでは、少人数の指導のメリットを生かすとともに、高等学校等で探究学習を既に経験し、ICTに長けた学生がほとんどであることから、1年次・2年次必修「音楽リサーチⅠ・Ⅱ」ほか、演習科目等においてプレゼンテーションの実践を中心に学びを深めている。また広島県・広島市との協定あるいは各種提携文化団体の協力のもと、学生が様々な音楽文化イベントにおいて、企画制作、運営スタッフ、調査等を担当している。

音楽文化学科幼児音楽教育専修は、実際の音楽活動体験をとおして、保育に関わる教材研究、模擬保育を行っている。「幼児音楽教育特殊研究Ⅰ・Ⅱ」は、様々な歌遊び、音遊び、多様な楽器演奏、身体表現方法を実際に体験する場を設けるとともに、授業内で学んだ音楽遊び、表現活動を披露する場として、乳幼児親子を対象とした演奏会を年に1回開催している。そして授業担当教員と学生が連携し、台本の作成、学内外への周知活動を行っている。

演奏学科声楽専攻は「オペラ実習」において、学生が本格的なオペラ公演に実際に参加し、オペラ制作がどのような協働で成立しているかを実際に体験しながら学ぶ。またこのオペラ公演には一般市民も合唱団の一員として参加しており、地域貢献の意義と必要性も体験をとおして考える機会となる。鍵盤楽器専攻は「ピアノ重奏」「室内楽」において、学生同士が自主的にグループを組み、意見を交換しながら演奏を作り上げる機会を設けている。そしてその成果を発揮する場として、研究発表会などのコンサートを開催し、学内外に公開している。管弦打楽器専攻は、「オーケストラ」「吹奏楽」「室内楽」等の授業における音楽経験を発揮する場として演奏会を開催し、学内外に公開している。「オーケストラ」は担当教員が自らの専門楽器に限らず、様々な視点から学生と演奏技術及び表現方法についてディスカッションすることを重視し、音楽体験の共有だけにとどまらないきめ細やかな指導を行っている。また「オーケストラ」の実践発表の場でもある定期演奏会では、オーディションにより選出された学生と実技担当教員が相互にコミュニケーションをとるこ

とで、学生の意欲が高まり、演奏技術、表現力の向上を伴う質の高い演奏体験を実現できている。また令和5(2023)年度の本学創立75周年記念演奏会では、広島交響楽団に学生が加わって演奏する機会を設けた。

2. 個人実技レッスンの学修過程と成果の可視化

新教育課程は演奏学科の「専攻実技」において、実技レッスン及び実技試験の内容を記録し保存する「実技カルテ」を導入している。これは、専攻実技の学修過程を可視化し、学生が自らの4年間の研究成果を自覚することを目的としている。「実技カルテ」は「実技レッスンの記録」「実技定期試験チェックシート」「実技定期試験の記録」からなり、学生がそれらをファイルに4年間保管する。「実技レッスンの記録」には、学生が毎週のレッスン内容を記録する。そこには、注意点を列挙しており、学生は継続して学修すべきポイントが把握できるとともに、実技担当教員はこの記録を適宜確認する。「実技定期試験チェックシート」には、専攻ごとに実技定期試験の演奏に対するチェックポイントを設定し、審査員が個々の学生について評価・アドバイスを記入する。このチェックポイントは、「実技レッスンの記録」の観点から抽出したものであり、学生はレッスンと実技定期試験が密接に関連していることを実感できる。「実技定期試験の記録」には、4年間の実技定期試験での演奏課題について、評価（素点）を一覧で記録する。

3. 音楽基礎力の向上に向けた一貫性のある授業展開と科目配置

新教育課程では、1年次から2年次にかけて音楽の基礎力を段階的に修得できるように、音楽史関連、音楽理論とソルフェージュの必修授業を設けている。音楽史関連の授業については、西洋史の一般的な知識を復習する「初年次演習Ⅱ」（1年次1ターム）から学びをスタートし、その後、「音楽史Ⅰ・Ⅱ」（1年次2・3ターム）でバロック時代以降の音楽の専門用語と代表作品を学び、「宗教音楽Ⅰ」（1年次4ターム）において中世・ルネサンス音楽の専門用語と代表作品に関する知識を修得する。2年次の前期には「音楽史Ⅲ」を通じて、これまでの学修内容を踏まえ、西洋音楽史の全体像を学ぶ。さらに西洋音楽以外の理解を深めるために、2年次後期の「音楽史Ⅳ」は日本の伝統音楽、諸民族の音楽について学修する。また選択科目として、西洋音楽史をさらに深く掘り下げる「西洋音楽研究Ⅱ」、多様なジャンルを扱う「ポピュラー音楽」を設置しており、学生は自分の興味、専攻に応じて学びを深めることができる。

音楽理論とソルフェージュの授業は、入学予定者に対する学修支援の一環として、楽典とソルフェージュの事前指導を実施するとともに、入学前課題を提示している（基準2-2-②参照）。この課題を基に、新年度のオリエンテーション期間中に1年次前期の「音楽理論Ⅰ」と「ソルフェージュⅠ」のためのクラス分けテストを行い、各学生の進度に合わせて学修できるように習熟度別授業を実施している。習熟度別授業は、1年次後期の「音楽理論Ⅱ」と「ソルフェージュⅡ」、2年次の「音楽家の耳トレーニングⅠ・Ⅱ」においても継続している。学修状況を入学時から丁寧に把握し続け、セメスターごとにどのような基礎力が身に付けられたのかを確認するために、授業担当者と連携を取り会議を行っている。また、学生も確認できるよう成績発表時にフィードバックを行っている。

4. 「〈音楽家の耳〉トレーニング」による実践的な総合的音楽能力の育成

「〈音楽家の耳〉トレーニング」は本学が開発した音楽基礎教育システムであり、平成19(2007)年度文部科学省「特色ある大学教育支援プログラム」に選定された。ソルフェージュと音楽理論を統合したシステムであり、音楽の実践に必要な総合的音楽能力の育成を目的としている。個々の学生の習熟度に応じたクラスを編成し、体験的に学びながら音楽的感觉を育成し、音楽的理解を深めることができるように工夫している。また授業担当者は連携を取り、学生の学修状況を確認するとともに、授業方法の工夫、問題点の共有、振り返りを行い授業に還元するようにしている。新教育課程では「音楽家の耳トレーニングⅠ・Ⅱ」を音楽文化学科音楽文化専修と演奏学科全専攻の必修にし、さらに発展的な学修を希望する学生は、3年次以降に「音楽家の耳トレーニングⅢ・Ⅳ」を履修することができる。

5. 新型コロナウイルスへの対応

新型コロナウイルス感染症対策のため、令和2(2020)年4月に広島県に発出された緊急事態宣言により約3週間休講とし、オンラインシステムを活用した遠隔授業の実施体制を整えた。また、文部科学省からの要請に応じ、感染拡大の防止策を十分に講じたうえで、対面による授業、レッスンを積極的に実施した。実技レッスンの際には、フィルム付きのパーテーションを用いることで、教員と学生が双方向的なコミュニケーションを図ることができるよう工夫した。

大学院

大学院はもとより少人数体制で、各教員がきめ細かい対応を行って教育を進めている。専門研究科目(6単位科目)の指導は論文・実技とも毎週1時間の個人指導であり、きめ細かい指導を行っている。なお、1年次の試験(音楽創作研究発表会、論文研究発表会、演奏研究発表会)で優秀な成績(評価基準点が15点以上)を収めた場合は、2年次に1.5倍の個人指導を受けられる特典を付している。修士課程では、現代音楽の実験的演奏を体験する「ソニックラボラトリー」などに加え、年1度国内外から著名な音楽家を講師に招いて開催している大学院公開講座をとおして、学生らの音楽的見識を広げ、豊かに深める機会を提供している。

なお、修士課程の標準修了年限は2年間であるが、短期修了プログラム及び長期修了プログラムの二つを置いており、「大学院修士課程における短期及び長期修了プログラムに関する内規」に基づき、学生の学修進度、留学ほか将来の目標進路等に応じた、柔軟な修了方法を可能としている。

学部・大学院共通

国際的視野の確立を目的とした海外交流協定校及びカトリック大学との交流活動

本学は建学の精神に基づき、創立以来、積極的な国際交流に取り組んでいる。学部の新教育課程においても、ディプロマ・ポリシー「C 協働による社会貢献」の達成のために、特に学生の国際的視野の確立を目的とし、海外交流協定校及びカトリック大学との交流活動を推進している。

エリザベト音楽大学

現在、海外交流協定校は 14 か国 30 大学にのぼり、【表 3-2-3】に示す交流を継続的に実施している。なお令和 2(2020)年度から翌年度には新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、国際交流活動が滞ったが、令和 5(2023)年度以降は活動が活発になってきている。

【表 3-2-3】 海外交流協定大学及び所属教員との主な交流 (2019 年～2023 年実施分)

実施年	内容
2019	四川音楽学院から教員特定研究生（ピアノ 1 人、フルート 1 人）の受入れ
	サント・トマス大学において、マスタークラス及び入学試験実施
	ミラノ音楽院と交流協定を締結。本学にてマッシミリアーノ・バッジョ教授によるピアノマスタークラス実施
	ブリュッセル王立音楽院にてチャリティーコンサート開催
2022	シュトゥットガルト音楽演劇大学大学院から交換留学生（ギター 1 人）の 1 年間受入れ
	ブリュッセル王立音楽院バート・ナーゼンス教授による音楽文化学科特別講座開催
2023	シュトゥットガルト音楽演劇大学にてオルガンのレクチャーコンサート開催（佐々木悠准教授） シュトゥットガルト市庁舎ホールにてヴァイオリンとピアノによるコンサート開催（甲斐摩耶准教授、垣内敦教授）
	セント・ルイス大学（フィリピン）と協定書締結
	フライブルクにて、フライブルク音楽大学ギリアード・ミシヨリ教授のピアノマスタークラス実施
2024	フライブルグ音楽大学フレンドシップコンサートを本学にて開催（ファブリス・ミリシェー客員教授、若狭和良教授、フライブルク音楽大学と本学のトロンボーン専攻生）
	インドネシア 2 都市におけるチャリティーコンサート開催
	ブリュッセル王立音楽院とエラスムス方式による交換留学制度締結

カトリック・イエズス会を設立母体とする本学は、AJCU-AP（アジア・パシフィックイエズス会大学連盟）に加盟している。学長は毎年開催される総会に参加し、アジアのカトリック教育機関として取り組むべき課題、果たすべき役割について意見交換をしている。また ASEACCU（東南アジア及び東アジアカトリック大学連盟）にも加盟している。学長及び国際交流室長は総会に参加するとともに、学生は国際学生会議に参加し、各国の大学生とそれぞれのテーマについて意見交換等を行っている。

チャリティークリスマスコンサートでの収益を、近年ではイエズス会設立のザビエル・ラーニング・コミュニティ（タイ）及び聖ジョアン・デ・ブリトー教育大学（東ティモール）に寄付し、支援を継続的に行っている。また、令和 4(2022)年度からは、大学祭、定期演奏会などのイベントにおいて東ティモール産フェアトレードコーヒーの販売を行い、その利益を聖ジョアン・デ・ブリトー教育大学へ寄付しているほか、大学主催コンサート等では各種募金活動を積極的に実施している。

これらの活動は、本学教育理念ならびに行動標語を具現化するものである。学生にとって、自らの学修成果をいかに実践的に社会に還元するか、体験をとおして考える機会となる。また、教授会、教職員研修会、学内展示等を通じてこれらの活動に関する情報は共有され、教授方法が効果的であるか、有機的に構築された授業であるか見直す機会にもなる。

エリザベト音楽大学

【表 3-2-4】カトリック大学ネットワークに基づいた主な交流（2019年～2023年実施分）

実施年	概要	内容	開催地
2019	ASEACCU 総会・国際学生会議に学長と教員 2 人、学生 2 人参加	テーマ：「東アジア地域における和解と情勢」 南北朝鮮問題、ジェンダーの問題、難民問題などが議論された。	韓国 ソガン大学
2020	アジアのイエズス会学校に対する支援	新型コロナウイルスの影響により、タイ、東ティモールへの渡航は不可能となったが、チャリティークリスマスコンサートでの収益をザビエル・ラーニング・コミュニティ（タイ）、聖ジョアン・デ・ブリトー教育大学（東ティモール）に寄付した。	エリザベト音楽大学
2021	ASEACCU オンラインウェビナー学会に本学教員 3 人が参加	新型コロナウイルスの影響により、例年の総会は延期されたが、2021 ASEACCU Beyond the Pandemic: Best Practices towards Sustainable Development webinar conference が開催され、本学教員がオンラインでこれに参加し、発表を行った。	エリザベト音楽大学
	アジアのイエズス会学校に対する支援	チャリティークリスマスコンサート及び各演奏会での募金を、聖ジョアン・デ・ブリトー教育大学（東ティモール）とザビエル・ラーニング・コミュニティ（タイ）に寄付した。	エリザベト音楽大学
2022	ASEACCU 総会・国際学生会議に川野理事長・学長が参加	テーマを「メモリーとアイデンティティ」とし、カンボジアのセントポール大学にて開催された。テーマに関する講義の受講及び Toul Sleng Genocide Museum 等を訪問した。	カンボジア セント・ポール大学
2023	ASEACCU 総会・国際学生会議に教員 2 人、学生 3 人が参加	テーマ「グローバル・ゴール 私たちの共通の家：カトリックの対応」に関連する講義や発表を受講し、The Banangan Women's Association, Mount Costa, Mirador Heritage and Eco-Spirituality Park を訪問した。	フィリピン セント・ルイス大学
	アジアのイエズス会学校に対する支援	チャリティークリスマスコンサート及び各演奏会での募金を、聖ジョアン・デ・ブリトー教育大学（東ティモール）とザビエル・ラーニング・コミュニティ（タイ）に寄付。	エリザベト音楽大学

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

令和 4(2022)年度より新たに開始した新教育課程の改善・充実を図るべく、学務・入学試験委員会を中心となりその教育的効果について検証している。とりわけ近年は入学者の資質・能力が多様化している。この点も考慮しながら、教授方法、授業形態について教員間でよりきめ細かく討議を重ねる。大学院においても、授業担当教員各自の取組みに加え、大学院全体としての共通の取組みを進める。

※エビデンス集(資料編)

【資料 3-2-1】学部のカリキュラム・ポリシー（大学ホームページ、学生便覧、音楽学部学生募集要項）

【資料 3-2-2】大学院のカリキュラム・ポリシー（大学ホームページ、大学院音楽研究科学生募集要項）

【資料 3-2-3】授業科目番号について（学生便覧 pp. 16-34）

【資料 3-2-4】シラバス様式

【資料 3-2-5】学部・学科教育課程履修規程 第 3 条（単位）

【資料 3-2-6】履修単位数について

【資料 3-2-7】「教職課程(中・高)履修の手引き」 p. 15 注釈

- 【資料 3-2-8】 シラバス点検確認表
- 【資料 3-2-9】 教養教育委員会規程
- 【資料 3-2-10】 教養教育委員会議事録(2024 年度第 1 回、第 2 回)
- 【資料 3-2-11】 「音楽リサーチ」「音楽づくり」「オペラ実習」シラバス
- 【資料 3-2-12】 実技カルテ
- 【資料 3-2-13】 私立大学における新型コロナウイルス感染症対策の好事例①
https://www.mext.go.jp/content/20200811-mxt_kouhou01-000004520_3.pdf
『令和 2 年度文部科学省白書』特集 1
https://www.mext.go.jp/content/20210720-mxt_oseiseki01-000016965_1-1.pdf
- 【資料 3-2-14】 大学院修士課程の演奏研究発表会及び修了演奏会プログラム作成に関する申し合わせ
- 【資料 3-2-15】 大学院教職課程の履修について（学生便覧 pp. 86-88）
- 【資料 3-2-16】 博士後期課程修了までのプロセス（学生便覧 pp. 84-85）
- 【資料 3-2-17】 2024 年度大学院公開講座チラシ
- 【資料 3-2-18】 大学院修士課程における短期及び長期修了プログラムに関する内規
- 【資料 3-2-19】 国際交流に関する資料・報告書

3-3. 学修成果の点検・評価

- 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
- 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

- 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

令和 5(2023)年度から「学修ポートフォリオ」システムを学部を導入したのに加え、令和 6(2024)年度には「エリザベト音楽大学アセスメント・ポリシー」を策定し、三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価の体制を整えたところである。これに先立ち、令和 5(2023)年 12 月の学内における第 3 回認証評価研修会では、「学修ポートフォリオ」を含めた教学マネジメントについて、専任教職員による研修を実施した。

これまで運用中の取組みも含め、令和 6(2024)年度以降予定している全学的な学修成果の評価・点検の具体的内容は次のとおりである。取組みの結果は、アンケート作成担当の各会議体・部署における分析等を経て、全学的な内部質保証を担う協議会において報告する。協議会における協議結果等は、各会議にて共有し、次年度の計画等に反映する。

学部

1. 学生の学修状況による学修成果の点検・評価

成績評価に基づく学修成果の到達状況の点検・評価のために、「学修ポートフォリオ」のシステムを導入し、令和 5(2023)年度にシステムの設定・試行を開始した。これにより、単位を修得した授業科目の成績評価が数値化され、ディプロマ・ポリシーの累積学修度が示される。学生は自らの資質・能力の現状等を確認可能となり、学修状況に即した履修計画を立てることができるようになる。

授業評価アンケート（基準 2-6-①参照）は、授業改善の目的のみならず、学生自身の学修状況に関すること（出席頻度の自己評価、授業理解の程度、到達目標の理解とそれに向かう姿勢、予習・復習時間、授業満足度）について 5 段階で回答するものを含めている。今後は、「学修ポートフォリオ」の運用を進める中で、このアンケートで示される学生の学修状況に対する自己評価と「学修ポートフォリオ」の結果を、教員と学生がともに参照可能な仕組みに構築する。

卒業生アンケートには、大学における学修について、専門分野の知識・技術、一般的な教養、社会人としての基礎力等がどの程度身に付いたかを 3 から 5 段階で回答するものを含めている。これについても、ディプロマ・ポリシーに依拠した内容であるか確認し、大学及び学生自身の自己評価につながるよう随時検証する。

2. 学位授与率・就職率・進学率による学修成果の点検・評価

卒業生の進路先は音楽関係を含む一般就職、教職関係、大学院等への進学となっている。新教育課程による卒業生を輩出する令和 7(2025)年度以降は、新教育課程のディプロマ・ポリシーに含まれる高い専門性、教養、そして協働する資質・能力がどの程度身に付いたかを検証するために、学位授与率・就職率・進学率も学修評価の点検・評価の指標として取り扱う。

3. 資格取得状況による学修成果の点検・評価

毎年、卒業生の 40%近くが中学校教諭一種免許状（音楽）及び高等学校教諭一種免許状（音楽）の教育職員免許状を取得している。新教育課程のディプロマ・ポリシーにも「B 音楽（教育）の専門性」を設定しており、教育職員免許状の取得率はこの項目を客観的に評価する指標の一つとなり得る。また今後は外部の語学試験等の資格取得率等も把握し、学修成果の点検・評価の指標として扱う。

大学院

大学院修士課程では、各学生の全体的な学修成果は GPA 及び学位授与率で把握し、ディプロマ・ポリシーにおける専門性の部分に直結する学修成果は、音楽創作研究作品、論文研究、演奏研究発表、修了作品、修士論文、修了演奏の成績及び評価点の合計点数（20 点満点）で評価している。令和 6(2024)年度からは、学生が記入する各自の研究テーマシートにおける前年度の振り返りも加味する。これらに加え、授業評価アンケート、修了生アンケートの結果、就職率・進学率を、学修成果の点検・評価の指標として活用する。博士後期課程は、GPA 及び 1 年次及び 2 年次における研究コンサート等の成績で途中経過とし

ての学修成果を、学位論文、修了リサイタル等の審査の結果及び学位授与率、進路状況において、最終的な学修成果を評価する。

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

学部

本学の教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバックは、現在取り組んでいるものも含め、令和 6(2024)年度以降、以下の体系的な実施を予定している。

1. 学生の学修状況による学修成果の点検・評価結果のフィードバック

授業評価アンケートは、学修指導及び授業改善を目的として実施し、その結果を自己評価・FD 運営委員会及び学務・入学試験委員会において共有する体制を整えている。学生からの意見・要望の多く出た授業科目は、学務・入学試験委員会においてその内容を精査し、必要に応じて改善策を検討し、授業担当者に伝えている。また令和 4(2022)年度の教職員研修会は、学修成果の可視化に向けた作業過程として、授業評価アンケート等の情報を交えながら、専任教員全体で新教育課程の振り返りを行った。「学修ポートフォリオ」の集計は令和 6(2024)年度末以降となるが、今後学務・入学試験委員会で分析し、改善策について整理し、教育内容・方法及び学修指導等の改善にフィードバックする。

2. 学位授与率・就職率・進学率による学修成果の点検・評価結果のフィードバック

キャリア支援室長による進路希望調査と個人面談により、就職・進路調査を作成している。4 年生に関しては、進路決定状況が一覧化され、キャリアサポート委員会及び教授会に報告される。今後、就職・進路調査及び4年生の進路一覧は、必要に応じて新教育課程におけるディプロマ・ポリシーの観点から各種会議において議論し、授業科目の構成・内容を検討する際に活用する。

3. 資格取得状況による学修成果の点検・評価のフィードバック

新教育課程の策定に際し、教職課程の授業科目との兼ね合い、教育職員免許状等の資格取得状況も勘案した。そして教育職員免許状の取得に必要な授業科目について、教育内容による履修の順序性を考慮し体系的な編成を行うとともに、複数の教職に関する科目について、教職課程以外の学生の履修が可能なように配置した。今後は、キャリアサポート委員会と教職課程委員会が連携し、資格取得状況を踏まえ、教育職員免許状等の資格取得支援のさらなる充実を図る。

大学院

大学院では、研究科教育運営委員会にて全体的な学修成果の点検・評価を行い、状況に応じて、教育内容・方法等の改善方策について審議・検討している。各授業においては、授業評価アンケートの結果をそれぞれの教員が授業内容や指導方法等の改善にフィードバックしている。

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

本学は、令和 5(2023)年度から「学修ポートフォリオ」の試験的運用を開始し、これを学修成果の点検・評価の中心として位置付けている。今後、学修成果のフィードバックを教育内容・方法及び学修指導等の改善に迅速に活用することを目指している。これによって可視化される学修成果は、学生の学びのサイクル（学修活動→学修の振り返り→今後の学修目標の設定）を適切に支援し、促進するために重要な役割を果たすと想定される。

次のステップとして、全学生に「学修ポートフォリオ」の年度ごとの振り返り及び目標への記入を促し、教職員がその内容を定期的に確認する体制を整える。この確認作業を通じて、教職員はコメントの送信、面談の実施など、学生と教職員の間で効果的なフィードバックの循環が構築され、適切な対応を行うことが可能となる。さらに、各種アンケートの取りまとめ方法に関しても改善・検討を進めており、学修成果の点検・評価プロセスが学生と教職員双方にとってより有意義なものになるよう努める。

※エビデンス集(資料編)

【資料 3-3-1】 アセスメント・ポリシー

【資料 3-3-2】 第 3 回認証評価研修会資料

【資料 3-3-3】 授業評価アンケート、学修支援に関するアンケート、卒業生アンケート

【資料 3-3-4】 学務・入学試験委員会議事録（2022 年度第回）

【資料 3-3-5】 2022 年度教職員研修会資料

【基準 3 の自己評価】

本学は、教育目的に基づきディプロマ・ポリシーを策定し、シラバス、学生便覧などに記載するとともに、大学ホームページを通じて公表している。このディプロマ・ポリシーを基盤とし、単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準を定め、厳正に運用している。またディプロマ・ポリシーと一致するカリキュラム・ポリシーを策定し、これを大学ホームページに公表している。このポリシーに従い、教育課程は、学部の専修・専攻、大学院の各専攻・領域の特性を踏まえ、体系的に編成している。さらに、初年次教育の充実と音楽基礎力のさらなる育成を目的に、1 年次の授業科目ではクォーター制を採用している。教養教育委員会が主に科目編成等を管轄する教養教育では、カリキュラム・ポリシーに基づき、イエズス会教育方針に即した幅広い教養を身に付けることを目的とした科目を設けている。

教育の質を高めるために、多様な教授方法の工夫・開発等を実施している。その一環として、アクティブ・ラーニングを様々な授業に取り入れるほか、音楽基礎力の向上に向けた授業展開を授業間連携の中で実施している。また、授業評価アンケートに基づく授業内容・方法の改善、ディプロマ・ポリシー「C 協働による社会貢献」及び国際的視野の確立を目的とした海外教育機関等との交流も積極的に展開している。

学修成果の点検・評価は、従来、成績評価基準に基づく厳格な評価、GPA、授業評価アンケートを用いてきた。令和 6(2024)年度からは、学修成果の可視化とその評価を目的に「学

「ポートフォリオ」を本格的に導入し、学修成果の点検・評価結果を教育内容・方法、学修指導の改善にフィードバックする体制を整え始めている。これらの取組みにより、基準3は満たしていると判断する。

基準 4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

「エリザベト音楽大学管理運営規則」（以下、「管理運営規則」）には、「この規則は、エリザベト音楽大学の校務処理を明確かつ円滑にさせ、もってその効率的な管理運営を図るため、学内諸機関の組織、職制、職務及び事務分掌について定めることを目的とする」（第 1 条）とあり、大学の管理運営体制の組織及び役割責任について定めている。学長の職務は同規則において、「学長は、本大学を代表し、校務全般を統理する。学長は、本大学の建学の精神、教育理念及び理事会の方針に従い、諮問及び審議機関の意見を聞き、本大学の発展隆昌を図る政策を実行する」（第 4 条）と規定し、さらに大学学則第 27 条 3 項においても「学長は、校務を掌り全職員を統督する」としている。

開学以来、学長は各部門を統理して大学の運営を担ってきた。学長は理事会が任免を行い（同規則第 3 条）、法人の最高決定機関である理事会の第 1 号理事となる（「寄附行為」第 12 条）ことから、法人の使命・目的を遂行するうえで教学部門及び管理部門の責任も担っている。

学長は、教学面で学長を補佐する役割として、学長補佐、学部長、研究科長、学科長、学科長補佐、教養・教職主事、演奏教育研究委員長、学生生活センター室長、キャンパス・ミニストリー室長を任命し（管理運営規則第 5 条から第 14 条）、事務局には事務局長、総務部長、学事部長、図書館長を任命している（同規則第 19 条）。役職者は役割を分担しつつ、教職員と連携して職務にあたっている。建学の精神及び教育理念の実現に向かう学長は、リーダーシップを確立し、発揮できる体制を構築している。

このことは、コロナ禍における緊急かつ重要な事項・案件への対応に表れ、学長は役職者と綿密に協議し、各所からの意見集約を行いつつ適切な時期に的確な決定を行い、リーダーシップを発揮した。一例として、新型コロナウイルス感染拡大時の学年暦変更、オンライン授業に係る「UNIPA LMS(Learning Management System)」の導入、教育環境の維持・改善等がある。

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

大学は教授会（「管理運営規則」第 15 条及び「教授会規程」）、研究科委員会（同規則第 16 条及び「研究科委員会規程」）のほか、諮問・協議機関として協議会等各種委員会を置いている（同規則第 17 条）。

原則として毎月一回開催する教授会及び研究科委員会を含む学内の諮問・協議機関は、法令及び各規程に従い協議事項について協議し、学長の最終決定を支援し、大学運営の適切性を担保している。

学長の最終決定を補佐する役職者の任免は、学長補佐については理事会が行い、学部長及び研究科長は学長が任命する。事務局は、本学及び法人の管理運営を掌り、役職となる事務局長の任命は理事会が行い、その他の役職者は学長が任命する。任命された役職者は、管理運営規則の定めに従い学長を補佐すると同時に、その職務を適切に執行している。なお、管理運営を目的とする諸規則については、関連法規の改正等に応じて適宜改正を行っている。

学長は、学長を補佐する教学及び事務局役職者との間で、法人役職者懇談会、情報交換会を定期的に開催し、出席者間での報告・連絡・相談をとおして情報の交換あるいは共有を図っている。さらに出席者もまた各自が主催する会議体での検討に際して、懇談会での情報を生かしている。

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

法人及び大学の事務組織編成は、「管理運営規則」により組織、事務内容等を定め、職員はさらに、学長の命を受け、各種会議体に所属し、協働で大学運営に参加している。

事務職員の採用は、学長及び法人役職者が協議して候補者を選考する。最終的に学長が適任者と判断した後に、理事会に内申し、理事会が候補者の採用を決定する。本学の事務職員数は少なく、一定期間ごとに昇任する制度及び明文化した昇任規程はない。本学では事務職員に役職を任命する際に、学長は法人役職者懇談会において意見を聴取して決定している。年度末に理事長は専任事務職員全員と面談を実施する。その際、各自が提出した年度目標と成果及び反省、次年度目標を記した面談シートを面談資料として活用している。

諮問・協議機関である委員会の議長、委員長及び委員の選任に関して、各委員会規程に従い、学長は教員及び事務職員の専門性及び経験等を考慮して任命し、教職協働を実現している。

(3) 4-1の改善・向上方策（将来計画）

学長のリーダーシップのもと、組織が効率的に機能するための組織改編、また学生確保に向けた入試制度の改革、奨学金制度の拡充等、様々な取組みを試みている。今後も組織改革、教職協働を推進するにあたり、学長は教学及び管理部門の役職者と連携して、さらなるリーダーシップを発揮するように努める。

社会の急激な変化、とりわけ少子化、コロナ禍の影響による受験者数の減少を踏まえ、常に組織体制、人材配置を点検する。その際、短期的な視点にとどまらず、中長期的な教職協働の視点による改善策を講じる。

※エビデンス集(資料編)

【資料 4-1-1】 エリザベト音楽大学管理運営規則

【資料 4-1-2】 学校法人エリザベト音楽大学寄附行為 第12条（理事の選任）

- 【資料 4-1-3】 エリザベト音楽大学学則 第 8 章（職員組織）
- 【資料 4-1-4】 教授会規程
- 【資料 4-1-5】 研究科委員会規程
- 【資料 4-1-6】 エリザベト音楽大学学長裁定
- 【資料 4-1-7】 エリザベト音楽大学学長選考規程
- 【資料 4-1-8】 エリザベト音楽大学学長補佐選考規程
- 【資料 4-1-9】 エリザベト音楽大学学部長選考規程
- 【資料 4-1-10】 エリザベト音楽大学大学院研究科長選考規程
- 【資料 4-1-11】 法人役職者懇談会運営内規
- 【資料 4-1-12】 教学役職及び各委員会構成員

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

学部の専任教員は、大学設置基準の定める専任教員数及び教授数を充足しており、それぞれの専門分野に応じて音楽文化学科又は演奏学科のいずれかに配置し、大学全体及び各学科の教育目的の実現を目指した教育を実践している。

大学院（修士課程、博士後期課程）においても、各専攻ともに設置基準に定める専任教員数及び教授数、研究指導教員及び研究指導補助教員を充足している。

専任教員の採用は、「教員選考規程」「教員資格審査委員会規程」「教員資格基準に関する規程」「大学院修士課程教員資格審査委員会規程」「大学院博士後期課程教員資格審査委員会規程」「大学院修士課程教員資格基準に関する規程」「大学院博士後期課程教員資格基準に関する規程」に則り、学長が当該諮問機関の議を経て理事会に内申し、理事会の決定により最終決定を行っている。専任教員の採用は、原則として公募により候補者を選考するが、必要に応じて学内の教員の推薦により候補者案を作成する場合もある。

学部及び大学院の専任教員の採用に際して、学長は選考委員を任命して教員選考委員会を組織する。同委員会は採用試験を実施し、候補者の専門的な能力及び教員としての適格性を判断して候補者を選考する。その結果を学長が承認した後に、教員資格の審査及び職位の判断を教員資格審査委員会（学部）が行う。最終的に学長は選考過程と結果を理事会に内申し、理事会が採用を決定する。大学院に関する教員の担当資格については、大学院修士課程教員資格審査委員会、大学院博士後期課程教員資格審査委員会でそれぞれの資格基準に関する規程を基に審査を行う。

専任教員は、専門性に合わせた授業科目・実技指導を担当するほか、基礎から応用・発

展を含む両学科教養科目及び専門科目を分担して担当するなど、専任教員の役割を果たしている。専任教員の昇任は、教員資格審査委員会（学部）において、教員資格基準に関する規程を基に、教育実績、研究業績、学内貢献、地域貢献、勤務年数等の観点から協議し、学長は最終案を理事会に内申し、理事会は総括的評価を行い決定する。教員の様々な業績について、毎年9月に提出される教育研究業績書を基に学長は一次評価を行う。年度末に学長は、専任教員全員が提出する年度目標及び成果と反省、次年度目標を記した面談シートを基に全員と面談を行っている。それらを総合して学長は昇任候補者案を作成し、教員資格審査委員会（学部）に諮っている。

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施は、自己評価・FD運営委員会、学務・入学試験委員会、研究科教育運営委員会を中心に実施している（基準 3-2-⑤参照）。特に自己評価・FD運営委員会は、平成 29(2017)年から義務化された SD(Staff Development)研修（その教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、教員と技術職員を含む職員を対象とし、必要な知識及び技能を習得ならびにその能力及び資質を向上させるための研修（FDを除く）の機会を設けるほか、必要な取組みを行う）と関連付けながら教員の資質・能力向上につなげるための研修計画を立案し、実施している。令和元(2019)年度から令和 5(2023)年度における FD 研修は【表 4-2-1】に示すとおりである。

4月のオリエンテーション期間には、大学設立の歴史、建学の精神・教育理念あるいは設立母体、カトリック教会及びイエズス会教育等に関する理解を深める研修会として「ゴージェンズ記念講演」を実施している。毎年9月に実施する教職員研修会においては、学生を指導するうえで必要な知識を得る講演、文部科学省行政報告、教職員が参加した研修会参加報告及び授業参観の振り返り等を行う。以上二つの研修会は、FD・SD研修会として専任教職員には参加を義務付けており、希望する非常勤教職員も参加を可能としている。

【表 4-2-1】ゴージェンズ記念講演、教職員研修会

年度	開催日	テーマ等	参加人数
2019	4/4(木)	講演「時間の流れの中で」(白浜満 広島教区司教)	専任 54 非常勤 12
	9/19(木)	講演「大学における障害のある学生との関わり」(竹内吉和 竹内発達障害支援コーポレーション代表) 研修報告、学生募集と広報戦略、大学の方向性についてほか	専任 50 非常勤 15
	2/25(火)	イエズス会使徒職全体の方向づけ (梶山義夫 イエズス会社会司牧センター所長、本学理事)	専任 33 非常勤 8
2020	4/6(月)	新型コロナウイルス感染防止のため中止	
	8/24(月)	教育方針・理念、三つのポリシーとカリキュラムの作成について (深堀聡子 九州大学教授)	専任 46
	10/12(月)	教育に活かす IR (福田健 清泉女子大学教授)	専任 23
	10/14(水)	文科系カリキュラムにおける AI データサイエンスの位置づけ (山本達也 清泉女子大学教授)	専任 29

エリザベト音楽大学

	3/26(金)	大学生の心と対応のヒント (岡野泰子 本学教授)	専任 51
2021	4/5(月)	講演「イエズス会教育 (理念) と SDGs」(サリ・アガスティン 上智大学教授、イエズス会司祭)	専任 52 非常勤 9
	9/16(木)	午前:「LGBT および障害学生支援における合理的配慮」(高石恭子 甲南大学教授) 午後:「財務の現状および将来計画」、「高等教育政策、大学の使命・目的と三つのポリシー策定、学修成果、内部質保証について」、「研究倫理の確立と厳正な運用」(会計室長、学長、学事部学務職員)	専任 52 非常勤 4
2022	4/4(月)	講演「聖イグナチオの年」(山内保憲神父)	専任 50 非常勤 5
	9/21(水)	午前:全体講演「大学・学生生活における著作権・知的財産について知る」(河合直人 広島総合法律事務所弁護士) 午後:教員:新カリキュラムのふり返りと学修成果の可視化～初年次教育を中心に～ 職員:研修会参加報告及び学内 DX 化	専任 47 非常勤 12
	3/10(金)	「イエズス会を知る (過去、現在、未来)」(梶山義夫 イエズス会社会司牧センター所長、本学理事)	専任 15
2023	4/3(月)	講演「『ペドロ・アルペ』神父の霊性とイエズス会教育」(酒井陽介神父)	専任 51 非常勤 5
	8/2(水)	第 1 回認証評価研修会『自己点検・評価報告書』の内容確認、意見交換	専任 46
	9/20(水)	午前:第 2 回認証評価研修会「認証評価の概要、受審全般及び執筆の留意点」(永井良政 日本高等教育評価機構) 午後:財務の現状報告、研究倫理の確立と厳正な運用、文教行政情報、夏の国際交流活動報告	専任 46
	12/8(金)	第 3 回認証評価研修会 (自己評価・FD 運営委員会 委員長 佐々木悠ほか) 学習ポートフォリオについて、アセスメント・ポリシー等新カリキュラムの課題について、高大連携の観点から小・中・高の教員経験者による授業参観をととした授業改善への提言と意見交換	専任 46

また以下に示すように、FD 研修として前後期各 1 回、授業参観期間を設けている。専任教職員は、指定授業及び専任教員が担当する全授業のうち、原則 2 つ以上の授業を参観することとしている。本学の教育を知る研修機会として専任職員にも参観を義務付けている。参観後は授業観察票を提出する。同観察票は、授業担当教員、学長を含む教学役職者及び自己評価・FD 運営委員長ほかで回覧・確認を行っている。さらに希望する非常勤教職員も参観が可能である。

【表 4-2-2】授業相互参観

年度	実施日	対象授業	
2019	前期 5/7(火)～ 6/3(月)	人間学Ⅱ-1 暮らしと健康Ⅱ (小児保健) 道徳教育研究 合唱Ⅰ・合唱研究Ⅰ	ユーフォニアムレッスン ピアノレッスン 声楽レッスン
	後期 10/28(月)～ 11/30(土)	ピアノ構造学 図画工作 音楽史Ⅱ 音楽科教育法Ⅲ	フルートレッスン クラリネットレッスン 鍵盤楽器演奏理論Ⅱ (ピアノレッスン)
2020	前期	新型コロナウイルス感染症対策のため中止	
	後期 9/23(水)～	生徒・進路指導研究	ヴァイオリンレッスン

エリザベト音楽大学

		10/18(金)	発達心理学 教育課程論 合奏・合奏研究	
2021	前期	5/12(水)～ 5/31(月)	英語V 室内楽(金管楽器)-1 室内楽(打楽器)-1 新型コロナウイルス感染症対策のため以下中止 即興演習 I-1A オペラ研究 I ソニックラボラトリー II 音楽文化概論 I	
	後期	10/4(月)～ 10/11(月)	保育相談/幼児理解と保育相談 ピアノ指導法 I 室内楽(木管楽器)-2 西洋器楽史IV	ピアノ副科レッスン
2022	前期	5/17(火)～ 5/31(火)	音楽理論 IC レジストレーション研究 初年次演習 II 英語 IA 合奏・伴奏法 IIB 情報機器演習	トロンボーンレッスン ピアノ副科レッスン 副科弦楽チェロ
	後期	10/18(火)～ 10/24(月)	人間学 I 混声合唱 音楽教育概論 声楽基礎技法 II DTM 中・上級 保育内容論IV 世界音楽文化学 I	ピアノレッスン サクソフーンレッスン 声楽副科レッスン
2023	前期	5/23(火)～ 6/19(月)	声楽演奏解釈研究 I 音楽療法 I ソルフェージュ IC 幼児音楽基礎技能 I	ピアノレッスン ギターレッスン ホルンレッスン
	後期	10/26(木)～ 11/17(金)	日本語表現 保育内容の指導法(環境) 宗教音楽III 教育の方法及び技術 声楽演奏解釈研究 II 特別講義・演習 II (作曲)	クラリネットレッスン トランペットレッスン 副科ピアノレッスン 鍵盤楽器演奏理論 II (ピアノレッスン)
2024	前期	5/20(月)～ 6/21(金)	上級和声と近代和声 声楽(教職) 指導グレード研究 アナウンス講座 ドイツ語 I 幼児音楽教育特殊研究 ポピュラー音楽	声楽レッスン クラリネットレッスン ピアノレッスン

さらに、授業改善を目的として授業評価アンケートを実施している（基準 2、基準 3 参照）。令和 4(2022)年度の新教育課程実施以降は授業期間の中間と期末にアンケートを行い、その結果を授業の改善につなげている。

【表 4-2-3】 学生による「授業評価アンケート」

年度	実施日	アンケート対象	回答率
2019	前期 7/1(月)～8/2(金)	前期開講科目対象	95.5%
		前期主科実技レッスン対象(カテゴリー)	95.9%
	後期 1/10(金)～2/19(水)	後期開講科目対象	95.5%
		後期主科実技レッスン対象(カテゴリー)	94.3%
2020	前期 7/15(水)～8/20(木)	前期開講科目対象	98.2%
		前期主科実技レッスン対象(カテゴリー)	98.7%
	後期 1/20(水)～2/19(金)	後期開講科目対象	97.5%
		後期主科実技レッスン対象(カテゴリー)	97.9%
2021	前期 7/13(火)～8/3(火)	前期開講科目対象	97.8%
		前期主科実技レッスン対象(カテゴリー)	95.7%
	後期 12/16(木)～2/3(木)	後期開講科目対象	93.4%
		後期主科実技レッスン対象(カテゴリー)	92.1%
2022	前期 5/12(木)～5/23(月) 7/22(金)～7/28(木)	前期開講科目対象	94.9%
		前期実技レッスン対象	93.9%
	後期 11/22(火)～12/9(金) 1/19(木)～2/16(木)	後期開講科目対象	90.4%
		後期実技レッスン対象	94.4%
2023	前期 5/23(火)～6/13(火) 7/6(木)～7/28(金)	前期開講科目対象	91.9%
		前期実技レッスン対象	93.5%
	後期 11/6(月)～12/5(火) 1/12(金)～2/19(月)	後期開講科目対象	88.4%
		後期実技レッスン対象	91.3%

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

現在、学部及び大学院ともに、法令を上回る教員数を確保し配置している。教育目的及び教育課程に即した適切な状態を今後も維持するように努める。FD 研修については、SD 研修と関連付けて従来の取組みを継続する。授業評価アンケートは、令和 4(2022)年度より、授業の期末に加え、授業の中間にも実施を開始した。今後はその結果を効果的に活用する体制を構築し、さらなる教育の質の向上に努める。

※エビデンス集(資料編)

【資料 4-2-1】 エビデンス集（データ編） 認証評価共通基礎データ

【資料 4-2-2】 教員選考規程

【資料 4-2-3】 教員資格審査委員会規程

【資料 4-2-4】 教員資格基準に関する規程

【資料 4-2-5】 大学院修士課程教員資格審査委員会規程

【資料 4-2-6】 大学院修士課程教員資格基準に関する規程

【資料 4-2-7】 大学院博士後期課程教員資格審査委員会規程

【資料 4-2-8】 大学院博士後期課程教員資格基準に関する規程

【資料 4-2-9】 面談シート

【資料 4-2-10】 自己評価・FD 運営委員会規程

- 【資料 4-2-11】 2024 年度 FD・SD 実施計画
- 【資料 4-2-12】 ゴーセンス記念講演資料
- 【資料 4-2-13】 2023 年度教職員研修会資料
- 【資料 4-2-14】 授業参観案内及び授業観察票
- 【資料 4-2-15】 授業評価アンケート

4-3. 職員の研修

4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

基準 4-2-②で記載したとおり、本学は教職員が一体となり教職員研修会（FD・SD）を開催し、専任事務職員の参加を義務付けている。そこで以下は、事務職員を対象とした研修について記載する。

本学の研修会は、平成 28(2016)年度に策定した長期計画（2016 年度～2025 年度）に基づいている。「教職員の FD 及び SD に積極的に取組み、教育研究の基盤強化を図ると同時に、建学の精神・教育理念等の理解の深化にも努める」とあり、SD 研修会の実施に関する年次計画を作成し、組織的に進めてきた。各年度の事業計画でも教職員研修について定めている。

学外での研修会、例を挙げるならば日本カトリック大学連盟主催職員セミナー、日本私立大学協会研修会、全国私立大学教職課程研究連絡協議会主催「研究大会」、日本学生支援機構主催セミナー、教育ネットワーク中国主催「教職員研修会」等に事務職員が参加し、資質向上に取り組んでいる。研修内容については【表 4-3-1】のとおりである。

【表 4-3-1】 SD としての学外研修

年度	研修内容	研修件数	参加人数 (延べ数)
2019	新教職課程運営の課題 大学教育学会課題研究集会 など	17 件	23 人
2020	UNIVERSAL PASSPORT クラスプロフィール ウィズコロナ時代の大学広報 コロナ禍における学校法人の法務対応について など	7 件	16 人
2021	キャリア教育・就職ガイダンス カトリック学校法人リーダー研修会 教務研修会 リモート授業における学修成果 学校法人における財務分析 パワーハラスメント防止対策、改正育児・介護休業法、改正女性活躍推進会 説明会 など	18 件	29 人

2022	長期化するコロナ禍での学生支援 高校生の進路選択行動の変化と今後採るべき募集戦略について 日本カトリック大学連盟職員研修会 など	13 件	14 人
2023	私立学校法改正と対応方策のポイント 日本高等教育評価機構評価充実協議会 セキュリティ事件・事件発生時の効果的な対応について 時代の変化に対応したガバナンス体制の構築 コロナ禍を経た学生への支援とアプローチ 性の多様性の理解と学生対応 など	27 件	44 人

また平成 24(2012)年度より、教職員のキャリアアップのための公的資格取得報奨金を設けている。これは事務能力の質的向上を図り、業務を遂行し本学の発展に寄与することを目的としており、これまで 3 人の職員を表彰、報奨金を支給し、自己研鑽も推奨している。

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

学内では大学運営・経営を含む大学教育を理解する機会として教職員研修会を計画に基づき開催しており、グループワーク、ディスカッション等を取り入れたことは、大学運営に不可欠な教職協働に対する意識改革につながっており、今後も継続して実施する。学外研修では、近年オンラインによる機会も増えている。今後、学内外の研修を効果的に組み合わせ、教職員の資質・能力の向上に努める。

平成 28(2016)年より事務室を 1 箇所に集約移転したことで、事務職員間の情報共有が円滑になった。この利点を生かし、情報共有にとどまることなく業務の効率化と向上化を図り、個々の資質・能力が組織力となるより効果的な研修会を、学長及び事務局長を中心に立案し、実施する。

なお平成 27(2015)年度から数年間試行した教職員評価は十分な成果・効果が得られなかった。現時点の専任教職員に共通する評価は、各自が記載する面談シート（記載内容：年度目標、成果と反省、次年度目標）に基づく理事長・学長による年度末の個人面談となっている。今後、教職員の評価について改めて研究・検討を行う。

※エビデンス集（資料編）

【資料 4-3-1】エリザベト音楽大学長期計画（2016 年度～2025 年度）

【資料 4-3-2】教職員研修(SD・FD)について（2024（令和 6）年度エリザベト音楽大学事業計画）

【資料 4-3-3】2024 年度 FD・SD 実施計画

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

基準項目 4-4 を満たしている。

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

専任教員等による研究発表の場として、「図書館運営・研究紀要等編集委員会規程」に基づき、毎年『エリザベト音楽大学研究紀要』を刊行している。実技指導の教員は、大学主催演奏会に出演する機会を設けている。

「学校法人エリザベト音楽大学就業規則」において、専任教員には勤務時間の特例を設け、1 週間のうち 2 日を研修日とし、時間割の調整により学内外で研究等を行えるよう配慮している。

専任教員一人ひとりに研究室を整備し、内線電話、ネット環境の整備を行っている。演奏学科の教員の研究室はレッスン室を兼ねている。全てのレッスン室にピアノを配置し、定期的に保守点検、調律、買替えを行っている。ピアノの専任教員の研究室及びいくつかのレッスン室にはスタインウェイピアノを置き、学生のレッスンに活用している。また、教員は必要に応じて 2 つのホールでレッスン、練習を行うことが可能である。さらに専任教員と非常勤教員がともに利用できる講師控室には、内線電話、ネット環境、コピー機、パソコン、プリンター、ロッカー等の設備を設けている。

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

科学研究費助成事業等に関する研究倫理の確立のため、「公的研究費の使用に関する行動規範」「研究活動における不正行為への対応等に関する規程」「公的研究費に関する不正防止計画」を整備し、適正に管理している。また「公的研究費の管理・監査に関する規程」を定め、本学の学内関係諸規程・取扱要領等の遵守について規定している。

教職員研修会において、研究倫理の確立に関する諸規程について教職員全員が説明を受け周知徹底を図り、研究倫理の厳正な運用を行っている。

さらに学部 1 年次必修「初年次演習 I」は、大学における研究の意義とその倫理について教授し、早期から研究倫理の意識を向上させる取組みを実施している。

大学院では、修士課程及び博士後期課程の論文個人指導の中で担当教員から随時指導を行うほか、修士課程の「音楽執筆法研究 I」においても研究倫理上の留意点を説明、周知している。

4-4-③ 研究活動への資源の配分

専任教員の研究活動を促進するため、教育研究に係る経費を対象として教育研究費を設けている。また教育研究費とは別に、使用目的の評価及び確認をしたうえで必要な経費に関しては、学長決裁特別研究費の配分を可能としている。

科学研究費助成事業に係る申請手続き、採択後の事務手続き等のサポートなど積極的な支援を行っている。科研費の採択状況は【表 4-4-1】のとおりである。

【表 4-4-1】 科研費の採択状況一覧

科学研究費助成事業	2020		2021		2022		2023		2024	
	新	継	新	継	新	継	新	継	新	継
基盤研究(C)		1		1		1			2	1
若手研究	1			1		1		1	1	
合計	1	1		2		2		1	3	

(3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

専任教員の研究時間の確保及び研究環境の整備を継続して行うとともに、研究活動の資源である教育研究費及び科学研究費等の資源の厳正な運用を行うため、定期的に教職員研修会において啓発活動を行う。

※エビデンス集（資料編）

【資料 4-4-1】 図書館運営・研究紀要等編集委員会規程

【資料 4-4-2】 学校法人エリザベト音楽大学就業規則 第 17 条（教育職員の勤務時間の特例）

【資料 4-4-3】 エリザベト音楽大学公的研究費の使用に関する行動規範

【資料 4-4-4】 エリザベト音楽大学公的研究費の管理・監査に関する規程

【資料 4-4-5】 エリザベト音楽大学公的研究費に関する間接経費取扱規程

【資料 4-4-6】 エリザベト音楽大学公的研究費取扱要領

【資料 4-4-7】 エリザベト音楽大学公的研究費に関する不正防止計画

【資料 4-4-8】 エリザベト音楽大学公的研究費の不正使用に関する取引停止規程

【資料 4-4-9】 エリザベト音楽大学研究活動における不正行為への対応等に関する規程

【資料 4-4-10】 2023 年度教職員研修会資料

【資料 4-4-11】 「初年次演習 I」シラバス

【資料 4-4-12】 「音楽執筆法研究 I」シラバス

【資料 4-4-13】 教員研究費に関する内規

【基準 4 の自己評価】

大学の意思決定及び教学マネジメントにおいて、学長の適切なリーダーシップを確立し、教職員が一体となって課題に対処する仕組みができています。教職員の資質・能力の向上に向けて必要な取組みを実施しており、研究活動環境の改善に努めている。年度目標と成果及び反省、次年度目標を記した面談シートを基に、理事長・学長は全ての専任教職員と面談し、評価を行っている。教員については、資格審査委員会においても様々な観点からの評価を行っている。これらの取組みにより、基準 4 は満たしていると判断する。

基準 5. 経営・管理と財務

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

本学の使命・目的を達成するため、設置者である学校法人エリザベト音楽大学は、「寄附行為」第 3 条（目的）において、法人の目的を明確に規定している。「寄附行為」第 6 条（理事会）及び第 9 条（理事長の職務、理事の代表権の制限）においては、理事会は学校法人の業務の最高議決機関であり理事長は法人の代表者であると定めるとともに理事長の選出に関しても明確に規定され、理事の中から理事の互選により選出されるとしている。また、令和 4(2022)年 3 月 23 日に、教職員が学校法人エリザベト音楽大学の建学の精神に基づく使命を具現化するための規範として「エリザベト音楽大学ガバナンス・コード」を制定し、大学ホームページに公表した。

大学の効率的な管理運営を図るため「管理運営規則」を定め、第 17 条において諮問及び協議機関として、協議会及び各種委員会等を定めている。教職員の就業は「就業規則」に定め、「寄附行為」及び建学の精神に則り、前文にはカトリック・キリスト教の精神に基づく組織倫理を掲げている。また、「ハラスメント防止ガイドライン」「個人情報の保護に関する規程」を整備し大学内の安全な環境を保持している。研究活動についても公的研究費の使用に関する行動規範等を教職員研修会で学ぶなど諸規程の変更等に対応している。なお、「寄附行為」、財務情報をはじめとする私立学校法、学校教育法施行規則、教育職員免許法施行規則で公開が定められている情報は大学ホームページに公表している。

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

本学の使命・目的を達成するため平成 28(2016)年度にエリザベト音楽大学長期計画(2016 年度～2025 年度)を策定し、基本理念を「建学の精神、教育理念の実現」「広島から世界に貢献」「学生の夢や目的の実現」とし、具体的な分野別目標を「建学の精神、教育理念、ヴィジョンの具現化」「教育研究」「地域社会、世界への貢献」「経営」「施設設備」と定めている。

この長期計画の目標に基づき、毎年度、事業計画を立て行動目標を定めている。事業計画については年度はじめの教授会において共有し、計画の実現に向け努力している。事業計画の作成にあたっては、教学及び事務局の各部署からの素案を理事長及び事務局長のもとで集約、調整の後に策定し、「寄附行為」第 19 条（諮問事項）に基づき評議員会の意見を聞くとともに「寄附行為」第 30 条（予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画）に基づき理事会において議決を得ている。また、事業計画は、年度途中及び年度末に達成状況を調査した後に、理事会及び評議員会に報告している。

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

安心して教育研究を行う環境を目指し、施設管理とともに人権等に配慮しながら学修環境整備を行っている。環境保全への配慮として、クールビズの実施、冷暖房機器の温度設定の集中管理、電灯不要箇所の蛍光管の撤去などの省エネ対策を行っているほか照明のLED化の導入を推進している。

安全面からの取組みとして、大学入口に受付業務担当者（嘱託職員及び業務委託）が午前6時20分から午後9時20分まで常駐し、安全に注意を払っている。夜間は業務委託により管理業務担当者が午後8時30分から午後11時の間、学内巡回、施錠確認等事故防止に取り組んでいる。また、学内の廊下に防犯カメラを設置している。特に1階においては外部からの侵入者の監視等のため、校舎内の通路に11台の防犯カメラを設置し、さらに令和6(2024)年3月に顔認証システムを導入し、不審者の侵入に対応できるようにした。併せて、警備保障会社と契約し防犯・火災監視のシステムを導入しており、毎日午後7時から午前8時、休日は終日、警備保障会社の監視センターによる遠隔監視を実施している。

人権への配慮の取組みとして、基準5-1-②に述べた「エリザベト音楽大学ハラスメント防止ガイドライン」を定め、「ハラスメント問題委員会規程」を整備している。これらに基づき「ハラスメント問題委員会」を設置し、ハラスメントに毅然と対処し、ハラスメントを起こさない努力を重ね、そのための方策に万全を期すこととしている。大学が保有する個人情報の取扱いは、「エリザベト音楽大学個人情報の保護に関する規程」を定め、大学ホームページ上で「個人情報保護方針」を公表している。また、「学校法人エリザベト音楽大学公益通報に関する規程」において公益通報・相談があった場合について及び通報者の保護について定めている。

安全への配慮の取組みとして、危機に迅速かつ的確に対処するため「危機管理規程」を定めている。この規程に基づき「防火管理規程」「エリザベト音楽大学消防計画」「エリザベト音楽大学南海トラフ地震防災規程」「危機管理マニュアル」を定め、当該災害予防及び災害発生時の業務マニュアルとしており、毎年度、幟町キャンパス、西条キャンパス、学生寮において、総合防災・自衛消防訓練計画を作成し地震及び火災への対応が取れるよう学生と教職員による避難訓練を実施している。また、災害発生時の備蓄品として水、食料、ブランケット等を常備している。AED（自動体外式除細動器）は、幟町キャンパス内に2箇所、西条キャンパスと学生寮に各1箇所設置している。

学内のコンピューターシステムのセキュリティ対策として、昨今の様々なサイバー攻撃に対処するため、令和4(2022)年度から学内において使用する全てのパソコン及び学内サーバに対してディープ・インスティンクト（Deep Instinct、米国）を導入した。

(3) 5-1の改善・向上方策（将来計画）

本学の使命・目的を達成するため、組織倫理に基づき、適切な運営を継続していくとともに、危機管理体制に関する整備を継続し、時代の変化に合わせた見直しを行っていく。さらに、本学では10年間の長期計画を立案したが、次期中長期計画については期間を5年間として、現長期計画の最終年である令和7(2025)年を前倒して策定するべく準備を進める。

※エビデンス集（資料編）

- 【資料 5-1-1】 学校法人エリザベト音楽大学寄附行為
- 【資料 5-1-2】 エリザベト音楽大学ガバナンス・コード（第1版）
- 【資料 5-1-3】 エリザベト音楽大学管理運営規則
- 【資料 5-1-4】 学校法人エリザベト音楽大学就業規則
- 【資料 5-1-5】 学校法人エリザベト音楽大学情報公開規程
- 【資料 5-1-6】 情報公開（大学ホームページ）
- 【資料 5-1-7】 エリザベト音楽大学長期計画（2016年度～2025年度）
- 【資料 5-1-8】 2024（令和6）年度事業計画
- 【資料 5-1-9】 2023年度事業計画達成状況
- 【資料 5-1-10】 クールビズの実施について
- 【資料 5-1-11】 ハラスメント問題委員会規程
- 【資料 5-1-12】 エリザベト音楽大学ハラスメント防止ガイドライン
- 【資料 5-1-13】 エリザベト音楽大学個人情報の保護に関する規程
- 【資料 5-1-14】 個人情報保護方針（大学ホームページ）
- 【資料 5-1-15】 学校法人エリザベト音楽大学公益通報に関する規程
- 【資料 5-1-16】 学校法人エリザベト音楽大学危機管理規程
- 【資料 5-1-17】 危機管理マニュアル
- 【資料 5-1-18】 防火管理規程
- 【資料 5-1-19】 エリザベト音楽大学消防計画
- 【資料 5-1-20】 エリザベト音楽大学学生寮センリアホーム消防計画
- 【資料 5-1-21】 エリザベト音楽大学（西条キャンパス）消防計画
- 【資料 5-1-22】 エリザベト音楽大学南海トラフ地震防災規程

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

(2) 5-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

本学の使命・目的の達成に向けて、「寄附行為」第6条において理事会について規定している。理事会は学校法人の業務の最高議決機関として法人の業務を決し、理事の職務執行を監督し（同条第2項）、理事長は理事会議長となる（同条第7項）。さらに同条では、理事会の招集、通知、開催要件、議決方法、欠席時における付議事項への意思表示の取扱い、利害関係時の除斥等についても定めている。

理事の選任については、「寄附行為」第12条第1項第1号にエリザベト音楽大学学長、第2号に評議員の内から理事会において選任した者2人以上3人以内、第3号に学識経験者のうち理事会において選任した者1人以上2人以内、第4号にカトリックイエズス会日

エリザベト音楽大学

本管区管区長の推薦した者1人と規定している。第2項には第1項第1号及び第2号の理事は、学長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものと定め、法人は寄附行為を遵守して理事を選任している。

理事会は、毎年度8回前後開催している。過去3年間の理事会の開催状況は次のとおりである。

【表 5-2-1】 理事会の開催状況(令和3(2021)年度～令和5(2023)年度)

開催年月日	開催時間	理事 現員 (a)	理事の出席者数等の状況			監事の 出席状況
			出席数 (b)	実出席率 (b/a)	意思表示に よる出席数	
令和3(2021)年5月27日(木)	16:30~17:00	5人	4人	80%	1人	2/3
令和3(2021)年5月27日(木)	18:00~18:20	5人	4人	80%	1人	2/3
令和3(2021)年7月29日(木)	17:30~19:00	5人	5人	100%	0人	3/3
令和3(2021)年9月30日(木)	17:30~18:10	5人	5人	100%	0人	3/3
令和3(2021)年11月25日(木)	17:20~18:00	5人	5人	100%	0人	3/3
令和4(2022)年1月27日(木)	17:30~18:30	5人	5人	100%	0人	2(1)/3
令和4(2022)年2月24日(木)	17:30~18:30	5人	5人	100%	0人	3/3
令和4(2022)年3月23日(水)	18:50~19:20	5人	5人	100%	0人	2(1)/3
令和4(2022)年5月28日(土)	13:30~14:00	5人	5人	100%	0人	2(1)/3
令和4(2022)年5月28日(土)	15:30~16:00	5人	5人	100%	0人	2(1)/3
令和4(2022)年7月28日(木)	17:30~19:00	5人	5人	100%	0人	2(1)/3
令和4(2022)年9月29日(木)	17:30~18:30	5人	5人	100%	0人	3/3
令和4(2022)年11月24日(木)	17:30~18:20	5人	5人	100%	0人	3/3
令和5(2023)年1月26日(木)	17:30~18:30	5人	5人	100%	0人	3/3
令和5(2023)年2月22日(水)	17:30~18:30	5人	5人	100%	0人	3/3
令和5(2023)年3月25日(土)	16:00~16:20	5人	5人	100%	0人	2(1)/3
令和5(2023)年5月24日(木)	16:30~16:50	5人	5人	100%	0人	3/3
令和5(2023)年5月24日(木)	18:35~18:45	5人	5人	100%	0人	3/3
令和5(2023)年7月27日(木)	17:25~18:45	5人	4人	80%	1人	2(1)/3
令和5(2023)年9月28日(木)	17:30~18:55	5人	5人	100%	0人	3/3
令和5(2023)年11月29日(水)	17:30~18:30	5人	4人	80%	1人	3/3
令和6(2024)年1月25日(木)	17:25~18:55	5人	5人	100%	0人	3/3
令和6(2024)年2月22日(木)	16:30~18:50	5人	5人	100%	0人	2(1)/3
令和6(2024)年3月21日(木)	17:15~17:45	5人	5人	100%	0人	3/3

(注)監事の意思表示による出席については、令和3(2021)年9月以降取り扱うこととし、監事の出席状況欄の()内の数値で表記した。

(3)5-2 の改善・向上方策(将来計画)

私立学校法の改正の趣旨を踏まえたガバナンス改革を適切に実施し、少子化等による本学志願者の減少に対する対応策の迅速な検討及び決定など、理事長のリーダーシップのもと少人数の理事会であることの強みを生かしつつ、理事会運営を行う。

※エビデンス集（資料編）

【資料 5-2-1】 学校法人エリザベト音楽大学寄附行為

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3 の自己判定

基準項目 5-3 を満たしている。

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

本学の事務局は、法人の事務と大学の事務を兼務している。また、平成 27(2015)年 6 月以降、理事長は学長を兼務し、法人及び大学運営においてリーダーシップを発揮しており、法人と大学との連携は円滑かつ迅速に行われている。

理事会の開催状況は【表 5-2-1】で示しているとおりであるが、理事相互が意見を交わすと同時に、理事長主導による法人経営を行っている。学長は、本学を代表し校務全般を統理し、理事会の方針に従い職務を行うこととされており（「管理運営規則」第 4 条第 1 項及び第 2 項）、大学運営上、教学部門の責任者であると同時に管理部門の責任者でもあることから、理事会はその協議決定にあたり、大学の教学部門及び管理部門の実情を相互に踏まえた内容にすることが可能な体制となっている。

理事会を補完するため法人役職者懇談会を毎週開き、大学の重要事項及び理事会に上程する議案の調整等を行っている。さらに理事長は、正式な会議の位置付けはしていないが、教学及び事務局の役職者との情報交換会を授業期間中開催し、管理部門と教学部門間の意思疎通を図るとともに情報共有に努めている。

「管理運営規則」第 17 条に基づき大学に諮問及び協議機関として協議会及び各種委員会等を置いている。協議会は、法人部門と教学部門の役職者で構成し、部門間の意思疎通、連携が図られており、大学全体に関わる重要事項及び各部署からの意見について協議する仕組みが整っている。役職者は各部署・委員会からの意見をくみ上げ、あるいは意見交換・集約した後に協議会に臨んでいる。

各種委員会は教職員が 2 年の任期（更新可）で委員を務め、それぞれの立場での提案事案などの検討・協議を行い、連携を深めている。各種委員会での協議の結果は、教授会、研究科委員会、協議会あるいは理事会等において検討を深め、理事長又は学長による最終決定へと進むプロセスができています。

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

法人及び大学の各管理運営機関は、基準 5-3-① で述べたように、大学においては、教授会、研究科委員会、協議会、各種委員会等各部門の相互の連携を図っており、検討や協議の段階において相互チェックを果たすことができています。理事会は、法人の業務を決定するほか、理事の職務の執行を監督する。理事には学長が第 1 号理事として選任され、教授

会などの意向は適切に反映される。なお、学長を含む理事5人の内、学外者である理事が2人という構成から、法人及び大学の業務執行について適切かどうかの検証は可能である。

ガバナンス機能の役割を担い責任を果たす立場にある監事は、「寄附行為」第13条（監事の選任）に基づき理事会で選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て理事長が選任し、監事は第11条（監事の職務）に基づき職務を適切に遂行している。監事3人は、学校法人の業務及び財産の状況について適宜監査を行い、理事会及び評議員会へ出席し意見等を述べている。理事会及び評議員会への出席状況は適切である。また、監査法人による監査状況の報告を受けるとともに意見交換等を行っている。監事3人のうち1人は、少なくとも毎週1回、大学において会議等へ出席するとともに、必要に応じて大学の役職者と懇談を行うなど日常的に業務監査を行い、法人及び大学運営上の重要事項に関し意見を述べている。また、大学の定期演奏会などの各種行事の視察を通じて、日頃の教育研究活動を把握している。なお、当該年度の監事監査報告書及び翌年度の監事監査計画書については、当該会計年度終了後2カ月以内に理事会及び評議員会に提出している。

評議員会は、「寄附行為」第17条（評議員会）に基づき開催しており、理事長は寄附行為第19条（諮問事項）に基づき、予算及び事業計画、事業に関する中期的な計画、借入金及び基本財産の処分ならびに運用財産中の不動産及び積立金の処分、役員に対する報酬等の支給の基準、予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄、寄附行為の変更、合併、目的たる事業の成功の不能による解散、寄附金品の募集に関する事項、その他理事会が必要と認めた事項についてあらかじめ評議員会の意見を聞いている。

評議員の選任は、「寄附行為」第21条（評議員の選任）第1項1号に「この法人の職員で理事会において選任した者」、第2号に「この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25才以上の者の中から理事会において選任した者」、第3号に「理事の中から理事の互選によって定められた者」、第4号に「学識経験者のうちから理事会において選任した者」と規定しており、うち第1号、第3号の評議員は、「この法人の職員又は理事の地位を退いたときは評議員の職を失うもの」と定めている。

評議員会の開催は、「寄附行為」第17条（評議員会）の規定に基づき適正に行われており、毎年度2回前後開催されている。過去3年間の評議員会の開催状況は次のとおりである。

【表 5-3-2】 評議員会の開催状況(令和3(2021)年度～令和5(2023)年度)

開催年月日	開催時間	評議員 現員(a)	評議員の出席者数等の状況			監事の 出席状況
			出席数(b)	実出席率 (b/a)	意思表示に よる出席数	
令和3(2021)年5月27日(木)	17:00～18:00	16人	14人	87.5%	2人	2/3
令和4(2022)年3月23日(水)	17:30～18:50	16人	15人	93.8%	1人	2(1)/3
令和4(2022)年5月28日(土)	14:00～15:30	15人	12人	80.0%	3人	2(1)/3
令和5(2023)年3月25日(土)	14:00～15:50	15人	14人	93.3%	1人	2(1)/3
令和5(2023)年5月24日(水)	17:00～18:30	17人	15人	88.2%	2人	3/3
令和6(2024)年3月21日(木)	15:00～17:10	17人	14人	82.4%	3人	3/3

(注)監事の意思表示による出席については、令和3(2021)年9月以降取り扱うこととし、監事の出席状況欄の()内の数値で表記した。

(3)5-3 の改善・向上方策(将来計画)

改正私立学校法の令和 7(2025)年 4 月の施行を踏まえ、その趣旨と概要を学内に周知するとともに、改正部分を正確に反映させた寄附行為の改正作業を行う。また、改正後の評議員会は、改正私立学校法の趣旨を踏まえ、その人選と運営を適切に行い、理事会等へのチェック機能が働くよう整備する。

内部においては、現在整備されている学内の会議・委員会等の組織体制を維持し、管理部門と教学部門との意思疎通と連携を保つことで、教職協働の態勢をさらに推進する。

※エビデンス集(資料編)

【資料 5-3-1】エリザベト音楽大学管理運営規則

【資料 5-3-2】法人役職者懇談会運営内規

【資料 5-3-3】学校法人エリザベト音楽大学監事監査規程

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

基準項目 5-4 を満たしている。

(2) 5-4 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

財務運営の中長期計画の基は、平成 28(2016)年 7 月理事会承認のエリザベト音楽大学長期計画(2016 年度～2025 年度)である。中長期にわたる安定した財政基盤の確立を目指している。小規模な単科大学であり、新入生数の状況により財務は大きな影響を受けるために、中期財務計画を作成し、随時更新している。毎年作成する事業計画の財務の項目においても年次重点項目を記載している。

学生数の回復と入学定員の確保が最優先事項であるが、法人全体としての収支のバランスは毎年確保できている。また、減価償却引当特定資産への積立により、老朽化した設備更新にも対応できている。さらに、将来に対する校舎等の建替に向けて、第 2 号基本金への積立についても毎年行っている。

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

財務基盤の確立と収支バランスを、事業活動収支計算書の事業活動収支差額及び貸借対照表の自己資金における各比率を指標として、以下のとおり示す。

【表 5-4-1】 事業活動収支差額及び比率

(千円)

年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	5 年平均
事業活動収支差額	207,058	334,493	376,015	396,679	495,982	362,045
事業活動収支差額比率	17.0%	24.5%	27.7%	28.0%	32.2%	26.2%

【表 5-4-2】 自己資金及び比率

(百万円)

年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	5 年平均
自己資金（正味財産）	14,487	14,822	15,198	15,594	16,091	15,239
自己資金構成比率	97.5%	96.9%	96.9%	97.3%	97.4%	97.2%

【表 5-4-1】によると、令和元(2019)年度において、事業活動収支差額 2 億 7 百万円（比率 17.0%）を計上した。その後も事業活動収支差額は堅調に推移しており、令和元(2019)年度を含む令和 5(2023)年度までの 5 年間平均を見ても 3 億 62 百万円（+26.2%）と良好な収支バランスを確保している。

【表 5-4-2】によると、令和元(2019)年度から令和 5(2023)年度の 5 年間で、自己資金（正味財産）を 144 億 87 百万円から 160 億 91 百万円へ 16 億 4 百万円積み上げてきた。また、自己資金構成比率も 97%前後で安定的に推移している。

自己資金の大半を占める基本金も着実に増加して、令和 5(2023)年度末 143 億 7 百万円を計上した。特に奨学基金のための第 3 号基本金は 60 億円を達成した（令和 5(2023)年度末時点では 61 億円）。全体構成における基本金の比率は 86.6%、繰越収支差額の比率 10.8%、さらに特定資産の比率も 68.3%と財務基盤の強化が図れている。

なお、本館及び 1 号館の建替に向けて平成 29(2017)年度から積立を開始した第 2 号基本金については、令和 2(2020)年度からそれまでの 2 億円から 1 億円に減額となったが、令和 5(2023)年度末において 10 億円を計上している。今後も計画的に積立を実施する予定である。

直近の令和 5(2023)年度の実績は、事業活動収支計算書において、教育活動収支は教育研究経費の増加等によりマイナス 4 億 5 百万円（教育活動収支差額比率(マイナス 65.6%)）となったが、教育活動外収支 6 億 69 百万円の補てんにより、経常収支は 2 億 64 百万円の黒字を確保した。有価証券売却益等により特別収支 2 億 32 百万円を加算して基本金組入前当年度収支差額 4 億 96 百万円（事業活動収支差額比率 32.2%）を計上できた。翌年度繰越収支差額は 17 億 83 百万円となり、令和 6(2024)年度以降の収支バランス確保及び資金確保による資金繰りの安定化につながっている。なお、教育活動外収支の中心である資産運用について、法人は「寄附行為」及び「経理規程」によるほか、「学校法人エリザベト音楽大学資産運用管理規程」に則り適正に行っている。

資金（CF）の動きがよくわかる令和 5(2023)年度活動区分資金収支計算書を見ると、教育活動資金収支マイナス 2 億 26 百万円、施設整備等活動による資金収支マイナス 3 億 81 百万円、合計でマイナス 6 億 7 百万円の資金不足をその他活動資金収支 5 億 82 百万円で賄うことにより、支払資金（現預金）はマイナス 25 百万円にとどまった。前年度繰越支払資金 1 億 29 百万円を加算した翌年度繰越支払資金は 1 億 4 百万円と引き続き資金繰りに

懸念はない。

(3) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

令和6(2024)年度から令和10(2028)年度の5年間においては、収入面では学生生徒等納付金収入を確保していくために、効果的かつ効率的な広報活動を展開していく。支出面においては、積極的な教育投資や、設備更新と老朽化施設の保全に係る経費支出が最優先事項であり、緊急度合いを見極めつつ計画的に行っていくことで安定した財務基盤の確立に努める。

収支のバランスは、教育活動収支差額比率がマイナス50%を超えており、令和6(2024)年度以降、新入生の確保や経費削減への取組みにより改善させる方針である。

※エビデンス集（資料編）

【資料5-4-1】エリザベト音楽大学長期計画（2016年度～2025年度）

【資料5-4-2】事業活動収支の推移予想（2017～2026）

【資料5-4-3】事業活動収支の推移予想（2017～2026）見直し後

【資料5-4-4】中長期財務計画（2023～2032）

【資料5-4-5】金融資産の運用状況（2018～2023）

【資料5-4-6】計算書類（2019～2023）

【資料5-4-7】エビデンス集（データ編）【表5-2】

【資料5-4-8】エビデンス集（データ編）【表5-4】

【資料5-4-9】令和6年度予算書

【資料5-4-10】財産目録（2024年3月31日現在）

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

基準項目5-5を満たしている。

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

学校法人会計基準に準拠した会計処理を第一に心掛けており、日々の業務においても、「経理規程」及び「学校法人エリザベト音楽大学資産運用管理規程」などにに基づき、適正に行っている。また、会計担当者の業務遂行能力向上を図るため、外部研修会には積極的に参加している。特に経理担当課長向け研修会には定期的に参加している。

予算と著しくかい離のある科目については補正予算を編成し、「寄附行為」及び学校法人会計基準他に従い評議員会に諮った後に理事会で決定し、決算に向け適正な会計処理を実施している。

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

予算においては、「経理規程」に基づき予算責任者が作成した予算見積集計表を集計及び予算原案を編成する。予算原案による当該年度予算書を作成し、補正予算決議を経て確定している。各部署において厳正に管理、予算執行している。

決算監査においては、監査法人により毎年度10月から翌年5月にかけて、令和5(2023)年度については延べ186時間以上の監査を受けている。

令和元(2019)年度から令和5(2023)年度の監査報告書によると、重要な指摘はなく、会計処理に問題はない。毎年度重点監査項目として、資産運用収入における有価証券(株式、債券など)及び各引当特定資産の取扱いや退職給与引当金の算定処理等を監査されているが、学校法人会計基準に準拠して、3月31日をもって終了する会計年度の経営の状況及び同日現在の財政状態を全ての重要な点において適正に表示していることが記されている。

本法人全体の収入のうち大きなウェイトを占める資産運用収入については、有価証券等の運用状況などを数か月ごとに理事会へ報告している。

なお、監事3人ともほぼ毎回理事会に出席しており、そのうち1人は学内での監査業務のほか原則として毎週開催される法人役職者懇談会にも出席して指導助言を行っている。また、会計監査においても、監事は年2回(10月、5月)の監査事務所の会計監査に立ち会い、意見交換を行っている。平成28(2016)年度より、監査計画を作成し会計年度終了後2か月以内には、監査報告書を作成し理事会及び評議員会に提出している。

(3) 5-5の改善・向上方策(将来計画)

今後においても、監査人及び学内監事ともに情報共有等を図りながら、監査体制を充実させて厳正に対処していく方針である。

※エビデンス集(資料編)

【資料5-5-1】経理規程

【資料5-5-2】学校法人エリザベト音楽大学資産運用管理規程

【資料5-5-3】2023(令和5)年度監事監査報告書

【資料5-5-4】理事会議事録

[基準5の自己評価]

法人は、大学の使命・目的及び教育目的を達成するために中長期計画を策定し、それに基づき年度の事業計画を立案している。その計画案について、常に自己点検を行い、事業報告を作成すると同時に、次年度の計画立案に生かすPDCAサイクルによる法人・大学運営を実施している。その大前提として法人は、「寄附行為」ほか法人運営の基となる諸法規をしっかりと遵守し、環境、人権、安全・危機管理等にも十分に配慮したうえで、教学側と連携・協力して大学運営を行っている。本学は、小規模な単科大学であるが、財務基盤は盤石である。その結果、音楽の専門性のみならず、地域貢献及び国際貢献を実践する音楽大学としてステークホルダーからの信頼を得ている。

基準 6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

基準項目 6-1 を満たしている。

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

本学は、大学学則第 2 条及び大学院学則第 2 条において、教育水準の向上を図り、建学の精神、教育理念の実現に向けて、教育活動の状況について自ら点検し、評価を行うことを定めている。

さらに令和 4(2022)年 3 月、理事会の議を経て私立大学協会による「私立大学版ガバナンス・コード」を基にする「エリザベト音楽大学 ガバナンス・コード」を策定し、大学ホームページで公表した。これを遵守することは、内部質保証体制及び教学マネジメントを確立し、社会の信頼を得ることにつながると判断している。研修会において同コードについて説明し、教職員に周知を図った。

令和 5(2023)年 7 月には、協議会及び理事会において「エリザベト音楽大学内部質保証の方針」を決定した。三つのポリシーを起点とする教育研究活動及び中長期計画を踏まえた大学運営等の内部質保証の最終責任は、法人と教学の役職者が参加する協議会が負う。協議会は、必要に応じて教学の会議体等（教授会、研究科委員会、学科会議、各種委員会ほか）及び事務局（総務部、学事部ほか）に対して各種情報の提出を求め、検討を行い、様々な課題について情報を共有して教学組織及び事務局とともに改善を行っている。

理事長・学長は平成 28(2016)年に開始した長期計画に基づき、年度事業計画を役職教職員とともに原案を作成している。事業計画は、年度はじめの教授会及び職員朝礼において説明を行い、教職員への周知を図り、事業計画の実現を連携して行っている。その達成状況について、役職教職員は「○：達成、△：着手し進行中、×：未着手、－：時期により未着手」を判別し、さらに具体的な進捗状況を記載して一覧表にまとめている。これについて理事会で報告し、意見交換を行っている。改善点については、理事会から学長及び事務局長を経て教学組織及び事務局に伝えられ、個別の対応あるいは次年度事業計画策定に生かすことで PDCA サイクルを機能させている。

定期的な自己点検評価の実施と公表は、自己評価・FD 運営委員会が担う。学長に報告された評価結果は、はじめに協議会において、その後教学組織及び事務局において改善策を検討し、実行する。必要に応じて学長は、理事会において情報を共有する。教学組織及び事務局は日常的な課題の改善を随時行っている。

事務局は分担して定期的な IR 調査（授業評価アンケート、新入生アンケート、卒業生アンケート、修了生アンケート、保証人アンケート、演奏会アンケートほか）を実施している。さらに学長あるいは協議会ほかの指示により事務局は個別の調査を実施している。これらの結果は学長及び協議会ほかには報告され、検討を行い、抽出された課題の解決を行っている。

(3) 6-1 の改善・向上方策(将来計画)

ガバナンス・コードは令和 4(2022)年 3 月に策定したものの、令和 5(2023)年の教職員研修会まで、その周知は徹底していなかった。今後は速やかに教職員に説明するように努める。事業計画について、令和 5(2023)年度は 12 月と年度末を区切りとして達成状況の確認を行ったが、令和 6(2024)年度より 9 月末と年度末に確認するように変更する。

※エビデンス集(資料編)

【資料 6-1-1】エリザベト音楽大学 ガバナンス・コード(第 1 版)

【資料 6-1-2】第 1 回認証評価研修会資料

【資料 6-1-3】エリザベト音楽大学内部質保証の方針

【資料 6-1-4】自己評価・FD 運営委員会規程

【資料 6-1-5】『自己点検・評価報告書』(大学ホームページ)

【資料 6-1-6】2023 年度事業計画達成状況

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

(2) 6-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

大学学則第 2 条及び大学院学則第 2 条において、教育水準の向上を図り、建学の精神、教育理念の実現に向けて、教育活動の状況について自ら点検し、評価を行うことを定めている。自己点検・評価を実施する組織として平成 4(1992)年度に自己評価委員会(平成 16(2004)年度から自己評価・FD 運営委員会と改称)を立ち上げ、委員会規程を定めて、定期的に自己点検・評価活動を行い、自己点検・評価報告書を作成、公表している。

平成 22(2010)年度以降は、日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価を受審し、同年度及び 7 年後の平成 29(2017)年度において、同機構が定める大学評価基準を満たしていると評価された。その後も計画的に同機構の基準項目に従い自己点検・評価を実施し、その結果を大学ホームページにおいて公表している。

今回の受審に際して、自己評価・FD 運営委員会は定期的に会議を開催して同評価機構の受審準備を行った。令和 3(2021)年度には「Ⅰ. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等」、「Ⅱ. 沿革と現況」、「基準 1、基準 2、基準 4」について、令和 4(2022)年度には「基準 3、基準 5」について、令和 5(2023)年度前期に「基準 6」について、教職員は分担して自己点検・評価報告書を執筆した。いずれも原案を委員会で確認し、委員長が教授会に報告した後に大学ホームページで公表することにより、自主的・自律的かつ定期的に自己点検・評価を実施している。

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

基準 6-1 及び 6-2-①のとおり、大学学則及び大学院学則に従い、自己点検・評価活動を行ってきた。自己評価・FD 運営委員会が定期的に自己点検・評価を実施する際、また日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価を受審するに際して、事務局が実施する定期的な IR 調査を活用し、さらに教学組織及び事務局がもつ各種データを利用することにより、エビデンスに基づく自己点検・評価を実施している。

以下は、本学において定期的に実施しているアンケートの担当部署と概要である。

1. 授業評価アンケート

自己評価・FD 運営委員会は学務・入学試験委員会と連携してアンケートの実施と内容について定め、学事部学務は各学期末に学内ポータルサイト「イーチ」を活用して実施している。令和 4(2022)年度から 1 年次のみクォーター制を導入しターム科目を配置したことを機に、学期の中間にもアンケート調査を実施し、授業担当者が学期途中から学生の意見を取り入れ改善につなげている。

評価に関する分析と改善策は、授業担当者に第一の責任があるために、中間評価については、集計後ただちに授業担当者に伝え、その後の授業に生かしている。各学期末の集計結果は、授業担当者及び自己評価・FD 運営委員に伝え、授業担当者は改善策をまとめて学生に公表する。自己評価・FD 運営委員内でも集計結果を共有して、問題点を見出し改善に努めている。学務・入学試験委員会でも概要を共有し、教育内容や方法について検討を行う。必要に応じて、学長、学部長、学科長、学科長補佐等役職者ほかが授業担当者と面談し、改善を求める場合もある。

2. 新入生アンケート

学事部企画・広報は「イーチ」を活用して、オリエンテーション時に学部新入生(1 年生、編入生)に対して、大学を知ったきっかけ、出願理由、大学生活への思いなどを尋ねている。新入生からの情報は、専任教職員全員が参加する大学案内説明会(4 月開催)等で共有され、学生募集活動にも活用している。

3. 卒業生アンケート、修了生アンケート

学事部学生生活は「イーチ」を活用して、卒業及び修了予定学生に、学生生活の振り返りについて質問している。卒業生アンケート、修了生アンケートは、学長、学長補佐、学部長、研究科長、学科長、学科長補佐、学生生活センター室長等の主たる役職者に回覧した後、教授会において報告され、専任教員間で共有している。同時に事務局においてもアンケート結果について検討し、教職員が連携して改善策を実行するなど、PDCA サイクルは機能している。

4. 保証人アンケート

学事部学務は、毎年夏期休暇中に学生保証人に対して、大学の活動全般について意見聴取を行っている。集計結果の速報値は、10 月から 11 月に実施する保証人懇談会において報告している。その後、年度末までに教学組織及び事務局で検討し、集計結果及び指摘事

項に関する改善策は、「イチ」を活用して保証人に通知している。

5. 演奏会アンケート

学事部演奏活動が担当し、大学が主催する演奏会について取捨選択してアンケートを実施している。演奏会当日に配布するアンケート用紙に回答する方法と、QRコードを活用して回答する方法を併用しているが回収率は低い。結果については、すぐに対応できるものと次年度以降に活用するものに分けて、改善策を講じている。

平成 29(2017)年 8 月、学生の学修データの収集及び分析に関する事項、大学生活に関するデータの収集及び分析に関する事項、そのほか教学に関するデータの分析・活用及び提供に関する事項、大学施策に関する情報の収集及び提供に関する事項について協議することを規程に定め、IR 実施委員会（のちの IR 委員会）を発足した。IR 活動の重要性は認識しているものの、委員会が主体的にデータを収集し、分析して活用することまでには至らなかった。

基準 2 及び基準 6-1 に記載したとおり、事務局の各部署は、定期的な IR 調査を実施し、分析した後に、各種委員会、協議会、教授会において協議し、改善策を検討している。小規模大学ゆえに IR 担当の専任職員を配置することができず、その結果、「エリザベト音楽大学内部質保証の方針」において、事務局は分担して定期的な IR 調査（授業評価アンケート、新入生アンケート、卒業生アンケート、修了生アンケート、保証人アンケート、演奏会アンケートほか）を実施するように、実情に合わせた体制に変更し、IR 委員会を廃止した。収集された IR データは、学長及び協議会ほかに報告され、検討を行い、抽出された課題の解決を行っている。

(3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

協議会が内部質保証の責任を負う会議体に変更したことにより、自己点検・評価報告書を教授会に報告する前に、協議会で協議し、記載内容を確認するよう変更する。

在学生に対し学修支援に関するアンケートを開始し、授業評価アンケートなど複数のアンケートを行っているが、統計的に分析できるよう各アンケートの内容を整理する。さらに、卒業後、数年を経た後のアンケートも必要であると認識している。

※エビデンス集(資料編)

【資料 6-2-1】『自己点検・評価報告書』（大学ホームページ）

【資料 6-2-2】『平成 29 年度自己点検評価書』（大学ホームページ）

【資料 6-2-3】IR 調査(各種アンケート結果)

【資料 6-2-4】エリザベト音楽大学内部質保証の方針

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

基準項目 6-3 を満たしている。

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

基準 1 から基準 6-2 までの全ての判定理由から、さらに令和 4(2022)年 3 月に策定した「エリザベト音楽大学 ガバナンス・コード」の遵守により、エリザベト音楽大学は三つのポリシーを起点とする教育研究活動及び中長期計画を踏まえた大学運営等の内部質保証の確立を目指した大学運営の PDCA サイクルについて適切に機能させていると判断している。

「エリザベト音楽大学内部質保証の方針」に定めているとおり、本学の内部質保証の責任は、法人と教学の役職者が参加する協議会が担い、教学組織及び事務局は連携して継続的に学内 IR 情報を収集、分析、各所で改善策を講じて、協議会に報告する体制を整えている。理事長が学長を兼務し、教学組織及び事務局の数多くの会議に出席していることで、ボトムアップ及びトップダウンの報告・連絡・相談が容易であり、迅速な改善策の決定が可能な体制になっている。経営判断を必要とする事案に関しては、年間 8 回前後開催される理事会に理事長は速やかに報告して協議し、再び学内に意見を伝えている。

前回の大学機関別認証評価の評価報告書において唯一参考意見として公表された収容定員未充足の問題に関しては、令和 2(2020)年度を除き依然として入学者は定員を下回る状況が継続している。中長期計画及び年度事業計画においても、学生募集活動は最重点項目となり、学内外の意見を真摯に受け入れ、教職員は一丸となって取り組んでいるが、入学者数の改善は見られない。しかしながら、本学の財務状況は好成績が続き、学内外から高く評価され、大学経営は安定している。

被爆地広島にある音楽大学として、内部質保証体制を堅持し、学生の満足度を高めて、地域社会及び国際社会に奉仕する役割を未来永劫果たすために、学生募集に資するあらゆる取組みを実行する。

(3) 6-3 の改善・向上方策(将来計画)

令和 5(2023)年 4 月の人事異動で 13 年ぶりに学長補佐(学務担当)を任命した。小規模大学で専任教員が少ないために、現時点で一人何役もの役職及び所属委員会がある。その中で学長補佐を任命することは、学修成果の可視化をはじめとする新しい教育活動の定着及び教学マネジメントの徹底を図る目的である。これまで職員が務めてきた役職(学事部次長)に教員を任命するのも 13 年ぶりである。教員の経験を生かして地域連携をより活性化させる。学務・入学試験委員会をはじめとして委員の多くを交代したことは、教員が様々な役職に就くことにより、大学運営に関する経験を積み、全員参加の大学運営となることを目指している。職員が協議会、教授会、委員会等の会議に同席することも、教職協働に資すると判断している。教職員が連携協力して問題を解決し、内部質保証の PDCA サイクル

を恒常的に回すよう推進する。

※エビデンス集(資料編)

【資料 6-3-1】 2023 年度事業計画

【資料 6-3-2】 2023 年度事業計画達成状況

【資料 6-3-3】 2023 年度事業報告

[基準 6 の自己評価]

エリザベト音楽大学は、基準 1 から基準 6 までの自己点検・評価をとおして、三つのポリシーを起点とする教育研究活動及び中長期計画を踏まえた大学運営等の内部質保証を推進し、体制が構築されている。これらの取組みにより、基準 6 は満たしていると判断する。

IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 社会・地域貢献

A-1. 付属音楽園とエクステンションセンター

A-1-① 付属音楽園：音楽教育をとおした人間性あふれる青少年の育成

A-1-② エクステンションセンター：生涯学習のための多彩なプログラムの提供

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 付属音楽園：音楽教育をとおした人間性あふれる青少年の育成

エリザベト音楽大学付属音楽園は、芸術としての音楽教育をとおした人間性あふれる青少年の育成を目指し、4歳から高校3年生までを対象とした総合的な音楽教育を提供している。具体的には、個人レッスン、ソルフェージュ、幼児クラス、そして合唱団「プエリカンタンテス」など、幅広いプログラムを展開している。また生徒の成長を評価するための試験や演奏会を行い、教育力の向上のための機会を設定している。さらに教育充実のために、大学からの支援や教員との連携を図り、ソルフェージュ教育においては「<音楽家の耳>トレーニング」を導入している。

A-1-② エクステンションセンター：生涯学習のための多彩なプログラムの提供

エクステンションセンターは幅広い年齢層に対し、地域に開かれた大学の付属機関として位置付け、多彩な生涯学習プログラムを提供している。レッスン部門には、「プロフェッショナル」「アカデミー」「受験生」「ステップアップ」「グループ」「客員教授による特別レッスン」という6つのコースを設けており、作曲、声楽、鍵盤楽器、管弦打楽器といった幅広いレッスンを行っている。受講生は自身のレベルや希望に応じてコースを選び、レッスン回数を自由に調整可能である。特に中高生向けの受験生コースは、音楽大学受験を見据えている。レッスンは、エクステンションセンター講師と大学・音楽園の教員が共同で担当し、毎年2月にはステップアップコースとグループコースの受講生による合同発表会を開催している。

さらに、エクステンションセンターでは実技講座だけでなく、音楽理論などの幅広い講座も提供している。特に宗教音楽に焦点をあてたプログラムも展開するほか、海外の演奏家による特別レッスンでは、中高生を対象とした割引や無料の受講制度も設定している。そのほか、特別授業聴講制度を通じて、社会人向けに大学の授業も公開し、専門的な教育の機会を提供している。

(3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

近年の付属音楽園の在園者数に大きな変動は見られない。広報活動は大学ホームページ、SNS などで行い、今後も積極的に継続する。エクステンションセンターの受講生は学習意欲が高く、その期待に応えるため、さらなるプログラムの充実を目指す。

※エビデンス集（資料編）

【資料 A-1-1】 2024 年度 エリザベト音楽大学附属音楽園募集要項

【資料 A-1-2】 2024 年度 エリザベト音楽大学 エクステンションセンター パンフレット

A-2. 音楽活動等を通じた社会・地域貢献

A-2-① 音楽活動等を通じた社会・地域に貢献可能な取組み

(1) A-2 の自己判定

基準項目 A-2 を満たしている。

(2) A-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-2-① 音楽活動等を通じた社会・地域に貢献可能な取組み

本学の社会・地域貢献活動は、地域の音楽文化の醸成と活性化を目標にしており、演奏会、公開講座、行政、教育機関、地域との連携、大学施設の提供などを行っている。

1. 演奏会

本学主催の演奏会は原則として一般に公開している。令和 5(2023)年度には、【表 A-2-1】に示すように、さらなる音楽文化の社会・地域貢献を目指し、多様なプログラムによる創立 75 周年記念コンサートシリーズを企画・開催した。

【表 A-2-1】 2023 年度 エリザベト音楽大学主催演奏会 主な一覧
※エリザベト音楽大学創立 75 周年記念コンサートシリーズ

日程	演奏会名	会場	内容
6/16	スピリチュアルコンサート※	セシリアホール	合唱委嘱作品（三浦則子氏）初演、室内楽作品（川上統）ほか
8/26	0 歳児から楽しめる親子コンサート in ひがしひろしま（東広島市共催事業）	東広島芸術文化ホールくらら小ホール	こどものためのミニオペラ「ふしぎな島の物語」（創作）
9/13	エリザベトコンサート in 名古屋※	熱田文化小劇場（名古屋市）	教員と学生による演奏
11/5	イラーチェック・フォン・アルニン、ヤン客員教授ピアノレクチャーコンサート※	ザビエルホール	ウィーン古典主義スタイルの解釈について
11/20	第 82 回定期演奏会※	セシリアホール	L. v. ベートーヴェン：フィデリオ序曲、C. ドビュッシー：交響詩「海」、細川俊夫：声なき声（3・4・5 楽章）
11/23	創立 75 周年記念演奏会 Vol. 2	セシリアホール	合唱委嘱作品（細川俊夫氏）初演、教員と広島交響楽団による演奏
12/9	チャリティークリスマスコンサート※	セシリアホール	G. F. ヘンデル：メサイア（抜粋） J. ラター：Dancing Day、I. アントニーニ：0 magnum mysterium ほか
3/16	創立 75 周年記念演奏会 Vol. 3	セシリアホール	教員と広島交響楽団による演奏

2. スプリングフェスティバル

春のオープンキャンパス「スプリングフェスティバル」は毎年3月に開催している。期間中には、ピアノ講座、オーケストラによる体験型講座、グレゴリオ聖歌ワークショップ、教員及び学生によるオペラ、室内楽コンサート、子ども向けの音楽会など多彩なイベントを設定している。

3. 行政、教育機関、地域との連携

行政との連携事業

本学は音楽による社会貢献・地域貢献の一層の促進を図るべく、平成27(2015)年度以降、広島県、広島市、東広島市と連携協力協定を結び、連携交流事業を積極的に実施している。これまでの主な連携交流事業として、広島広域都市圏の中高生を対象とした「ジュニアウインドオーケストラ広島」への講習会場提供、東広島市吹奏楽実技講習会、こどものためのミニオペラ、東広島市立美術館コンサートなどがある。

【表 A-2-2】 行政との連携協力協定一覧と 2023 年度 連携交流事業

協定名	協定締結年月	令和 5(2023)年度 連携交流事業
広島県とエリザベト音楽大学との連携協力協定	2015 年 12 月	・令和 5 年度「環境の日」広島大会 学生による和太鼓演奏（日本伝統音楽研究会 樹響）
広島市とエリザベト音楽大学との連携協力協定	2015 年 9 月	・春のグリーンフェア 2023 学生によるフルートと電子オルガンの演奏
東広島市とエリザベト音楽大学との包括連携協定	2022 年 3 月	・東広島市吹奏楽実技講習会 ・こどものためのミニオペラ「ふしぎな島の物語」（東広島芸術文化ホール） ・美術館コンサート（東広島市立美術館） ・吾妻子の滝コンサート（吾妻子の滝公園）

教育機関等との連携事業

本学は、高等学校と教育提携協定を結び、本学の教員が協定校あるいは本学等で授業、実技指導を行い、音楽に関する学習機会の拡充に協力している。令和 5(2023)年度には、「出前授業」を 44 校において実施した。県外の高校には、オープンキャンパスツアーとして、本学来校の機会を特別に設け、個別レッスン及び大学内の通常の授業に参加する等のプログラムを提供しており、令和 5(2023)年度には 2 校がこのツアーを活用した。そのほか、市内のカトリック校 3 校によるチャリティイベント「クリスマスの集い」も継続している。

また本学は、主に教育提携校を対象とし、音楽文化学科の教員を中心とした高校生の音楽研究及び学習のサポートを実施してきた。令和 6(2024)年度からは、これまで蓄積された経験を土台とし、体系的な音楽探究学習「ベト探!」を立ち上げ、課題解決型学習を中心とした講座を開始したところである。

地域との連携事業

広島市民が幅広く参加する年末の「第九ひろしま」（主催：中国放送、中国新聞社）には本学の学生も参加しており、練習会場としてセシリアホールを提供するほか、本学教員も一般市民の指導にあたっている。また、教員と学生が、広島交響楽団のコンサートに楽器

演奏あるいは合唱として賛助出演する機会もある。令和 4(2022)年と令和 5(2023)年の広島交響楽団「平和のタベ」コンサートには、学生が合唱として参加した。

大学施設の開放

本学の施設は、学生及び教職員の使用を第一優先としているが、地域社会貢献又は音楽教育に関わりが深く本学の教育研究に資すると判断した場合は、学外者にも利用を許可している。

(3) A-2 の改善・向上方策(将来計画)

コロナ禍では、演奏会、公開講座の開催、大学施設の提供などが一時的に困難となったが、現在はコロナ禍以前の状態に戻りつつある。今後も、広島県、広島市、東広島市との地域連携事業をはじめ、本学の特色を生かし、地域の要望に寄り合いながら社会・地域貢献活動を推進する。そしてこれらの取組みについて、大学ホームページ、各種 SNS などを活用し情報発信を強化する。

※エビデンス集(資料編)

【資料 A-2-1】2023 年度音楽等を通じた社会・地域貢献一覧

【資料 A-2-2】2023 年度エリザベト音楽大学主催演奏会チラシ及びプログラム

【資料 A-2-3】スプリングフェスティバルパンフレット

【資料 A-2-4】2023 年度連携交流事業交流事業プログラム等

【資料 A-2-5】2023 年度教育機関等との連携事業プログラム等

【資料 A-2-6】2024 年度「ベト探!」パンフレット

【資料 A-2-7】2023 年度地域との連携事業 チラシ及びプログラム等

[基準 A の自己評価]

本学は付属音楽園、エクステンションセンター、演奏会・公開講座の開催、行政、教育機関、地域との多岐にわたる連携事業、そして大学施設の開放等をとおして、開かれた音楽大学として社会・地域貢献活動を日々積極的に行っている。これらの活動については大学全体で情報を共有し、学生、教職員一体となって取り組んでおり、本学は地域社会の中で音楽教育・研究活動の活性化と音楽文化の発展に大いに寄与している。これらの取組みにより、基準 A は満たしていると判断する。

V. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 83 条	○	学則第 1 条に定め遵守している。	1-1
第 85 条	○	学則第 3 条に明記し遵守している。	1-2
第 87 条	○	学則第 5 条に定め遵守している。	3-1
第 88 条	○	学則第 9 条、第 10 条、第 11 条に定め遵守している。	3-1
第 89 条	○	学則第 12 条に規定し、「早期卒業に関する規程」を定め運用している。	3-1
第 90 条	○	学則第 16 条に定め、適正に受入れている。	2-1
第 92 条	○	職員組織は学則第 27 条及び「管理運営規則」第 3 条～第 7 条、第 18 条～第 24 条に規定するほか、「学長選考規程」「学長補佐選考規程」「学部長選考規程」に定め遵守している。	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	学則第 28 条及び「教授会規程」を定め遵守している。	4-1
第 104 条	○	学則第 12 条及び大学院学則第 14 条に定め授与している。	3-1
第 105 条	—	本学学生以外の特別の課程を編成していないため該当しない。	3-1
第 108 条	—	該当しない。	2-1
第 109 条	○	学則第 2 条に定め、「自己評価・FD 運営委員会規程」に基づき行い、その結果はホームページに公表している。	6-2
第 113 条	○	「情報公開規程」を定め、ホームページに公表している。	3-2
第 114 条	○	学則第 27 条及び「管理運営規則」第 18 条第 3 項に定めている。	4-1 4-3
第 122 条	○	学則第 10 条に定めている。	2-1
第 132 条	○	学則第 10 条を準用し、学生募集要項により適正に運用している。	2-1

学校教育法施行規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 4 条	○	修業年限、学年、学期及び休業日に関する事項：学則第 5 条、第 33 条～第 35 条、大学院学則第 5 条、第 25 条～第 27 条 部科及び課程の組織に関する事項：学則第 3 条、大学院学則第 3 条 教育課程及び授業日時数に関する事項：学則第 4 条、「学部・学科教育課程履修規程」第 5 条、第 6 条、大学院学則第 10 条 学習の評価及び課程修了の認定に関する事項：学則第 7 条、第 12 条、「学部・学科教育課程履修規程」第 21 条、第 22 条、大学院学則第 8 条 収容定員及び職員組織に関する事項：学則第 27 条、第 29 条、大	3-1 3-2

エリザベト音楽大学

		学院学則第 17 条、第 20 条 入学、退学、転学、休学及び卒業に関する事項：学則第 14 条～第 22 条、大学院学則 15 条 授業料、入学料その他の費用徴収に関する事項：学則第 23 条～第 26 条、大学院学則第 16 条、 賞罰に関する事項：学則第 38 条、第 39 条、大学院学則第 30 条、第 31 条 寄宿舎に関する事項：学則第 37 条、大学院学則第 28 条	
第 24 条	○	学業・成績については GAKUEN システムで管理している。	3-2
第 26 条 第 5 項	○	学則第 39 条第 3 号第 2 項及び「エリザベト音楽大学学生懲戒規程」に定めている。	4-1
第 28 条	○	「文書取扱規程」に定め、各担当部署が適正に管理している。	3-2
第 143 条	—	該当なし（代議員会等を設置していない）。	4-1
第 146 条	—	該当なし（修業年限の通算を認める規定なし）。	3-1
第 147 条	○	学則第 12 条及び「早期卒業に関する規程」に定め卒業を認めている。	3-1
第 148 条	—	該当しない（特別の専門事項を教授研究する課程を置いていない）。	3-1
第 149 条	—	該当しない（早期卒業を認めているが、これに該当しない）。	3-1
第 150 条	○	学則第 16 条に定め受入れている。	2-1
第 151 条	○	「アーティスト 21 特別入学試験（高校 2 年修了飛び入学試験）規程」に定め運用している。	2-1
第 152 条	○	施行規則に従い点検・公表している。	2-1
第 153 条	○	「アーティスト 21 特別入学試験規程」に定めている。	2-1
第 154 条	○	「アーティスト 21 特別入学試験規程」に定めている。	2-1
第 161 条	○	「編入学試験規程」に定め運用している。	2-1
第 162 条	—	該当しない（外国の大学からの転学制度なし）。	2-1
第 163 条	○	学則第 13 章に定め、必要に応じて学長は変更することができる。	3-2
第 163 条の 2	○	「科目等履修生規程」第 9 条第 3 項に定め運用している。	3-1
第 164 条	—	該当しない（特別の課程を置いていない）。	3-1
第 165 条の 2	○	音楽学部及び大学院音楽研究科それぞれ三つのポリシーを定め、大学ホームページ、学生募集要項等に公表している。	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3
第 166 条	○	学則第 2 条第 2 項に規定し、「自己評価・FD 運営委員会規程」に基づき点検し、大学ホームページに公表している。	6-2
第 172 条の 2	○	「情報公開規程」に定め、大学ホームページに公表している。	1-2 2-1 3-1

エリザベト音楽大学

			3-2 5-1
第 173 条	○	学則第 12 条に定め、学位を授与している。	3-1
第 178 条	○	学則第 10 条に定めている。	2-1
第 186 条	○	学則第 10 条を準用し、学生募集要項により適正に運用している。	2-1

大学設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	学則第 2 条に定め、法令を遵守し、水準の向上を図ることに努めている。	6-2 6-3
第 2 条	○	学則第 3 条第 2 項に明記し、「人材の養成に関する目的等に関する規程」を定めている。	1-1 1-2
第 2 条の 2	○	「入学者選抜規程」を定め、教授会によって入学者を適正に選抜している。	2-1
第 3 条	○	大学設置基準に従い適切に教員を配置している。	1-2
第 4 条	○	学則第 3 条に規定するとおり 2 学科を設置し、適切に教員を配置している。	1-2
第 5 条	—	該当しない（学科に代わる履修上の課程はない）。	1-2
第 6 条	—	該当しない（学部以外の基本組織はない）。	1-2 3-2 4-2
第 7 条	○	学則第 27 条及び「管理運営規則」に定め、必要な組織を配置している。	2-2 2-3 2-4 3-2 4-1 4-2 4-3
第 8 条	○	主要授業科目は主として専任教員が担当している。	3-2 4-2
第 9 条	—	該当しない（授業を担当しない教員はいない）。	3-2 4-2
第 10 条 （旧第 13 条）	○	専任教員数は、大学設置基準が定める基準を満たしている。	3-2 4-2
第 11 条	○	毎年度の事業計画ならびに FD・SD 実施計画に従い、積極的に研修の機会を設けている。	3-2 3-3 4-2 4-3

エリザベト音楽大学

第 12 条	○	「学長選考規程」に定め、適切に選考している。	4-1
第 13 条	○	「教員資格基準に関する規程」第 2 条及び第 5 条に定め運用している。	3-2 4-2
第 14 条	○	「教員資格基準に関する規程」第 3 条及び第 5 条に定め運用している。	3-2 4-2
第 15 条	○	「教員資格基準に関する規程」第 4 条及び第 5 条に定め運用している。	3-2 4-2
第 16 条	○	「教員資格基準に関する規程」第 6 条に定め運用している。	3-2 4-2
第 17 条	○	「教員資格基準に関する規程」第 7 条に定め運用している。	3-2 4-2
第 18 条	○	学則第 29 条に定めている。	2-1
第 19 条	○	カリキュラム・ポリシーを定め、目標達成のために適切かつ体系的な教育課程を編成している。	3-2
第 19 条の 2	—	該当しない（連携開設科目はない）。	3-2
第 20 条	○	学則第 4 条及び「学部・学科教育課程履修規程」第 1 条に教育課程の編成を定めている。	3-2
第 21 条	○	本条に則し、学則第 8 条に定めている。	3-1
第 22 条	○	「学部・学科教育課程履修規程」第 5 条に定め、運用している。	3-2
第 23 条	○	授業期間を 2 期に分け、それぞれ 12 週単位を基本としている。	3-2
第 24 条	○	習熟度別にするなど、教育効果が得られる適切な人数にしている。	2-5
第 25 条	○	授業の方法は学則第 8 条、第 9 条、「学部・学科教育課程履修規程」に定めている。	2-2 3-2
第 25 条の 2	○	授業の内容、計画、評価方法については各授業のシラバスに明記し学内ポータルサイト及び大学ホームページで検索・閲覧できる。	3-1
第 26 条	—	該当しない（夜間は開講していない）。	3-2
第 27 条	○	学則第 6 条～第 8 条に定め適正に評価している。	3-1
第 27 条の 2	○	「学部・学科教育課程履修規程」第 3 条に定め運用している。GPA に基づき上限に幅をもたせている。	3-2
第 27 条の 3	—	該当しない（連携科目を開設していない）。	3-1
第 28 条	○	学則第 9 条に定め運用している。	3-1
第 29 条	○	学則第 10 条に定め運用している。	3-1
第 30 条	○	学則第 11 条に定め運用している。	3-1
第 30 条の 2	—	該当しない（学部で長期履修制度は設けていない）。	3-2
第 31 条	○	「科目等履修生規程」を定め受入れている。	3-1 3-2
第 32 条	○	学則第 12 条に定めている。	3-1
第 33 条	—	該当しない（医学、薬学の学科を設置していない）。	3-1
第 34 条	○	必要な教育環境・設備を満たすとともに、中庭などの休息できる場	2-5

エリザベト音楽大学

		所も有している。	
第 35 条	○	西条キャンパスには体育館と運動場を、幟町キャンパス近隣には学生寮を有している。	2-5
第 36 条	○	教育研究に適した施設を設置している。	2-5
第 37 条	○	設置基準に従い適正に設置している。	2-5
第 37 条の 2	○	設置基準に従い適正に設置している。	2-5
第 38 条	○	教育研究基盤に適した図書館を設置し、図書館運営に必要な資格を有する職員を配属している。	2-5
第 39 条	—	該当しない（附属施設を必要とする学部ではない）。	2-5
第 39 条の 2	—	該当しない（薬学に関する学部ではない）。	2-5
第 40 条	○	必要な楽器、機器等備えている。	2-5
第 40 条の 2	○	各校地で行う教育に適した施設・設備を備えている。	2-5
第 40 条の 3	○	前年度の事業報告に基づき事業計画をたて、必要な予算を計上し整備している。	2-5 4-4
第 40 条の 4	○	大学創立の由来にふさわしい名称である。	1-1
第 41 条	—	該当しない（学部等連携組織を設置していない）。	3-2
第 42 条	—	該当しない（専門職学科を設置していない）。	1-2
第 42 条の 2	—	該当しない（専門職学科を設置していない）。	2-1
第 42 条の 3	—	該当しない（専門職学科を設置していない）。	4-2
第 42 条の 4	—	該当しない（専門職学科を設置していない）。	3-2
第 42 条の 5	—	該当しない（専門職学科を設置していない）。	4-1
第 42 条の 6	—	該当しない（専門職学科を設置していない）。	3-2
第 42 条の 7	—	該当しない（専門職学科を設置していない）。	2-5
第 42 条の 8	—	該当しない（専門職学科を設置していない）。	3-1
第 42 条の 9	—	該当しない（専門職学科を設置していない）。	3-1
第 42 条の 10	—	該当しない（専門職学科を設置していない）。	2-5
第 43 条	—	該当しない（共同教育課程を設置していない）。	3-2
第 44 条	—	該当しない（共同教育課程を設置していない）。	3-1
第 45 条	—	該当しない（共同学科を設置していない）。	3-1
第 46 条	—	該当しない（共同学科を設置していない）。	3-2 4-2
第 47 条	—	該当しない（共同学科を設置していない）。	2-5
第 48 条	—	該当しない（共同学科を設置していない）。	2-5
第 49 条	—	該当しない（共同学科を設置していない）。	2-5
第 49 条の 2	—	該当しない（工学に関する学部を設置していない）。	3-2
第 49 条の 3	—	該当しない（工学に関する学部を設置していない）。	4-2
第 49 条の 4	—	該当しない（工学に関する学部を設置していない）。	4-2
第 58 条	—	該当しない（外国に組織を設置していない）。	1-2
第 59 条	—	該当しない（大学院大学を設置していない）。	2-5

エリザベト音楽大学

第 61 条	—	該当しない（新たな大学等又は薬学を履修する課程を設置していない）。	2-5 3-2 4-2
--------	---	-----------------------------------	-------------------

学位規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 2 条	○	学則第 12 条に規定している。	3-1
第 10 条	○	学則第 12 条に専門分野となる学位の名称を定めている。	3-1
第 10 条の 2	—	該当しない（共同教育課程を設置していない）。	3-1
第 13 条	○	学則に定め遵守している。	3-1

私立学校法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 24 条	○	学校法人において運営基盤を強化堅持し、「情報公開規程」に基づき大学ホームページに公表している。	5-1
第 26 条の 2	○	「寄附行為」及び「監事監査規程」に定め遵守している。	5-1
第 33 条の 2	○	「寄附行為」第 33 条第 2 項に定め、遵守している。	5-1
第 35 条	○	「寄附行為」第 5 条に定め遵守している。	5-2 5-3
第 35 条の 2	○	「寄附行為」第 7 条に定め遵守している。	5-2 5-3
第 36 条	○	「寄附行為」6 条に定め遵守している。	5-2
第 37 条	○	「寄附行為」第 9 条～第 11 条に定め遵守している。	5-2 5-3
第 38 条	○	「寄附行為」第 12 条～第 16 条に定め遵守している。	5-2
第 39 条	○	「寄附行為」第 13 条に定め遵守している。	5-2
第 40 条	○	「寄附行為」第 15 条に定め遵守している。	5-2
第 41 条	○	「寄附行為」第 17 条に定め遵守している。	5-3
第 42 条	○	「寄附行為」第 19 条に定め遵守している。	5-3
第 43 条	○	「寄附行為」第 20 条に定め遵守している。	5-3
第 44 条	○	「寄附行為」第 21 条に定め遵守している。	5-3
第 44 条の 2	○	「寄附行為」第 44 条及び第 45 条に定め遵守している。	5-2 5-3
第 44 条の 3	○	「寄附行為」第 44 条及び第 45 条に定め遵守している。	5-2 5-3
第 44 条の 4	○	「寄附行為」第 44 条及び第 45 条に定め遵守している。	5-2 5-3

エリザベト音楽大学

第 44 条の 5	○	一般社団・財団法人法の準用について適正に運用している。	5-2 5-3
第 45 条	○	「寄附行為」第 41 条に定め遵守している。	5-1
第 45 条の 2	○	「寄附行為」第 19 条に定め作成している。	1-2 5-4 6-3
第 46 条	○	「寄附行為」第 32 条に定め報告し意見を求めている。	5-3
第 47 条	○	「寄附行為」第 33 条に定め遵守している。	5-1
第 48 条	○	「寄附行為」第 19 条、第 35 条及び「役員報酬等の支給の基準」に定め適切に運用している。	5-2 5-3
第 49 条	○	「寄附行為」第 37 条に定めている。	5-1
第 63 条の 2	○	「寄附行為」第 34 条に定め公表している。	5-1

学校教育法（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 99 条	○	大学院学則第 1 条に定め遵守している。	1-1
第 100 条	○	大学院学則第 3 条に定めている。	1-2
第 102 条	○	大学院学則第 15 条及び「大学院入学者選抜規程」に定めている。	2-1

学校教育法施行規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 155 条	○	大学院学則第 15 条及び「大学院入学者選抜規程」に定めている。	2-1
第 156 条	○	大学院学則第 15 条第 4 項に定めている。	2-1
第 157 条	○	大学院学則第 15 条に定めている。	2-1
第 158 条	○	実績がないため点検等実施していない。	2-1
第 159 条	○	大学院学則第 15 条第 3 項第 5 号に定めている。	2-1
第 160 条	○	大学院学則第 15 条に定めている。	2-1

大学院設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	大学院学則第 1 条及び第 2 条に定め、大学院設置基準の遵守ならびに水準の向上に努めている。	6-2 6-3
第 1 条の 2	○	大学院学則第 1 条第 2 項に明記し、「大学院人材の養成に関する目的等に関する規程」に定めている。	1-1 1-2
第 1 条の 3	○	大学院学則第 15 条、「大学院入学者選抜規程」に規定し、アドミッション・ポリシーに則り選抜している。	2-1

エリザベト音楽大学

第2条	○	大学院学則第3条に明記している。	1-2
第2条の2	—	該当しない（夜間は開講していない）。	1-2
第3条	○	目的については大学院学則第1条に、修士課程修業年限については第3条及び第5条に定め、適正に運用している。	1-2
第4条	○	目的については大学院学則第1条に、博士後期課程修業年限については第3条及び第5条に定め、適正に運用している。	1-2
第5条	○	大学院学則第3条、第20条に定めるところにより、大学院設置基準を遵守し適切に教員を配置している。	1-2
第6条	○	大学院学則第3条に定めている。	1-2
第7条	○	研究科と学部は同じ分野の課程であり、学部教員が大学院教員を兼任する等、適切に連携している	1-2
第7条の2	—	該当しない（複数の大学が協力して教育研究を行う研究科は設置していない）。	1-2 3-2 4-2
第7条の3	—	該当しない（研究科以外の組織を設置していない）。	1-2 3-2 4-2
第8条	○	教育研究実施組織については、エビデンス集（データ編）認証評価共通基礎データの教員組織に記載のとおり、適切に配置している。	2-2 2-3 2-4 3-2 4-1 4-2 4-3
第9条	○	大学院学則第17条及び「大学院修士課程教員資格審査基準に関する規程」「大学院博士後期課程教員資格審査基準に関する規程」に定め適正に運用している。	3-2 4-2
第9条の3	○	毎年度の事業計画ならびにSD計画に従い、積極的に研修の機会を設けている。	3-2 3-3 4-2 4-3
第10条	○	大学院学則第20条に定めている。	2-1
第11条	○	カリキュラム・ポリシーを定め、それに基づき編成している。	3-2
第12条	○	授業及び研究指導については大学院学則第4条～第10条に定め適切に実施している。	2-2 3-2
第13条	○	大学院学則第4条に定め、大学設置基準第9条に規定された教員が指導している。	2-2 3-2
第14条	—	該当しない（教育方法の特例は定めていない）。	3-2
第14条の2	○	大学院学則第8条に定め、学生便覧等に明記し公表しており、適	3-1

エリザベト音楽大学

		正に運用している。	
第 15 条	○	大学設置基準の準用については大学院学則、その他規程等に定め、運用している。	2-2 2-5 3-1 3-2
第 16 条	○	大学院学則第 13 条に定めている。	3-1
第 17 条	○	大学院学則第 13 条第 2 項及び第 3 項に定めている。	3-1
第 19 条	○	大学院の教育研究に適した施設を備えている。	2-5
第 20 条	○	音楽分野の研究に必要な機器、楽器等を適切に備えている。	2-5
第 21 条	○	教育研究上必要な資料は、楽譜等も含め図書館に適切に備えている	2-5
第 22 条	○	教育研究に支障なく学部と施設設備を共用している。	2-5
第 22 条の 2	○	2 以上の校地を有しているが、大学院においては主として幟町キャンパスで教育研究活動を支障なく行っている。	2-5
第 22 条の 3	○	前年度の事業報告に基づき事業計画をたて、必要な予算を計上し整備している。	2-5 4-4
第 22 条の 4	○	大学創立の由来にふさわしい名称である。	1-1
第 23 条	—	該当しない（独立大学院は設置していない）。	1-1 1-2
第 24 条	—	該当しない（独立大学院は設置していない）。	2-5
第 25 条	—	該当しない（通信教育を行う課程を設置していない）。	3-2
第 26 条	—	該当しない（通信教育を行う課程を設置していない）。	3-2
第 27 条	—	該当しない（通信教育を行う課程を設置していない）。	3-2 4-2
第 28 条	—	該当しない（通信教育を行う課程を設置していない）。	2-2 3-1 3-2
第 29 条	—	該当しない（通信教育を行う課程を設置していない）。	2-5
第 30 条	—	該当しない（通信教育を行う課程を設置していない）。	2-2 3-2
第 30 条の 2	—	該当しない（関係課程実施基本組織を設置していない）。	3-2
第 31 条	—	該当しない（共同教育課程を設置していない）。	3-2
第 32 条	—	該当しない（共同教育課程を設置していない）。	3-1
第 33 条	—	該当しない（共同教育課程を設置していない）。	3-1
第 34 条	—	該当しない（共同教育課程を設置していない）。	2-5
第 34 条の 2	—	該当しない（工学専攻の研究科の教育課程を設置していない）。	3-2
第 34 条の 3	—	該当しない（工学専攻の研究科の教育課程を設置していない）。	4-2
第 42 条	○	情報の提供に努めている。	2-3
第 43 条	○	学内外の奨学金について、担当部署が情報提供し、支援に努めてい	2-4

エリザベト音楽大学

		る。	
第 45 条	—	該当しない（外国における組織は設置していない）。	1-2
第 46 条	—	該当しない（新たな組織等段階的整備設置はない）。	2-5 4-2

専門職大学院設置基準 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			6-2 6-3
第 2 条			1-2
第 3 条			3-1
第 4 条			3-2 4-2
第 5 条			3-2 4-2
第 5 条の 2			3-2 3-3 4-2
第 6 条			3-2
第 6 条の 2			3-2
第 6 条の 3			3-2
第 7 条			2-5
第 8 条			2-2 3-2
第 9 条			2-2 3-2
第 10 条			3-1
第 11 条			3-2
第 12 条			3-1
第 13 条			3-1
第 14 条			3-1
第 15 条			3-1
第 16 条			3-1
第 17 条			1-2 2-2 2-5 3-2 4-2 4-3
第 18 条			1-2 3-1 3-2
第 19 条			2-1
第 20 条			2-1
第 21 条			3-1
第 22 条			3-1

エリザベト音楽大学

第 23 条			3-1
第 24 条			3-1
第 25 条			3-1
第 26 条			1-2 3-1 3-2
第 27 条			3-1
第 28 条			3-1
第 29 条			3-1
第 30 条			3-1
第 31 条			3-2
第 32 条			3-2
第 33 条			3-1
第 34 条			3-1
第 42 条			6-2 6-3

学位規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 3 条	○	大学院学則第 14 条及び「大学院学位規程」に定め遵守している。	3-1
第 4 条	○	大学院学則第 14 条及び「大学院学位規程」に定め遵守している。	3-1
第 5 条	○	審査委員については「大学院学位規程」第 4 条第 2 項に規定し、必要に応じて大学院等教員の協力を得ている。	3-1
第 12 条	○	学位授与報告について適正に行っている。	3-1

大学通信教育設置基準 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			6-2 6-3
第 2 条			3-2
第 3 条			2-2 3-2
第 4 条			3-2
第 5 条			3-1
第 6 条			3-1
第 7 条			3-1
第 8 条			3-2

エリザベト音楽大学

			4-2
第 9 条			2-5
第 10 条			2-5
第 11 条			2-2 3-2
第 13 条			6-2 6-3

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「—」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

VI. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	該当なし
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	
【表 2-3】	学部、学科別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 2-10】	附属施設の概要（図書館除く）	該当なし
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	該当なし
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 4-1】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 5-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 5-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	該当なし
【表 5-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為（紙媒体）	
	学校法人エリザベト音楽大学寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	エリザベト音楽大学 大学案内 2025	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則（紙媒体）	
	①エリザベト音楽大学学則	
	②エリザベト音楽大学大学院学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	①音楽学部学生募集要項	
	②大学院音楽研究科学生募集要項	

エリザベト音楽大学

【資料 F-5】	学生便覧	
	2024 (R. 6) 年度学生便覧	
【資料 F-6】	事業計画書	
	2024(令和6)年度エリザベト音楽大学事業計画	
【資料 F-7】	事業報告書	
	学校法人エリザベト音楽大学 事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	エリザベト音楽大学 大学案内 2025, p. 45 2024 (R. 6) 年度学生便覧, pp. 101-107	【資料 F-2】 と同じ 【資料 F-5】 と同じ
【資料 F-9】	法人及び大学の規定一覧及び規定集 (電子データ)	
	エリザベト音楽大学規程集	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿 (外部役員・内部役員) 及び理事会、評議員会の前年度開催状況 (開催日、開催回数、出席状況など) がわかる資料	
	①学校法人エリザベト音楽大学役員及び評議員会名簿 ②2023 (令和5) 年度理事会開催状況 ③2023 (令和5) 年度評議員会開催状況	
【資料 F-11】	決算等の計算書類 (過去5年間) 及び監事監査報告書 (過去5年間)	
	①2019 年度計算書類及び監事監査報告書 ②2020 年度計算書類及び監事監査報告書 ③2021 年度計算書類及び監事監査報告書 ④2022 年度計算書類及び監事監査報告書 ⑤2023 年度計算書類及び監事監査報告書	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス (電子データ)	
	①2024 (R. 6) 年度学生便覧 ②2024 年度シラバス	①【資料 F-5】 と同じ
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧 (策定単位ごと)	
	①学部の三つのポリシー ②大学院の三つのポリシー	
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況 (直近のもの)	
	該当なし	
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況 (直近のもの)	
	該当なし	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	学校法人エリザベト音楽大学寄附行為	【資料 F-1】 と同じ
【資料 1-1-2】	エリザベト音楽大学学則 第1条 (総則)	【資料 F-3-①】 と同じ
【資料 1-1-3】	エリザベト音楽大学人材の養成に関する目的等に関する規程	
【資料 1-1-4】	人材の養成に関する目的 (大学ホームページ)	
【資料 1-1-5】	エリザベト音楽大学大学院学則 第1条 (総則)	【資料 F-3-②】 と同じ
【資料 1-1-6】	エリザベト音楽大学大学院人材の養成に関する目的等に関する規程	
【資料 1-1-7】	大学院人材の養成に関する目的 (大学ホームページ)	
【資料 1-1-8】	行動標語 (学生便覧、「学生生活の手引き」、大学ホームページ、「Elisabeth EYE」Vol. 76、大学案内、大学院音楽研究科学生募集要項、各該当箇所の写し)	
【資料 1-1-9】	「人間学 I～IV」シラバス	
【資料 1-1-10】	「宗教音楽 I～III」シラバス	

エリザベト音楽大学

【資料 1-1-11】	春季入学記念ミサ入学式次第	
【資料 1-1-12】	2023 年度エリザベト音楽大学主催演奏会プログラム	
【資料 1-1-13】	ロヨラ国際交流基金規程	
【資料 1-1-14】	2023 年度留学生奨学金一覧	
【資料 1-1-15】	『エリザベト音楽大学創立 70 周年宗教合唱曲集 Vol. I』表紙	
【資料 1-1-16】	『エリザベト音楽大学創立 75 周年宗教合唱曲集 Vol. II』表紙	
【資料 1-1-17】	エリザベト音楽大学イエズス会使途職支援基金規程	
【資料 1-1-18】	各種会議議事録	
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	2024 年度入学式告辞	
【資料 1-2-2】	ゴージェンズ記念講演資料	
【資料 1-2-3】	「Elisabeth EYE」Vol.76	
【資料 1-2-4】	エリザベト音楽大学長期計画（2016～2025 年度）	
【資料 1-2-5】	2024(令和 6)年度 エリザベト音楽大学事業計画	【資料 F-6】と同じ
【資料 1-2-6】	教育理念（学生便覧、「学生生活の手引き」、大学ホームページ、大学案内、大学院音楽研究科募集要項、各該当箇所の写し）	
【資料 1-2-7】	行動標語（学生便覧、「学生生活の手引き」、大学ホームページ、「Elisabeth EYE」Vol.76、大学案内、大学院音楽研究科学生募集要項、各該当箇所の写し）	【資料 1-1-8】と同じ
【資料 1-2-8】	「初年次演習Ⅱ」シラバス	
【資料 1-2-9】	教育理念の銘板	
【資料 1-2-10】	3 号館壁紙デザイン	
【資料 1-2-11】	中国新聞における周知：中国新聞「想」、中国新聞「緑地帯」小冊子、中国新聞「創立 75 周年記事(上中下)」、演奏会挨拶文	
【資料 1-2-12】	各種委員会規程	

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	旧教育課程三つのポリシー	
【資料 2-1-2】	学部のアドミッション・ポリシー（大学ホームページ、音楽学部学生募集要項 p.3）	【資料 F-4-①】含む
【資料 2-1-3】	大学院のアドミッション・ポリシー（大学ホームページ、大学院音楽研究科学生募集要項、表 2）	【資料 F-4-②】含む
【資料 2-1-4】	大学案内説明会資料	
【資料 2-1-5】	エリザベト音楽大学入学者選抜規程	
【資料 2-1-6】	エリザベト音楽大学大学院入学者選抜規程	
【資料 2-1-7】	学務・入学試験委員会議事録（2023 年度第 9 回、2024 年度第 1 回）	
【資料 2-1-8】	研究科教育運営委員会議事録（2024 年度第 3 回）	
【資料 2-1-9】	エビデンス集（データ編）【表 2-1】【表 2-2】	
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	ホームルーム（「学生生活の手引き」 pp.20-21）	
【資料 2-2-2】	2023 年度合同ホームルーム資料	
【資料 2-2-3】	2024 年度春季オリエンテーション予定表	
【資料 2-2-4】	気がかりな学生について（連絡のお願い）	
【資料 2-2-5】	「教職課程（中・高）履修の手引き」	
【資料 2-2-6】	「教職課程（幼稚園）履修の手引き」	
【資料 2-2-7】	「エリザベトを知る」資料等	

エリザベト音楽大学

【資料 2-2-8】	研究テーマ記入シート	
【資料 2-2-9】	2024 年度専任教員オフィスアワー一覧	
【資料 2-2-10】	音楽実技実習ティーチング・アシスタントの実施に関する内規	
【資料 2-2-11】	2023 年度学修支援アシスタント利用状況	
【資料 2-2-12】	2021 年度教職員研修会資料	
【資料 2-2-13】	障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領	
【資料 2-2-14】	障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領における留意事項	
【資料 2-2-15】	健康に関する調査書	
【資料 2-2-16】	「イチ」使用について案内文	
【資料 2-2-17】	教授会議事録（2023 年度第 15 回）	
【資料 2-2-18】	入学予定者事前指導資料	
2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1】	キャリアサポート委員会規程	
【資料 2-3-2】	「初年次演習Ⅰ・Ⅱ」「データサイエンス入門」「キャリア教育Ⅰ～Ⅲ」「マーケティング指導法Ⅰ・Ⅱ」シラバス	
【資料 2-3-3】	「教職課程（中・高）履修の手引き」	【資料 2-2-5】と同じ
【資料 2-3-4】	「教職課程（幼稚園）履修の手引き」	【資料 2-2-6】と同じ
【資料 2-3-5】	進路希望調査票	
【資料 2-3-6】	教授会議事録（2024 年度第 1 回）	
【資料 2-3-7】	2023 年度卒業生進路一覧	
【資料 2-3-8】	YouTube チャンネル「エリザベト音楽大学キャリアサポート」 https://www.youtube.com/user/ElisabethUniversity	
【資料 2-3-9】	学年別進路オリエンテーション講座案内と内容	
【資料 2-3-10】	「指導グレード研究」シラバス	
【資料 2-3-11】	大学院進学説明会アンケート	
【資料 2-3-12】	保育士試験対策講座のお知らせ	
2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	学生生活委員会規程	
【資料 2-4-2】	学生相談室（「学生生活の手引き」 p. 19）	【資料 2-2-1】と同じ
【資料 2-4-3】	2023 年度学生相談室及び保健室利用状況	
【資料 2-4-4】	2023 年度本学独自の奨学金支給者数一覧	
【資料 2-4-5】	奨学金制度（「学生生活の手引き」 pp. 34-38）	【資料 2-2-1】と同じ
【資料 2-4-6】	2023 年度留学生奨学金受給一覧	
【資料 2-4-7】	新型コロナウイルスに関わる学生への学修支援策一覧	
【資料 2-4-8】	表彰制度（「学生生活の手引き」 pp. 39-41）	【資料 2-2-1】と同じ
【資料 2-4-9】	キャンパス・ミニストーリー案内	
【資料 2-4-10】	広島県留学生生活躍支援センターパンフレット	
2-5. 学修環境の整備		
【資料 2-5-1】	エリザベト音楽大学長期計画（2016 年度～2025 年度）	【資料 1-2-4】と同じ
【資料 2-5-2】	施設設備改修長期計画	
【資料 2-5-3】	学校法人エリザベト音楽大学危機管理規程	
【資料 2-5-4】	防火管理規程	
【資料 2-5-5】	危機管理マニュアル	
【資料 2-5-6】	図書館規程	
【資料 2-5-7】	電子音楽スタジオ運用規程	
2-6. 学生の意見・要望への対応		
【資料 2-6-1】	授業評価及び学修支援に関するアンケート	
【資料 2-6-2】	学務・入学試験委員会議事録（2023 年度第 4 回）	

エリザベト音楽大学

【資料 2-6-3】	2023 年度保証人アンケート	
【資料 2-6-4】	協議会議事録 (2023 年度第 12 回)	
【資料 2-6-5】	教授会議事録 (2023 年度第 15 回)	
【資料 2-6-6】	学生個人面接票	
【資料 2-6-7】	修繕依頼書等様式	

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 3-1-1】	旧教育課程三つのポリシー	【資料 2-1-1】と同じ
【資料 3-1-2】	『平成 29 年度自己点検評価書』 pp. 23-27	
【資料 3-1-3】	学部のディプロマ・ポリシー (大学ホームページ、学生便覧、音楽学部学生募集要項)	
【資料 3-1-4】	大学院のディプロマ・ポリシー (大学ホームページ、大学院音楽研究科学生募集要項)	
【資料 3-1-5】	エリザベト音楽大学学則 第 6 及び 9 条 (認定)、第 12 条 (卒業要件)	【資料 F-3-①】と同じ
【資料 3-1-6】	学部・学科教育課程履修規程 第 3 章 (試験)、第 4 章 (課程修了の認定及び成績の判定)	
【資料 3-1-7】	特待生制度、総代等専攻基準 (「学生生活の手引き」 pp. 34, 39-40)	【資料 2-2-1】と同じ
【資料 3-1-8】	履修要件 (「教職課程 (中・高) 履修の手引き」 p. 14)	【資料 2-2-5】と同じ
【資料 3-1-9】	エリザベト音楽大学大学院学則 第 7 条 (試験)、第 8 条 (成績評価)、第 13 条 (修了要件)	【資料 F-3-②】と同じ
【資料 3-1-10】	エリザベト音楽大学大学院学位規程	
【資料 3-1-11】	博士学位授与の要件に関する内規	
【資料 3-1-12】	博士学位 (論文博士) 授与の要件に関する内規	
【資料 3-1-13】	大学院生用項目 (学生便覧 pp. 75-94)	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-1-14】	学位論文に関わる評価基準 (大学ホームページ)	
【資料 3-1-15】	論文研究発表会・修士論文発表会説明会資料	
【資料 3-1-16】	大学院修士課程総代選抜基準 (「学生生活の手引き」 p. 40)	【資料 2-2-1】と同じ
【資料 3-1-17】	協議会議事録 (2023 年度第 13 回)	
【資料 3-1-18】	教授会議事録 (2023 年度第 14 回)	
【資料 3-1-19】	研究科委員会議事録 (2023 年度第 11 回)	
【資料 3-1-20】	専門科目試験審査体制及び評価方法の見直し	
3-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 3-2-1】	学部のカリキュラム・ポリシー (大学ホームページ、学生便覧、音楽学部学生募集要項)	
【資料 3-2-2】	大学院のカリキュラム・ポリシー (大学ホームページ、大学院音楽研究科学生募集要項)	
【資料 3-2-3】	授業科目番号について (学生便覧 pp. 16-34)	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-2-4】	シラバス様式	
【資料 3-2-5】	学部・学科教育課程履修規程 第 3 条 (単位)	【資料 3-1-6】と同じ
【資料 3-2-6】	履修単位数について	
【資料 3-2-7】	「教職課程 (中・高) 履修の手引き」 p. 15 注釈	【資料 2-2-5】と同じ
【資料 3-2-8】	シラバス点検確認表	
【資料 3-2-9】	教養教育委員会規程	
【資料 3-2-10】	教養教育委員会議事録 (2024 年度第 1 回、第 2 回)	
【資料 3-2-11】	「音楽リサーチ」「音楽づくり」「オペラ実習」シラバス	
【資料 3-2-12】	実技カルテ	

エリザベト音楽大学

【資料 3-2-13】	私立大学における新型コロナウイルス感染症対策の好事例① https://www.mext.go.jp/content/20200811-mxt_kouhou01-000004520_3.pdf 『令和 2 年度文部科学省白書』特集 1 https://www.mext.go.jp/content/20210720-mxt_soseisk01-000016965_1-1.pdf	
【資料 3-2-14】	大学院修士課程の演奏研究発表会及び修了演奏会プログラム作成に関する申し合わせ	
【資料 3-2-15】	大学院教職課程の履修について（学生便覧 pp. 86-88）	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-2-16】	博士後期課程修了までのプロセス（学生便覧 pp. 84-85）	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-2-17】	2024 年度大学院公開講座チラシ	
【資料 3-2-18】	大学院修士課程における短期及び長期修了プログラムに関する内規	
【資料 3-2-19】	国際交流に関する資料・報告書	
3-3. 学修成果の点検・評価		
【資料 3-3-1】	アセスメント・ポリシー	
【資料 3-3-2】	第 3 回認証評価研修会資料	
【資料 3-3-3】	授業評価アンケート、学修支援に関するアンケート、卒業生アンケート	
【資料 3-3-4】	学務・入学試験委員会議事録（2023 年度第 4 回）	【資料 2-6-2】と同じ
【資料 3-3-5】	2022 年度教職員研修会資料	

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料 4-1-1】	エリザベト音楽大学管理運営規則	
【資料 4-1-2】	学校法人エリザベト音楽大学寄附行為 第 12 条（理事の選任）	【資料 F-1】と同じ
【資料 4-1-3】	エリザベト音楽大学学則 第 8 章（職員組織）	【資料 F-3-①】と同じ
【資料 4-1-4】	教授会規程	
【資料 4-1-5】	研究科委員会規程	
【資料 4-1-6】	エリザベト音楽大学学長裁定	
【資料 4-1-7】	エリザベト音楽大学学長選考規程	
【資料 4-1-8】	エリザベト音楽大学学長補佐選考規程	
【資料 4-1-9】	エリザベト音楽大学学部長選考規程	
【資料 4-1-10】	エリザベト音楽大学大学院研究科長選考規程	
【資料 4-1-11】	法人役職者懇談会運営内規	
【資料 4-1-12】	教学役職及び各委員会構成員	
4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料 4-2-1】	エビデンス集（データ編）認証評価共通基礎データ	
【資料 4-2-2】	教員選考規程	
【資料 4-2-3】	教員資格審査委員会規程	
【資料 4-2-4】	教員資格基準に関する規程	
【資料 4-2-5】	大学院修士課程教員資格審査委員会規程	
【資料 4-2-6】	大学院修士課程教員資格基準に関する規程	
【資料 4-2-7】	大学院博士後期課程教員資格審査委員会規程	
【資料 4-2-8】	大学院博士後期課程教員資格基準に関する規程	
【資料 4-2-9】	面談シート	
【資料 4-2-10】	自己評価・FD 運営委員会規程	

エリザベト音楽大学

【資料 4-2-11】	2024 年度 FD・SD 実施計画	
【資料 4-2-12】	ゴーセンス記念講演資料	【資料 1-2-2】と同じ
【資料 4-2-13】	2023 年度教職員研修会資料	
【資料 4-2-14】	授業参観案内及び授業観察票	
【資料 4-2-15】	授業評価アンケート	【資料 3-3-3】に含む
4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-1】	エリザベト音楽大学長期計画 (2016 年度～2025 年度)	【資料 1-2-4】と同じ
【資料 4-3-2】	教職員研修 (SD・FD) について (2024(令和 6)年度エリザベト音楽大学事業計画)	【資料 F-6】と同じ
【資料 4-3-3】	2024 年度 FD・SD 実施計画	【資料 4-2-11】と同じ
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1】	図書館運営・研究紀要等編集委員会規程	
【資料 4-4-2】	学校法人エリザベト音楽大学就業規則 第 17 条 (教育職員の勤務時間の特例)	
【資料 4-4-3】	エリザベト音楽大学公的研究費の使用に関する行動規範	
【資料 4-4-4】	エリザベト音楽大学公的研究費の管理・監査に関する規程	
【資料 4-4-5】	エリザベト音楽大学公的研究費に関する間接経費取扱規程	
【資料 4-4-6】	エリザベト音楽大学公的研究費取扱要領	
【資料 4-4-7】	エリザベト音楽大学公的研究費に関する不正防止計画	
【資料 4-4-8】	エリザベト音楽大学公的研究費の不正使用に関する取引停止規程	
【資料 4-4-9】	エリザベト音楽大学研究活動における不正行為への対応等に関する規程	
【資料 4-4-10】	2023 年度教職員研修会資料	【資料 4-2-13】と同じ
【資料 4-4-11】	「初年次演習 I」シラバス	【資料 2-3-2】に含む
【資料 4-4-12】	「音楽執筆法研究 I」シラバス	
【資料 4-4-13】	教員研究費に関する内規	

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	学校法人エリザベト音楽大学寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-1-2】	エリザベト音楽大学ガバナンス・コード (第 1 版)	
【資料 5-1-3】	エリザベト音楽大学管理運営規則	【資料 4-1-1】と同じ
【資料 5-1-4】	学校法人エリザベト音楽大学就業規則	【資料 4-4-2】と同じ
【資料 5-1-5】	学校法人エリザベト音楽大学情報公開規程	
【資料 5-1-6】	情報公開 (大学ホームページ)	
【資料 5-1-7】	エリザベト音楽大学長期計画 (2016 年度～2025 年度)	【資料 1-2-4】と同じ
【資料 5-1-8】	2024(令和 6)年度エリザベト音楽大学事業計画	【資料 F-6】と同じ
【資料 5-1-9】	2023 年度事業計画達成状況	
【資料 5-1-10】	クールビズの実施について	
【資料 5-1-11】	ハラスメント問題委員会規程	
【資料 5-1-12】	エリザベト音楽大学ハラスメント防止ガイドライン	
【資料 5-1-13】	エリザベト音楽大学個人情報の保護に関する規程	
【資料 5-1-14】	個人情報保護方針 (大学ホームページ)	
【資料 5-1-15】	学校法人エリザベト音楽大学公益通報に関する規程	
【資料 5-1-16】	学校法人エリザベト音楽大学危機管理規程	【資料 2-5-3】と同じ
【資料 5-1-17】	危機管理マニュアル	【資料 2-5-5】と同じ
【資料 5-1-18】	防火管理規程	

エリザベト音楽大学

【資料 5-1-19】	エリザベト音楽大学消防計画	
【資料 5-1-20】	エリザベト音楽大学学生寮セシリアホーム消防計画	
【資料 5-1-21】	エリザベト音楽大学（西条キャンパス）消防計画	
【資料 5-1-22】	エリザベト音楽大学南海トラフ地震防災規程	
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-1】	学校法人エリザベト音楽大学寄附行為	【資料 F-1】と同じ
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1】	エリザベト音楽大学管理運営規則	【資料 4-1-1】と同じ
【資料 5-3-2】	法人役職者懇談会運営内規	【資料 4-1-11】と同じ
【資料 5-3-3】	学校法人エリザベト音楽大学監事監査規程	
5-4. 財務基盤と収支		
【資料 5-4-1】	エリザベト音楽大学長期計画（2016年度～2025年度）	【資料 1-2-4】と同じ
【資料 5-4-2】	事業活動収支の推移予想（2017～2026）	
【資料 5-4-3】	事業活動収支の推移予想（2017～2026）見直し後	
【資料 5-4-4】	中長期財務計画（2023～2032）	
【資料 5-4-5】	金融資産の運用状況（2018～2023）	
【資料 5-4-6】	計算書類（2019～2023）	【資料 F-11】と同じ
【資料 5-4-7】	エビデンス集（データ編）【表 5-2】	
【資料 5-4-8】	エビデンス集（データ編）【表 5-4】	
【資料 5-4-9】	令和 6 年度予算書	
【資料 5-4-10】	財産目録（2024 年 3 月 31 日現在）	
5-5. 会計		
【資料 5-5-1】	経理規程	
【資料 5-5-2】	学校法人エリザベト音楽大学資産運用管理規程	
【資料 5-5-3】	2023（令和 5）年度監事監査報告書	
【資料 5-5-4】	理事会議事録	

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-1】	エリザベト音楽大学ガバナンス・コード（第 1 版）	【資料 5-1-2】と同じ
【資料 6-1-2】	第 1 回認証評価研修会資料	
【資料 6-1-3】	エリザベト音楽大学内部質保証の方針	
【資料 6-1-4】	自己評価・FD 運営委員会規程	【資料 4-2-10】と同じ
【資料 6-1-5】	『自己点検・評価報告書』（大学ホームページ）	
【資料 6-1-6】	2023 年度事業計画達成状況	【資料 5-1-9】と同じ
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-1】	『自己点検・評価報告書』（大学ホームページ）	【資料 6-1-5】と同じ
【資料 6-2-2】	『平成 29 年度自己点検評価書』（大学ホームページ）	
【資料 6-2-3】	IR 調査（各種アンケート結果）	
【資料 6-2-4】	エリザベト音楽大学内部質保証の方針	【資料 6-1-3】と同じ
6-3. 内部質保証の機能性		
【資料 6-3-1】	2023 年度事業計画	
【資料 6-3-2】	2023 年度事業計画達成状況	【資料 5-1-9】と同じ
【資料 6-3-3】	2023 年度事業報告	

エリザベト音楽大学

基準 A. 社会・地域貢献

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 附属音楽園とエクステンションセンター		
【資料 A-1-1】	2024 年度 エリザベト音楽大学附属音楽園募集要項	
【資料 A-1-2】	2024 年度 エリザベト音楽大学エクステンションセンターパンフレット	
A-2. 音楽活動等を通じた社会・地域貢献		
【資料 A-2-1】	2023 年度音楽等を通じた社会・地域貢献一覧	
【資料 A-2-2】	2023 年度エリザベト音楽大学主催演奏会プログラム	【資料 1-1-12】と同じ
【資料 A-2-3】	スプリングフェスティバルパンフレット	
【資料 A-2-4】	2023 年度連携交流事業交流事業プログラム等	
【資料 A-2-5】	2023 年度教育機関等との連携事業プログラム等	
【資料 A-2-6】	2024 年度「ベト探！」パンフレット	
【資料 A-2-7】	2023 年度地域との連携事業チラシ及びプログラム等	

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。